

14. 4-813



1200501208734

14.4

813

×
複写



始



納本

234

岩手
年鑑

1929

14.4-813

四季の御召物

美しい流行衣裳を初め
實用呉服、綿布、洋反物
お目新しい新柄の數々



柳吳服店

盛岡着町

電話 一二四番、六六六番
振替口座 仙臺 一一九五番

資本金七百貳拾萬圓

株式會社



盛岡銀行

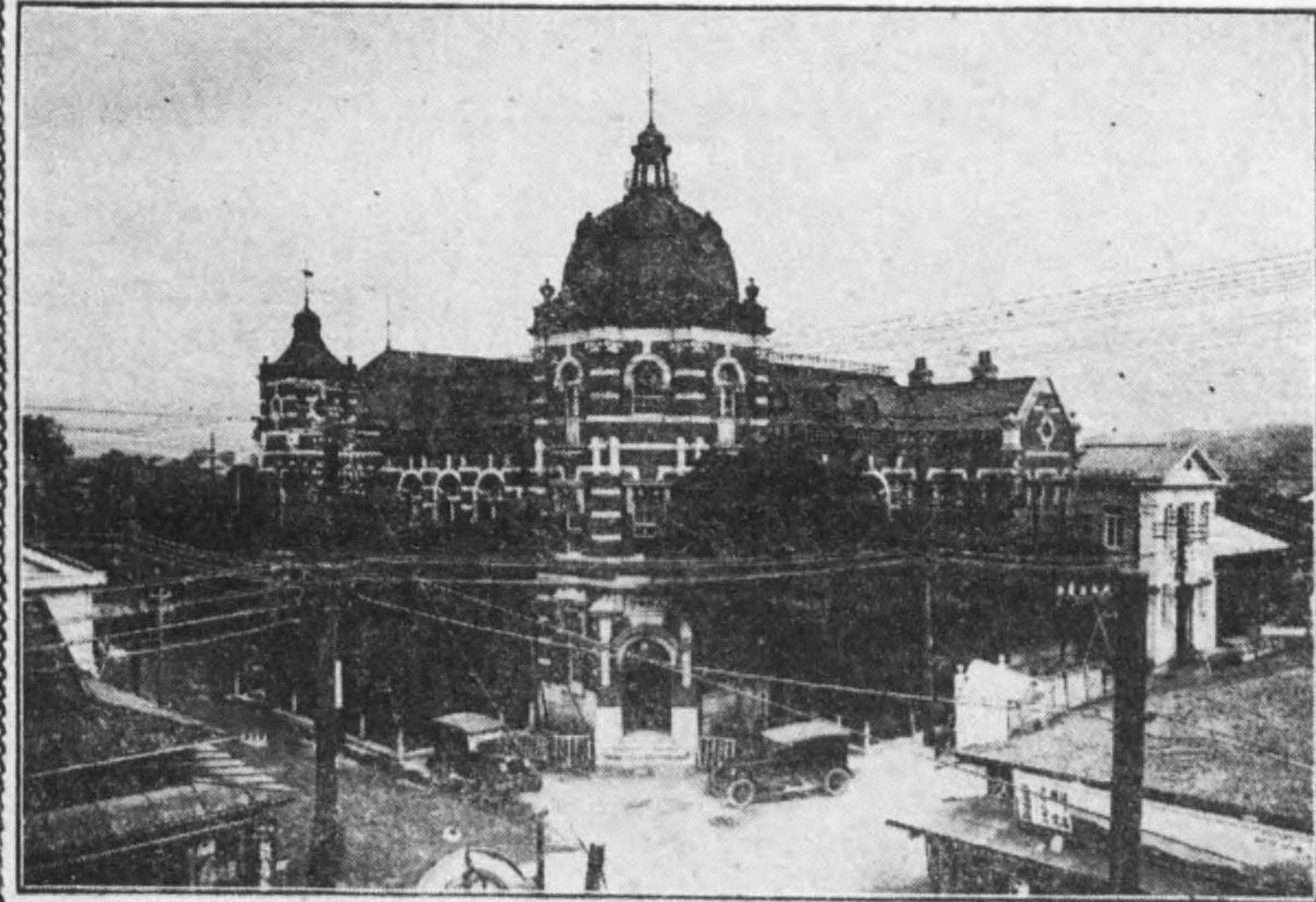
電話 4. 6. 8. 380. 381. 382.

宮内省金庫取扱

國庫金取扱

縣・市金庫取扱

日本銀行代理店





御買物は越三

…… 越三の品は品が良くて値段が低……

◆ 三越は百貨店で御座いますから季節向の品々が充實して、日常の御生活に御必要な品物は大抵取揃へて居ります
 ◆ 何んと申しましても流行と實用を兼ねた良い品は東京からは御求め遊ばすに限りません
 ◆ 東京でも三越の品なら一番安心して値段も一番低廉で御座います
 何卒御用命の程偏に御願ひ申上げます

御手紙にて御注文の際には「三越通信販賣保」宛に御願ひ申上げます。御申越次第カタログは無代進呈致します



越三

◆ 橋本日京東 ◆

盛岡市夕顔瀬

御料理鰻めし 多賀本家

電話 三八二〇八番

盛岡市内丸

西洋御料理 公會堂多賀

電話 八三七番

店主 細川正太郎



柄で好評の店

- ▲小濱小紋
- ▲縞御召
- ▲紋附袴類
- ▲全島仙類
- ▲大島各種
- ▲モスリン各種
- ▲本絹友仙
- ▲平絹友仙
- ▲婦人コート
- ▲シヨール・バラソル
- ▲角巻・マント
- ▲トンビ・毛布
- ▲夜具地座布團地
- ▲綾モス袴地

營業品目

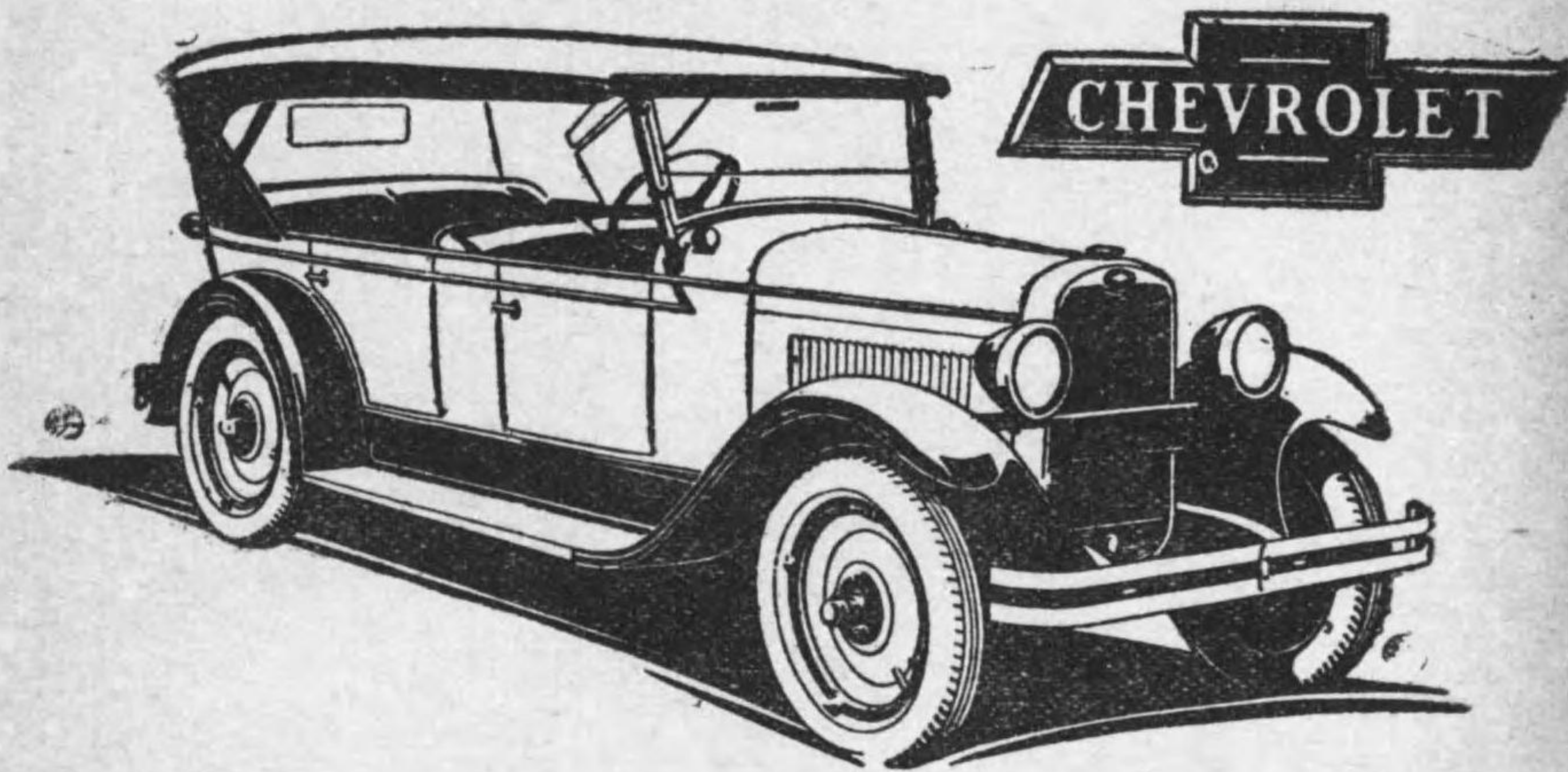


松

屋

電話 四〇八
振替 八七二
仙臺

盛岡市
中ノ橋通り



CHEVROLET

遙に他車を凌駕せる

新シボレー號

- ◆シボレー自動車新定價 (大阪渡)
 - ツーリング (五人乗幌型) 金壹千九百拾五圓
 - セダ (五人乗箱型) 金貳千四百九拾五圓
 - タクシーセダン (七人乗箱型) 金貳千五百七拾五圓
 - トラックシヤシー (壹噸半積) 金壹千八百九拾五圓
 - コンマーシャルシヤシー (四分三噸積) 金壹千四百七拾五圓
- ◆ポンテアク自動車新定價 (大阪渡)
 - ツーリング (五人乗幌型) 金參千貳百貳拾五圓
 - セダ (五人乗箱型) 金參千四百貳拾五圓
- ◆オークランド自動車新定價 (大阪渡)
 - ツーリング (五人乗幌型) 金四千〇四拾五圓
 - セダ (五人乗箱型) 金四千四百九拾五圓

日本ゼネラルモーターズ株式會社



盛岡モーター商會

シボレー號
ポンテアク號
オークランド號
自動車特約販賣店

電話 三五六番
電話 九七七番
振替 仙臺 七一五八番

標商錄登

銘酒

岩手川

釀造元

濱藤酒造店

盛岡市仙北町

第一工場

電話五九番

同 鉦屋町

第二工場

電話二六〇番

一冷凍、冷蔵、保管及賣買水產物ノ製造
製氷及運輸業其他附隨ノ事業

三陸水産冷蔵株式會社

本社 盛岡市紺屋町二十七番
電話 二〇二二〇 長二三〇

取締役社長 金田一國士

冷蔵庫所在地

盛岡冷蔵庫及製氷工場
宮古冷蔵庫及製氷工場
釜石第一冷蔵庫
釜石第二冷蔵庫及製氷工場
氣仙沼冷蔵庫
八戸湊冷蔵庫
東京月島冷蔵庫及製氷工場

盛岡 犀前 (電話六〇七)
岩手縣宮古町 (電話五六)
同 釜石町 (電話三一)
同 釜石町 (電話三九)
宮城縣氣仙沼町 (電話一二二)
青森縣湊野前 (電話四二八)
東京橋區月島 (電話京橋
四〇六九)
海岸通

綿糸染糸
織物商

岩手特産 金山綿製造元
清涼御帶 藤波織

目 齋藤仁助商店

盛岡市十三日町
電話 園壹六貳番
工場 電話 九壹壹番
振替口座東京五二五番

洋服類は

盛岡穀町

藤島に御用命を!!

三越洋服部出身

店主 藤島真一

電話 七六三番

家庭用

淺

田

鉛

機帶用
固形淺田鉛

旅行、散歩には携帯至極便利なり



たんを祛り、せきを止め
のどを潤し、こゝろを良す
常用として神氣活潑
四肢爽快消化をよくし
健康を増す。

家庭用 二一五三二
機帶用 一五三十一
圓錢錢 圓錢錢

本舖 東京、大阪、小樽、門司
堀内伊太郎

全國至ル所ノ
藥店ニアリ



塗キンペと板看



町冶鍛市岡盛

店板看ヤミサイ

盛岡市肴町

全永卯洋物店

電話四十六番 百十番

振替口座東京二二〇一四番



具房文たし致合のと用實と味趣
料材 画本日 画洋

町 穀 新 市 岡 盛

部 具 文 屋 津 木

三 八 〇 - 話 電



資本金壹千四百參拾八萬圓

電燈電力供給

◆各種合金鐵
◆カ | パ イ ト 製造販賣

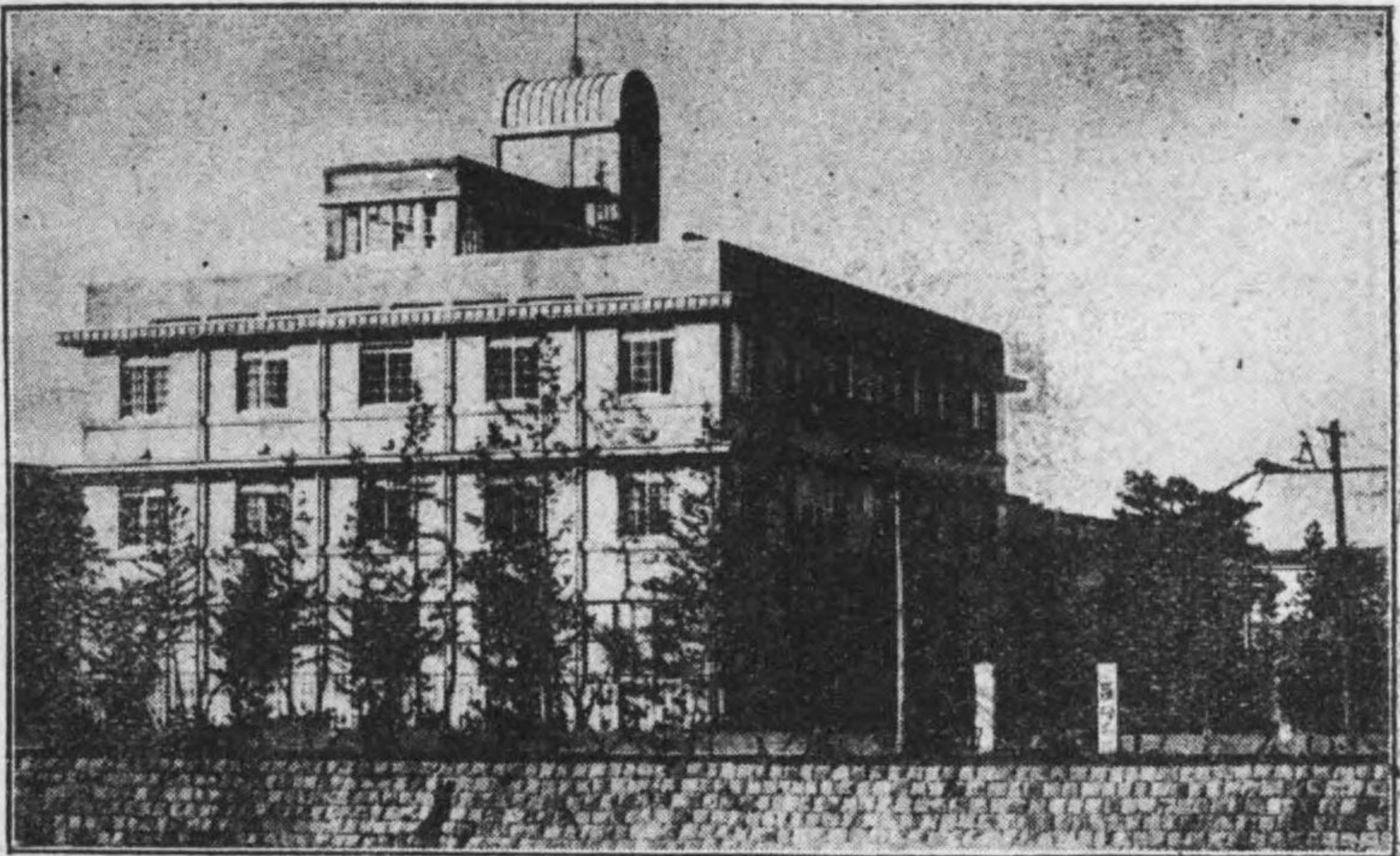
岩手縣盛岡市紺屋町

盛岡電燈株式會社

電話

特長
二二〇番
二三〇番
二九七番

電略 (モ) 九九七番



上ノ橋西詰

盛岡病院

電話 事務室用二八番
病室及賄部用八〇二番

藥局	同	同	同	同	同	醫員	外科	婦人科	産科	小兒科	内科
							院長				
							醫學博士 竹内慶治郎				
							醫學博士 岸芳男				
							醫學士 引地義男				
							新潟醫學士 室月莊				
							醫師 菊池鯉之助				
							醫學士 小野寺素行				
							醫學得業士 丹子壽				
							東京女子醫專 醫學士 大光寺フミ				
							同 岩本まき子				
							藥劑士 角掛千松				

御料理に五味の調和を尊み宴會場の設備完全を期し申候

盛岡市幡街

割烹 藤家

電話 二三五番

氣持のよい小座敷數室有之候
先づお越し下さいませ粹な藤家へ

御宴會は
百五十名まで

盛岡市新馬町

西洋料理 太洋軒

電話 二三五番(連接)

實質本位

旅館部宿泊料

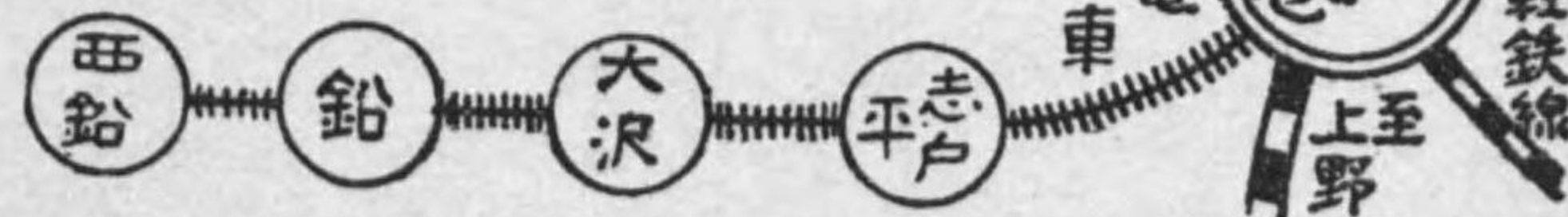
自三圓至

自炊部宿泊料

自二十五錢至四十錢

☒ 東北本線花卷驛ヨリ電車ノ便アリ ☒

湯口温泉組合
 至青森
 至花卷温泉
 岩手輕鉄線
 至上野
 志戸平温泉
 大澤温泉
 鉛温泉
 西鉛温泉



販賣部

モートル及電機器具
 各種發動機
 各種揚水ポンプ
 丸鋸及ベルト類
 鐵材及鐵管
 汽機汽鐘附屬品
 コツクカラシ類
 裝蹄機械
 家庭用コース及ストーブ
 諸機械工具
 清水式精米機

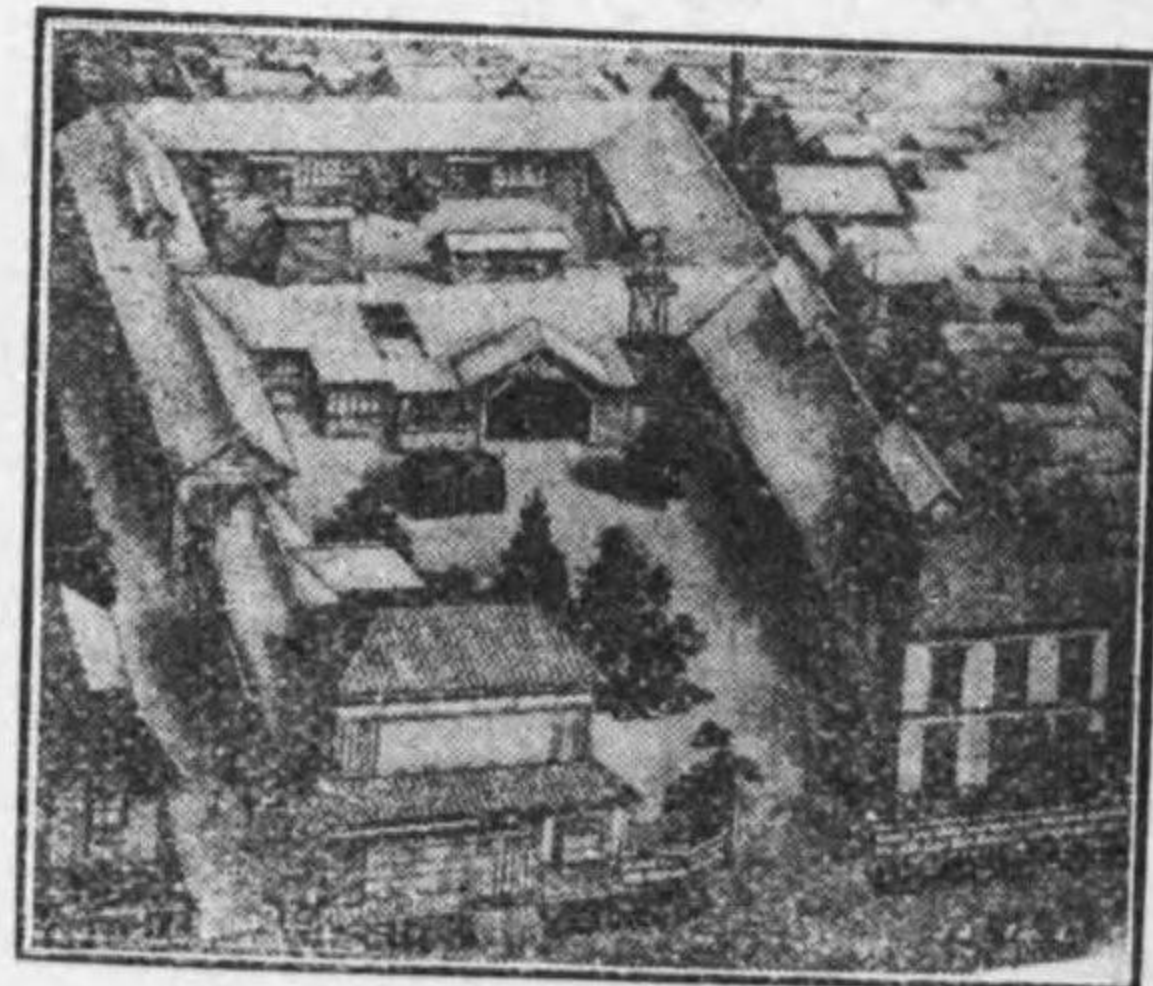
營業品目

福田銅鐵諸機械商店

盛岡市開運橋通リ突當
 電話長三五八番

製造品目

鑛山諸機械
 電氣機械
 製材機械
 橋梁及鐵骨類
 汽機汽鐘
 設計製圖監督
 其他諸機械



福田機械製作所

盛岡市大澤川原小路
 電話長一四三番



盛岡内丸



飯塚高等洋服店

電話一〇三二番



運動具の専門店

水原に!!

野球場
陸上競技
スケート
楽器
其他運動用具
一切

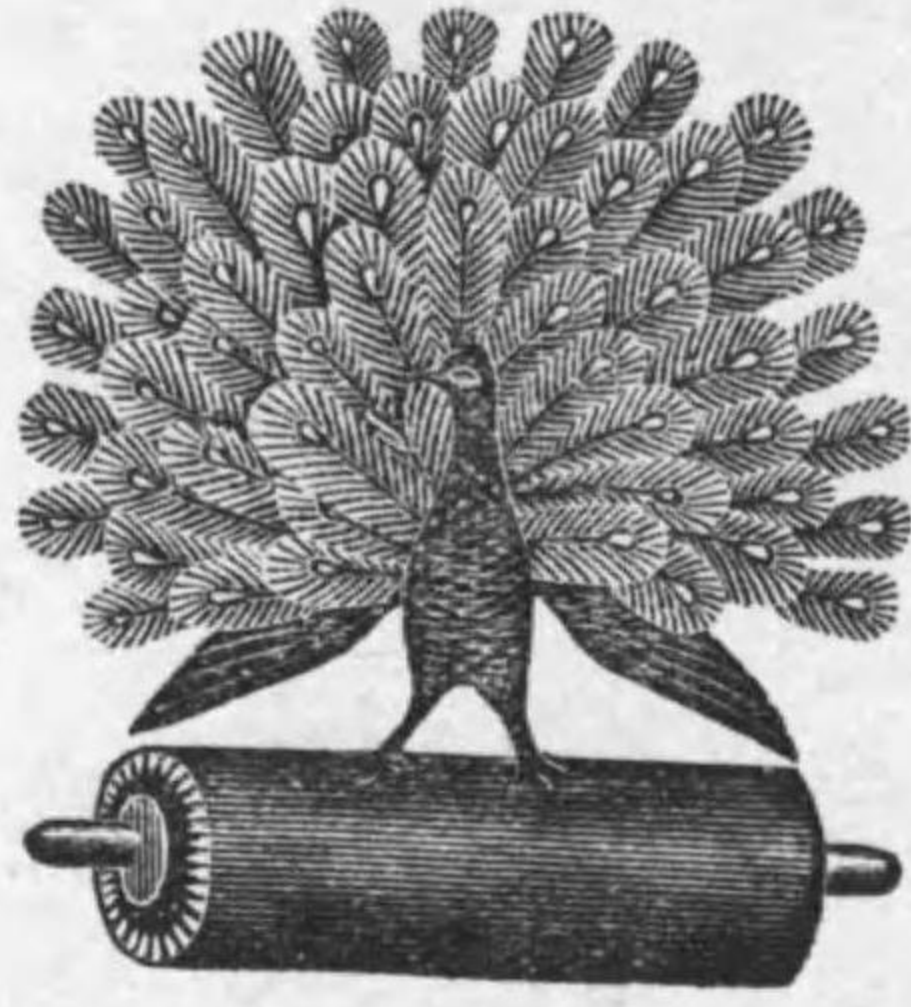
【カタログ進呈】

盛岡肴町
水原運動具店

電話一〇二六番

印刷用ピーコック、ドライヤは

金属版用に最も適し乾燥迅速にして版面腐蝕の惧れ絶対になし



孔雀印、印刷用インキ製造元

諸星千代吉商店

本店
東京本店
大阪支店
名古屋支店
上海支店
第一工場
第二工場

横濱市中區久保町一六一六
東京市京橋區本木町三丁目
大阪市南區鍛冶屋町廿七番地
名古屋市西區菅原町三丁目
上海昆山路A〇十一號
横濱市中區久保町一一七八
横濱市保土ヶ谷區保土ヶ谷町川向

資本金參百五十萬圓

盛岡市吳服町拾八番地

株式會社 第九十銀行

電信略號 (九〇) 又八 (九)

電話 閣長 七一〇番・一〇四四番

振替貯金口座 (東京) 一七四一四番

(仙臺) 三二八七番

私書函盛岡郵便局第八號

登録第四八五五號

商標 南部 照光堂

令 照井亦八商店

南部鐵瓶

岩手縣盛岡市六日町
電話特長 二一九番

振替 東京第一一七番
仙臺第八三〇一番

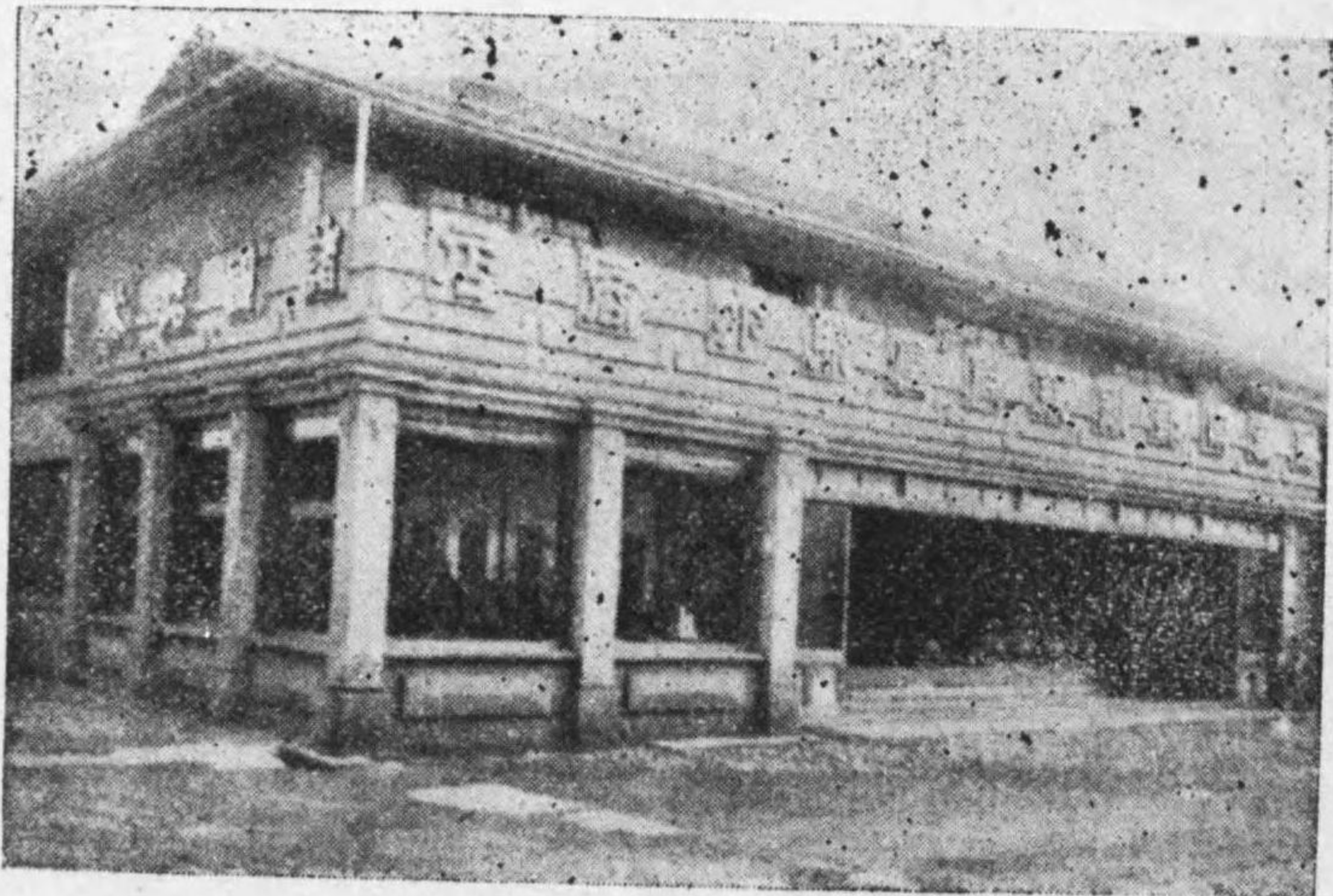
御茶之湯釜 卸 屋 問

令 照井鐵瓶製造工場

床置風呂

岩手縣盛岡市餌差小路
電話 五九〇番
振替東京第二七九四番

カタログ御申込次第御送り致します



店 弊



最近受賞

全國産業博覽會金牌
(山形市昭和二年)
國産振興東京博覽會有功賞
(東京市昭和三年)
東北産業博覽會
(仙臺市昭和三年)



株式會社

盛岡市本町

岩手縣農工銀行

帳簿手帖
 教育大地圖
 扇子團扇
 繪葉書カレンダ
 陸地測量部地圖
 理化學器械標本
 文房具學用品
 和洋樂器運動具
 內外書籍雜誌

盛岡市肴町

東山堂書店

電話五四七番

盛岡市材木町

同支店

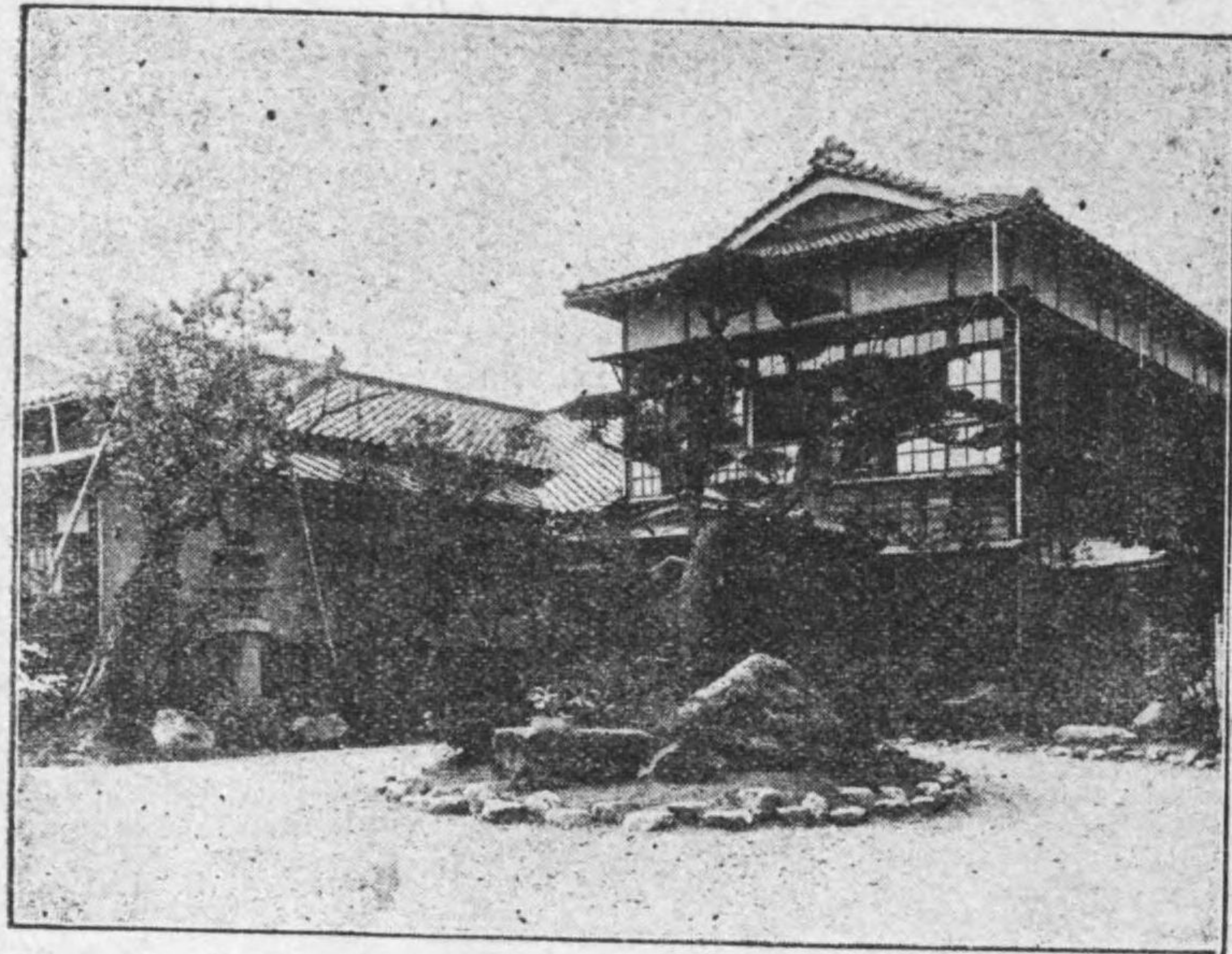
電話壹壹壹九番

鐵道省
指定

盛岡市驛前

旅館
陸奥館

電話四十九番
電話一〇九番



御料理 ◊ 鰻 じめ

盛岡市大清水小路

多賀本店

電話 一五〇番
七七七番

同 八幡町

多賀支店

電話 三一六番

同 大清水小路

多賀自動車

電話 一五〇番
七七七番



盛岡

川徳吳服店

電話一四一〇番・六〇八番

萬年筆修理及製作

盛岡市吳服町

紙・文具・印刷

赤澤號本店

電話 六八二番

茅町支店

電話 七三五番

本町支店

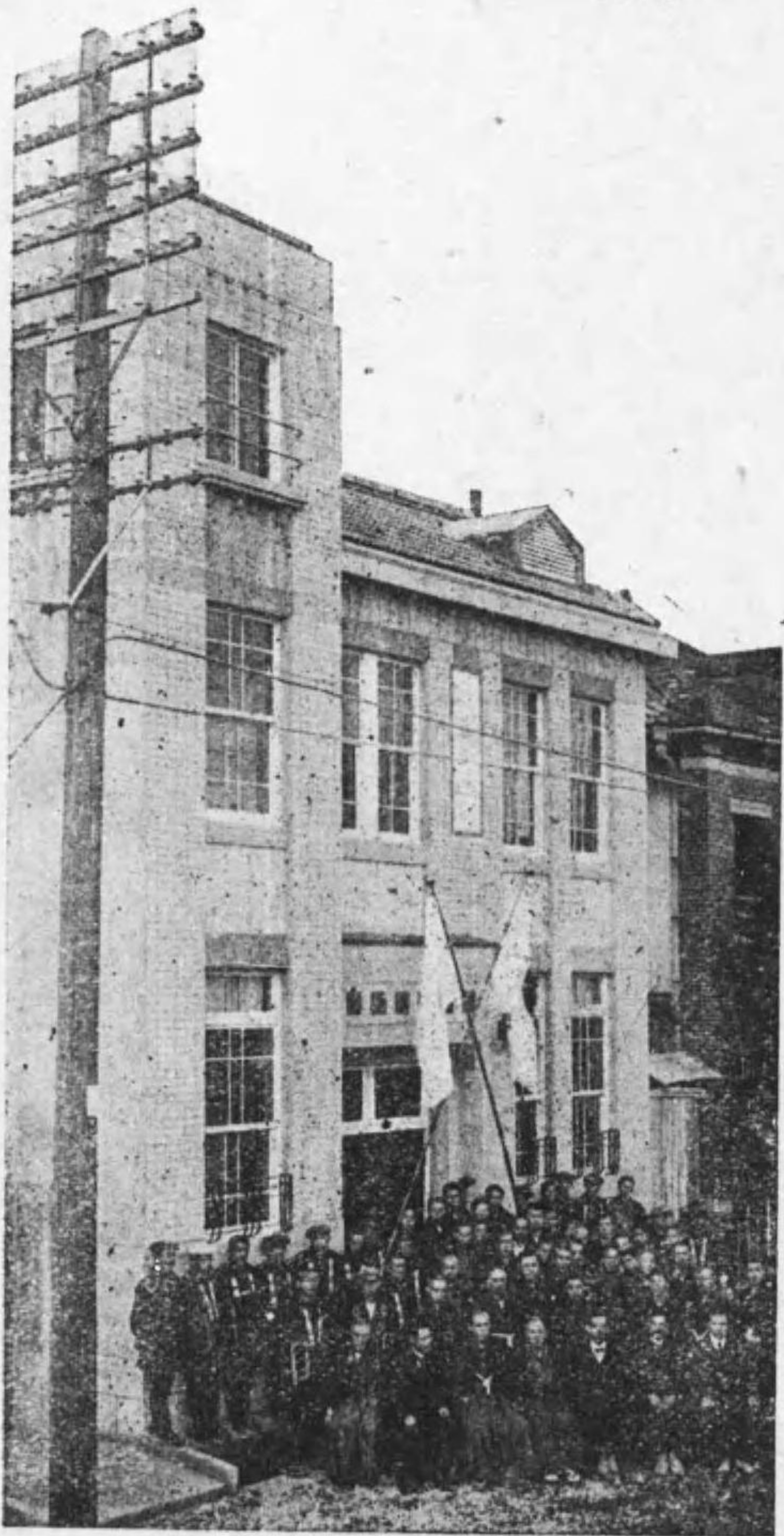
電話 一九五番

紺屋町印刷部

電話 一〇六二番

印刷

帳簿



盛岡市六日町

富士屋印刷所

電話 百三十八番
振替東京三八九五四番



床かしき香
うき出るような襟もとの
白きに榮えるあでやかさ

イヅ、アブラ

純粋の槽油を原料として高純な芳香
お髪に驚る最良の香油は……

めいほ油

東京市日本橋區堺町
本館 井筒屋香油店



岩手無盡株式會社

資本金	五拾萬圓
拂込株金	拾七萬五千圓
諸積立金	拾參萬七千余圓
給付契約高	約七百萬圓

本社 盛岡市内丸四電話七五七番九一四番

支店	水澤支店	一關支店
支店	花卷支店	福岡支店
支店	宮古支店	久慈支店
外派出所	代理店	事務取扱所

銘酒 櫻顏

花卷川口町
支店 田村釀造場
電話五十二番

盛岡市穀町

釀造元 田村儀兵衛
電話五八番
四三二番

盛岡市材木町

田村支店
電話一六六番
一〇四七番

昭和四年 岩手年鑑目次

帝國皇室

天皇、皇后、皇太后、皇女
皇弟、皇族
朝鮮王族及公族
臣籍降下の皇族
御降嫁皇族
皇族御官職
皇族御公職



宮中席次
樞密院
内大臣府
宮内省
宮中顧問官
前官禮遇者
宮中録事

目次

一 二 三 四 五 五 五 五 五 五 六 六 六 七 七

御禊の儀

大禮使
登極令改正
大禮最初の御儀
齋田決定
五節時姫
秩父宮御婚約
久宮薨去
節子姫御歸朝
山階宮二王子臣籍降下
諸儀式の日取
御召の範圍
饗宴を賜ふ地方諸員

土地人口

土地
我國の位置
地球
各大陸の最高地と最低地
各大陸の面積及人口
岩手縣の位置面積地勢
主要地の位置
各郡市町村面積

七 七 八 八 八 八 八 八 八 八 八 九 〇

全國の面積

東北六縣の面積
山嶽
原野
河川
海岸線
港灣
島嶼
人口
推計人口郡市別
郡市町村別世帯及人口
本籍人口動態
人口密度郡市別
岩手縣海外渡航者調
國勢調査
府縣別世帯及人口
我國人口動態

氣象

二年中の概況
盛岡の氣象
縣下各地の氣象
地震(昭和二年中)



六 六 七 七 八 八 八 八 八 八 九 〇 〇 一

三年上半期概況

氣象概況
三年稻作期間豊凶氣温比較
寫眞
イ、皆既月蝕
ロ、日蝕
ハ、ウキンネツクスキ星

政治

貴族院
貴族院の組織
貴族院歴代正副議長
貴族院所屬別
貴族院議員
本縣多額納稅者
本縣選出議員
衆議院
衆議院の組織
衆議院歴代正副議長
衆議院議員
各派當選別
當選者府縣別
當選者年齡表
本縣選舉狀況
本縣の候補者
當選者
各市町村別投票人數調
各市町村別候補者得票數調

政界一年史

研究會動向
研究會常務決定
民政黨役員
第五十四議會
貴族院反政府聯盟
第五十四議會解散
朝野各黨の旗印し
大異動直後の地方長官會議
選舉革新會
同和會生る
立候補各派別
共同宣言
總選舉結果
政實妥協
共産黨檢舉
野田爭議解決
特別議會
下院各派分野
思想決議案
議會再停會
決議案可決
内閣改造
學者の聲明
貴族院聲明
無産大衆黨結黨

外交

經濟審議會設置
床次氏民政黨脫黨
第五十四議會に於ける田中外相の演説
日露漁業協約改訂調印
批准交換
多邊的不戰條約提議
米國通牒譯文
條約草案
帝國政府の對米回答
山東出兵に關する帝國政府聲明
濟南事變
第三次山東出兵に關する帝國政府の聲明
滿洲の治安維持に關する聲明
覺書
北伐完成
張作霖死去す
條約廢棄問題
重要新法令
治安維持法
陪審法
中央行政官廳
各省組織

縣政

内閣
殖民地各長官
歴代内閣一覽表
縣
知事、部長並課長
各課の組織及事務分掌
職務權限
歴代知事と部長
支廳
職務權限
委任事項
代決事項
行政區劃
市町村區劃
本縣町村長
營林局區劃
稅務區劃
土木監督區劃
官吏
高等官等級表
判任官等級表
地方待遇職員官等表
高等官及判任官俸給表
地方待遇職員俸給表
高等試驗令改正要綱
文官任用令改正要綱

市政

縣會
縣會の組織
議員の選舉
議決事項
議長、副議長
歴代正副議長
事務所
縣參事會
岩手縣參事會々議規則
名譽職縣參事會員
縣參事會員各役員決定
縣會議員
都市計畫地方委員選舉
岩手縣會々議規則
岩手縣會傍聽人取締規則
縣會議員有權者
得能知事豫算說明
縣政一年史
人事の異動
岩手郡補缺選舉
豫算審議縣會
臨時縣會招集
上奏文と賀表
政務調査會設置

財政

盛岡市
人口及戶數
職業別戶數
三役
歴代市長
歴代助役
歴代議長
市會議員
參事會員
學務委員
土木委員
産業委員
方面監察員
市吏員俸給表
市内小學校
青年訓練所
市學年關係團體
豫算
市政一年
豫算編成方針
新規事業
歳入計畫
追加更正豫算
國庫

目次

三

一般會計豫算	一三
殖民地豫算	一三
各省別豫算	一三
地租委讓に依る財政計劃	一三
岩手縣財政	一三〇
三年度歳入歳出豫算	一三〇
小學校教員恩給基金	一三〇
小學校教員恩給金	一三〇
教育資金	一三〇
縣立學校基本財産	一三〇
縣立工業學校實習資金	一三〇
兒童就學獎勵資金	一三〇
圖書館圖書基金	一三〇
青年團休恩賜獎勵資金	一三〇
恩賜慈善救濟資金	一三〇
御即位記念恩賜賑恤資金	一三〇
罹災救助基金	一三〇
軍人授護資金	一三〇
公立學校職員年功加俸資金	一三〇
小學校教員加俸資金	一三〇
公園地費	一三〇
商工館作業資金	一三〇
自作農創設維持資金	一三〇
農業水利改良事業費	一三〇
道路改良資金	一三〇
衛生基金	一三〇

三年度歳入歳出追加豫算	一三
縣債	一三
縣有財産	一三
町村財政	一三〇
三年度町村豫算總計	一三〇
既往年度に對する町村歳出豫算比較	一三〇
町村豫算歳入出種目別	一三〇
各町村歳出當初豫算	一三〇
租稅	一四〇
國稅	一四〇
縣下稅務署別國稅徵收成績	一四〇
岩手縣全管	一四〇
盛岡稅務署全管	一四〇
花卷稅務署	一四〇
水澤稅務署	一四〇
一關稅務署	一四〇
遠野稅務署	一四〇
盛岡稅務署	一四〇
下閉伊稅務署	一四〇
久慈稅務署	一四〇
二戶稅務署	一四〇
縣稅	一四〇
三年度營業稅雜種稅課目課額	一四〇
縣稅徵收期限	一四〇
市町村分賦金	一四〇

戶數割一戸當調	一五三
二年度縣稅精算調	一五三
所得調査委員	一五三
教育	一五八
教育の一年	一五八
中等學校運動選手の資格制限	一五八
人形大使送別會	一五八
入試撤廢中小學校長會議	一五八
縣下小學校長會議	一五八
教育功績者表彰	一五八
岩手醫專設立	一五八
農業教科書修正	一五八
教員異動	一五八
中等學校學則改正	一五八
入學考査	一五八
川井校落第問題	一五八
佐藤摺澤校長渡米	一五八
縣教育會調查部設置	一五八
教育通信員設置	一五八
盛岡高農二十五年祝典	一五八
兒童看護	一五八
學業成績個性調查方法決定	一五八
分教場問題	一五八
教育會總會	一五八
工業校改築	一五八

工業講習	一六〇
分教場指導	一六〇
郷土讀本の編纂	一六〇
教育後援會	一六〇
小學校令施行規則實施規程改正	一六〇
夏期休暇短縮	一六〇
中小學校長會議	一六〇
二年度學事統計	一六〇
學齡兒童就學歩合	一六〇
小學校就學者	一六〇
市町村立並私立小學校數(本校)	一六〇
分教場	一六〇
小學校員數	一六〇
小學校本科正教員充實歩合	一六〇
私立幼稚園	一六〇
中等學校生徒數	一六〇
私立各種學校	一六〇
公學費	一六〇
縣公學費支出	一六〇
三年度市町村義務教育費國庫交付金	一六〇
專門學校	一六〇
盛岡高等農林學校	一六〇
教育者團體	一六〇
縣教育會調查部委員	一六〇
縣教育會役員	一六〇
郡市部會長	一六〇

評議員	一七〇
縣教育會貸費生規則	一七〇
教育人事	一七〇
中等學校長及び委任教諭	一七〇
縣下公立小學校長名	一七〇
社會教育	一八〇
青年團の概況	一八〇
男子青年團	一八〇
女子青年團	一八〇
縣女子青年團發團式	一八〇
青年教育振興策	一八〇
青年團役員	一八〇
郡市部會長	一八〇
圖書館	一九〇
縣下公立圖書館	一九〇
震輸集下付	一九〇
青訓狀況	一九〇
青年訓練所	一九〇
社會教育施設	一九〇
宗教	一九〇
主なる神社	一九〇
主なる神社例祭日	一九〇
主なる寺院佛堂	一九〇
縣下の神社	一九〇
神職員數	一九〇
縣下の寺院	一九〇

住職	一九〇
神道教務所及說教所	一九〇
佛道教務所及說教所	一九〇
基督所教會及講議所	一九〇
神職氏子總代大會	一九〇
切績者として表彰せられたる神職氏子總代	一九〇
神職氏名	一九〇
司法、警察	一九〇
裁判所	一九〇
裁判所管轄區域	一九〇
各裁判所判檢事	一九〇
盛岡檢事局受理罪名種別	一九〇
盛岡地方裁判所事件表	一九〇
管内區裁判所事件表	一九〇
盛岡地方裁判所管内執達吏取扱事件數	一九〇
盛岡地方裁判所々屬公證人取扱事件表	一九〇
登記事件前年比較表	一九〇
盛岡地方裁判所管内登記件數並登錄稅手數料	一九〇
盛岡地方裁判所刑事控訴既濟結果	一九〇
盛岡地方裁判所管内公證事務一覽	一九〇
刑務所	一九〇

盛岡少年刑務所
性慾と犯罪 二〇九
警察 二〇〇
警察官吏配置定員表 二〇〇
犯罪傾向 二〇〇
犯罪發生並檢舉數 二〇一
刑法以外諸法令犯 二〇二
變死人月別調 二〇三
變死種別調 二〇四
變死の原因及動機 二〇五
變死人年齢調 二〇七
署長 二〇八
消防 二〇八
縣下消防總動員 二〇八
盛岡消防本部建設 二〇九
大火災調 二〇九
二年中火災各署別 二一〇
二年中火災月別及人畜死傷調 二一一
二年中火災原因及發火時刻調 二一二
縣下各消防組頭名簿 二一三
刊行物 二一三
縣下新聞雜誌一覽表 二一六
結社 二一七
時の人 二一七
丸茂藤平 二一七

佐藤昌介 二二六
堀合由巳 二二六
出淵勝次 二二六
金田一國士 二二七
佐藤たつ子 二二七
志賀和多利 二二八
照井榮三 二二八
鏡保之助 二二九
關口松太郎 二二九
北田親氏 二二九
森田政次郎 二三〇
久慈次郎 二三〇
鹿島精一 二三一
小向八郎 二三一
葛西万司 二三二
フシエー 二三二
齊藤實 二三三
田中館愛橋 二三三
新渡戸稻造 二三三
小泉多三郎 二三三
後藤新平 二三三
柴内魁三 二三三
廣瀬爲久 二三三
宮城山福松 二三三
奥田松五郎 二三三

衛生 二二六
二年中の概況 二二六
傳染病 二二六
二年中傳染病患者調 二二六
醫師其他 二二六
郡市別醫師分布狀態 二二六
産婆分布狀態 二二六
醫師と産婆なき村 二二六
公私立病院調 二二六
藥品巡視成績 二二六
賣藥検査成績 二二六
飲料水検査成績 二二六
縣下屠畜狀況 二二六
各郡市別牛乳搾取狀況 二二六
清涼飲料水製造高 二二六
私立衛生會支會 二二六
役員氏名 二二六
二年中事業概況 二二六
農村問題 二二六
縣の農村振興策 二二六
自作と小作 二二六
自作田畑及小作田畑の各反別 二二六
專業兼業農家戸數 二二六
自作小作及自作兼小作農家戸數 二二六
自作農維持創設 二二六

縣の答申案 二四八
耕地(田畑)所有農家戸數 二四八
耕作する耕地(田畑)農家戸數 二四九
資金の貸付 二五〇
三年度の貸付 二五〇
副業 二五一
縣下副業組合一覽 二五一
昭和三年度副業獎勵縣費補助 二五二
社會政策 二五二
健康保險 二五三
健康保險の概要 二五三
健康保險の概念 二五三
健康保險法要旨 二五三
勞働賃銀 二五三
社會事業 二五三
縣の概況 二五九
救護施設 二五九
經濟的改善施設 二六〇
勞働保護施設 二六〇
最近一ケ年間要救療窮民調査表 二六〇
兒童保護 二六三
感化教育改善 二六三
育兒事業 二六四
母性及幼児保護 二六四
社會教化 二六六

生活改善 二五七
町村戸主會 二五七
町村主婦會 二五七
勤儉獎勵 二五七
人事相談 二五七
釋放者保護 二五七
方面委員設置 二五七
兵事 二五七
衛戍各隊 二五七
第八師團 二五七
本縣關係部隊 二五七
壯丁 二五七
体格等位郡市別百分比 二五七
平均身長体重郡市別比較 二五七
トラホーム花柳病患者比較 二五七
海軍志願兵徵募狀況 二五七
兵事一年 二五七
蠶糸 二五七
本縣の蠶況 二五七
二年の夏秋蠶 二五七
製糸産額 二五七
春蠶掃立豫想枚數 二五七
桑葉及蠶種 二五七
蠶畑病發生 二五七
桑園基本調査 二五七

稻と麥 二五七
二年米實收高 二五七
既往四十一年間の米價 二五七
東北、北陸地方價格比較 二五七
二年産産検査成績 二五七
三年度麥豫想收穫 二五七
麥豫想收穫郡市別 二五七
苗腐敗病と其應急策 二五七
苗代跡作實施狀況 二五七
共同苗代經營狀況 二五七
副業と肥料 二五七
副業生産額 二五七
肥料製造高 二五七
肥料消費高 二五七
農業倉庫 二五七
各郡農業倉庫業者 二五七
食用農産物 二五七
二年産蔬菜生産額 二五七
農業技術 二五七
農事試驗場の事業 二五七
膽江分場概況 二五七
職員 二五七
農會 二五七
三年度縣農會豫算 二五七
三年度縣農會事業 二五七
職員 二五七

耕地整理事業
獎勵計劃
事業概要
和賀中央部農業水利改良事業
夏川沿岸排水幹線改良事業
神貫西部農業水利改良事業
國營開墾豫定事業

經濟

二年度對外貿易
本縣の交易關係
財界諸問題
銀行合併實現
支店出張所廢合
預金利子引下げ
東部農工銀行聯合會
馬場勸銀總裁演說
減配問題
盛銀頭取の減配聲明
減配交渉經過丸茂知事の聲明
北部信託聯合會
郵便貯金
縣下各局貯金現在高
產業組合の概況
岩手支會三年度事業

岩手縣信用組合聯合會 三〇九
岩手縣購買組合聯合會 三〇九
產業組合一覽表 三〇九
盛岡市内會社調 三〇九
本縣生產額 三〇九
金融一年 三〇九
盛岡市小賣物價調 三〇九

畜産

岩手縣種畜場 三〇二
小岩井農場 三〇二
岩手種馬所 三〇二
種馬育成所 三〇二
馬と牛 三〇二
農家戸數と牛馬頭數との割合 三〇二
二年中二歳牡馬購買表 三〇二
公有林放牧狀況 三〇二
馬匹頭數累年表 三〇二
軍馬購買累年表 三〇二
二歳牡馬購買成績累年表 三〇二
馬政局二歳候補種牡馬購買累年表 三〇二
馬政局產馬獎勵金下付頭數累年表 三〇二
博覽會、共進會出陳牛馬成績表 三〇二
岩手縣產馬畜産組合主催競馬會 三〇二
優賞馬 三〇二
牛の飼育狀況 三〇二
畜牛頭數累年表 三〇二

林業

造林 三〇三
公有林野造林及防火線造設面積 三〇三
公有林野官行造林面積 三〇三
公有林野官行造林契約地調 三〇三
自明治四十三年度至昭和二年度部落 三〇三
有林野統一並入會整理成績 三〇三
本縣林業施設 三〇三
木炭檢査所 三〇三
昭和二年木炭檢査成績 三〇三
山林會 三〇三
林野關係同業組合 三〇三
木製品産額 三〇三
商工、水産 三〇三
商工館 三〇三
館舎の貸付 三〇三
委託販賣の狀況 三〇三
職員 三〇三
各種工産物 三〇三

山羊

開業獸醫及鐵蹄工數累年表 三〇三
縣下畜牛馬畜産組合長 三〇三
綿羊飼育と利益 三〇三
本縣に於ける綿羊事業 三〇三

鐵山關係

縣下試掘鐵區數及坪數鐵種別 三〇四
探掘鐵區數及坪數鐵種別 三〇四
砂鐵區數及面積延長鐵種別 三〇四
金屬山鐵夫員數 三〇四
石炭山鐵夫員 三〇四
登錄稅歲入 三〇四
度量衡 三〇四
度量衡器及計量器製作、修覆及販賣 三〇四
營業者數 三〇四
度量衡器乙種檢定成績及檢定手數料 三〇四
收入高 三〇四
地方長官に委任せられたる度量衡器 三〇四
甲種檢定手數料收入高 三〇四
度量衡器及計量器第一種取締成績 三〇四
度量衡器及計量器第二種取締成績 三〇四
度量衡器及計量器需用高 三〇四
商品の量目取締成績 三〇四
酒造高 三〇四
酒類持越高 三〇四
水産 三〇四
水産業の前途 三〇四
水産製造物 三〇四
郡市別水産製造物 三〇四
沿岸漁獲物 三〇四

遠洋漁業

地方の一年 三〇五
花巻川口町 三〇五
黒澤尻町 三〇五
水澤町 三〇五
一ノ關町 三〇五
氣仙郡 三〇五
釜石町 三〇五
宮古の將來 三〇五
二月の一年 三〇五

交通、通信

鐵道 三〇六
縣内國有鐵道 三〇六
縣内私設鐵道 三〇六
線路橋梁隧道等の延長其他 三〇六
盛岡建設工事概況 三〇六
着手線及未着手線 三〇六
盛岡運輸事務所 三〇六
盛岡保線事務所 三〇六
盛岡建設事務所 三〇六
盛岡鐵道工場 三〇六
縣内國有鐵道各驛開業年次及驛長 三〇六
鐵道囑託醫 三〇六
旅客貨物狀況 三〇六

東北六縣鐵道分布表

道路と橋梁の延長 三〇六
通信 三〇六
通信官署 三〇六
郵便線路里數 三〇六
郵便引受配達數 三〇六
電信線路里數 三〇六
電話線路里數 三〇六
郵便年金 三〇六
縣下の概況 三〇六
盛岡郵便局 三〇六
簡易生命保險 三〇六
低利融通の要旨 三〇六
簡保積立金貸付狀況 三〇六
郵便貯金 三〇六
電氣 三〇七
縣下水力電氣調 三〇七
電氣會社合併 三〇七
岩手縣電氣協會各電氣事業概況 三〇七
學藝、文藝 三〇七
本縣文藝界の近勢 三〇七
縣下發行文藝誌 三〇七
文士往來 三〇七
學藝 三〇七

岩手年鑑廣告目錄

(表紙特別頁)	株式會社盛岡銀行	實質本位	湯口溫泉組合	御料料理	御料御園白粉	岩手輕便鐵道株式會社
四季の御召物	楠 吳服店		福田機械製作所	西洋御料理	御札及印刷	盛岡信託株式會社
御買物は三越	三 越		飯塚洋服店	銘酒『寶峯』	最も新しい	吳服町の暹澤支店
御料料理	多賀本家		運動具の水原	新刊圖書雜誌は	岩手縣全圖	盛岡信託株式會社
西洋御料理	公會堂多賀		諸星千代吉商店	命の母	ヨ一ザ水	高 興 旅 館
遙に他車を凌駕する			第九十銀行	毛織物既製品	オフセタイプ	平出金物店
新シホレー號	盛岡モーター商會		照井亦八商店	利廻りよき信託預金	君が代	株式會社三陸銀行
柄で好評の店	松 屋		岩手縣農工銀行	岩手縣無盡株式會社	(裏表紙特別頁)	川口荷札株式會社
銘酒『岩手川』	濱藤酒造店		村井本家	御料料理饅めし	(表紙特別頁)	岩手日報社出版部
岩手特産金山綿製造元	三陸水産冷蔵株式會社		大 丸 屋	萬年筆修理及製作	床かしき香イツ、アブラ	玉置合名會社
洋服類は	齊藤仁助商店		陸 奥 館	印刷と帳簿	銘酒『櫻 顏』	朝日商會
淺 田 館	藤島洋服店		東山堂書店			山吉商店
看板とハンキ塗	堀内伊太郎		川德吳服店			花 卷 温 泉
資本金一千四百三十八萬圓の	イサミヤ看板店		多賀本店			
盛岡電燈株式會社	永卯洋物店		赤澤號本店			
趣味と實用との合致した			富士屋印刷所			
文 房 具	木澤屋文具部		岩手無盡株式會社			
御料料理	盛岡病院		井筒屋香油店			
西洋御料理	藤 屋		田村儀兵衛			
	太 洋 軒		花 卷 銀 行			

株式會社 岩手縣花卷川口町 花卷銀行

電話二十三番



釀造元

岩手縣石鳥谷

照井源之丞

電話四番(營業部)

電話五番(本邸)



盛岡市中の橋際

御料理 秀清閣

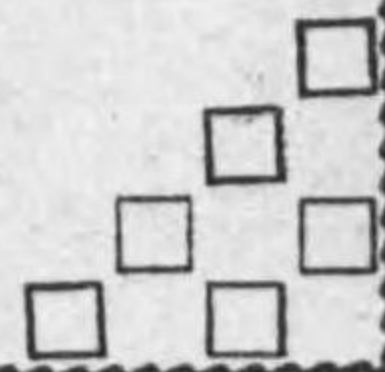
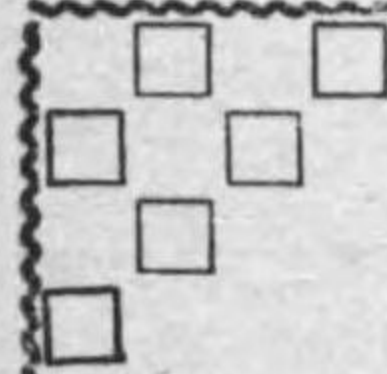
電話四四番



盛岡市中の橋際

西洋御料理 秀清軒

電話四五番





釀造元

岩手縣石鳥谷

照井源之丞

電話四番(營業部)

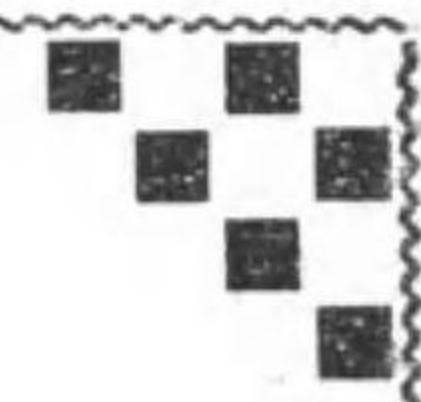
電話五番(本邸)



盛岡市中の橋際

御料理 秀清閣

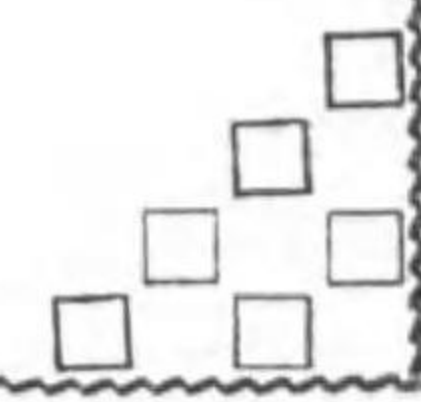
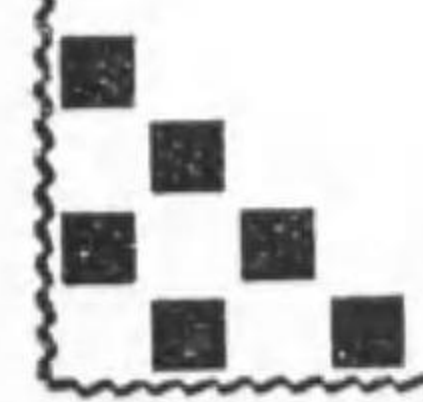
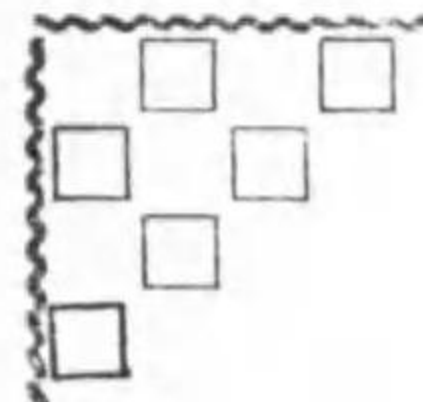
電話四四番



盛岡市中の橋際

西洋御料理 秀清軒

電話四五番



婦人病藥

主治効能

▲月經不順
▲足腰冷込み
▲肩凝腰痛
▲四肢の疲れ
▲下腹筋張り
▲貧血悪阻

▲頭痛逆上
▲動悸息切
▲不眠憂鬱
▲白血赤血
▲ヒステリ
▲産前産後



命の母

本器の特長

一、本器は紙器製品にして、如何なる熱湯にも耐へ得る特長を有す
 一、使用後乾燥して保存し置けば以後何回にても使用に耐ゆ。
 一、衛生上絶対無害なるは、既に衛生試験所に於て検定證明済なり
 一、布袋と異り、底部の濾過布より充分に薬剤が溶解漏出し、極めて適度の濃度を保てる薬液となる。
 一、使用後薬劑を入れし、吊るし置けば能く水分を分離するが故に薬剤の腐敗又は變質する憂ひなく、斯くして數回濾過服用するを得べし。

有益書無代進呈

▲此際ハガキ御申越次第婦人病治療に關する一切を詳記した有益な書物をどなたにも御送りして差上げますから御申越下さいませ。

藥價

金二十錢
金四十錢
金一圓
金二圓
金三圓
金五圓
金十圓

東京市京橋區新榮町

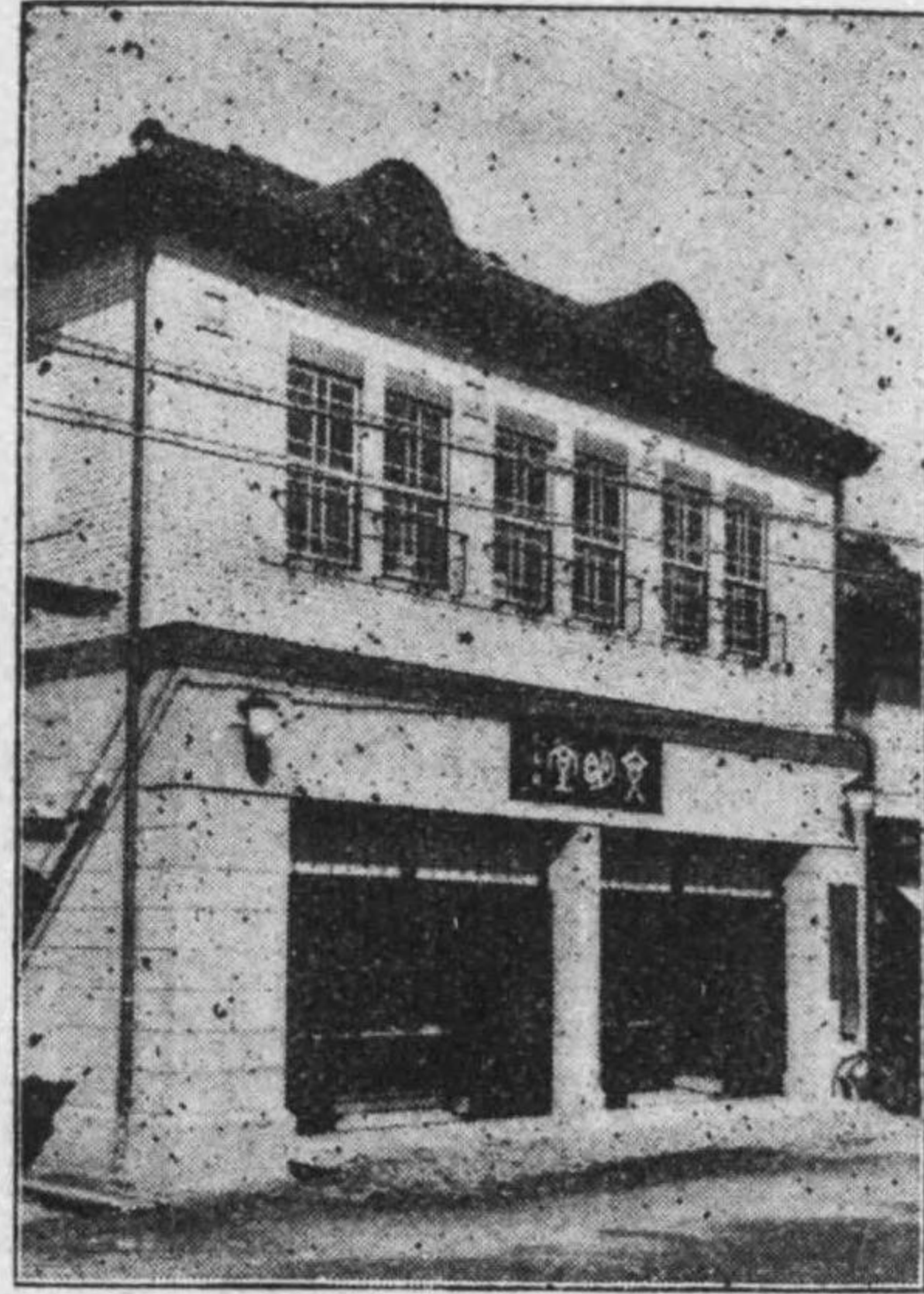
電話京橋二八八七番
振替東京二六三番

本舖 三笠岡省三藥房

大阪市北區中崎町 電話北四二二三番
振替大阪三二八〇番

新刊圖書雜誌は

「お忘れなく當店へ!!」



盛岡市吳服町貳拾番地

文明堂書店

電話六二番 電略(サセ)

振替口座仙臺三七五四番

毛織物既製品
御誂洋服類は

遅澤ノ

吳服町支店へ!!

盛岡岩手銀行向

電話 三六一乙

振替 仙臺 一二七二

利廻りよき

信託預金

二重の利得ある

公債、社債の信託

便利なる

諸貸付金

營業案内申込次第贈呈

盛岡市紺屋町百二十二番地

盛岡信託株式會社

電話 五五〇番

取締役社長 金田一國士

常務取締役 梅津東四郎

常務取締役 萬昌一郎

資本金百五十萬圓

岩手輕便鐵道株式會社

岩手縣稗貫郡花卷町

第三十三回 (自昭和二年十月一日至昭和三年三月三十一日) 營業概況

一金貳拾壹萬九千五百七圓九拾參錢
 一金拾四萬七千九百八拾七圓七拾七錢七厘
 差引 金七萬壹千五百貳拾圓拾五錢參厘
 一金壹萬六千九圓拾壹錢貳厘
 合計金八萬七千五百貳拾九圓貳拾六錢五厘

總 收 入 金
 總 損 益 金
 前 期 純 益 金
 前 期 繰 越 金

內
 一金三 千 六 百 圓
 一金三 千 六 百 圓
 一金壹 千 圓
 一金貳 千 圓
 一金六 萬 圓 (一株ニ付金貳圓年八分)
 差引 金壹萬七千參百貳拾九圓貳拾六錢五厘

法 定 準 備 金
 別 途 準 備 金
 社 員 退 職 給 與 準 備 金
 役 員 賞 與 金
 株 主 配 當 金
 後 期 繰 越 金



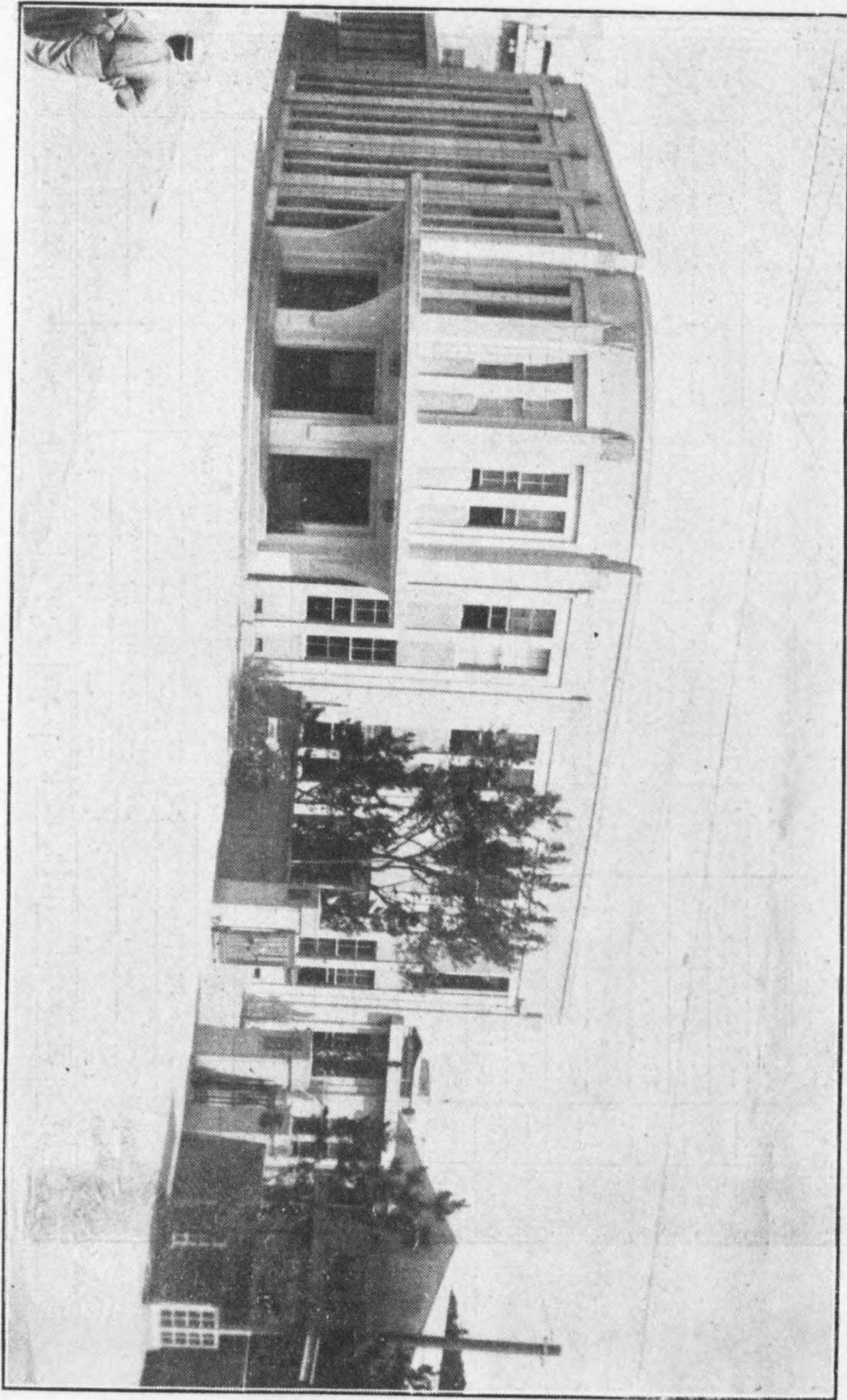
秩父宮雍仁親王殿下

(陸軍歩兵中尉正装)

秩父宮家御貸下

昭和三年九月二十八日松平勢津子姫と御結婚遊ばる

所張出岡盛局賣專方地臺仙



姫子津勢平松

名改御日八十月九を「子節」名舊

てち立き先に、るさば遊婚結御さ下殿宮父秩
島高てめ始れが招を師真寫に邸御の瀧松谷流
(下貸御社本)たつなにし寫おで姿袖振の田

岩手日報社概況

▲沿革 本紙は明治九年の創刊にして地方新聞として最も古き歴史を有し創刊以來約五十年の間に築き上られた社の基礎は頗る堅實である殊に最近數ヶ年間に計畫した本社の發展振りは同業を驚かしてゐる本社は個人經營であつたが大正九年九月資本金二十万圓の株式組織に改め同時に紙面を六頁に擴張し翌十年には寫眞部製版部活字鑄造部の諸設備を完全に備へ更に夕刊發行の計畫中大正十二年九月帝都に大震災あり、東京は勿論地方新聞も妙なからざる痛手を蒙つた、本社は此の難局を切り抜け一日も休刊せざるのみか減頁もせず、着々夕刊の計畫を進め、震災後間もなき九月十八日から朝刊四頁の外に夕刊を發行したが正に東北に於ける夕刊の魁である。夕刊は省線沿道及各町村に即日配達をして報道の迅速に努めてゐる、尙ほ地方文化の促進を計るべく、同十三年各地主要なる所に支局を設置し傳書鳩を飼育して報道の迅速と記事の正確とを期せし結果紙面に對する信用益々上り、紙面に劃期的勇躍の必要に迫られ昭和二年九月、岩手日報社本部の更張を爲すと同時に新式輪轉

社長 太田孝太郎
取締役 金田一彌士

機及其他附屬の最新式機械を増設し機械場新築其他社屋に大改造を施し從來の欄外を廢止して一段百四十二行一頁千七百四行朝夕刊八頁の外共に堂々たる体裁を爲すに至つた、更に同年十月始めて『岩手年鑑』を發行す。三年五月十一日第一万號發行し紀念附録に精密なる「岩手縣地圖」を發行無料頒布した。

▲最近事業 本社は常に縣下の文化運動に努め主権乃至後援の下に幾多の事業を行つてゐるが毎年實業野球大會を開き、優勝旗を、縣下陸上競技選手權大會を開きトロフィーカップを、縣下少年庭球及び縣下女子庭球、縣下少年水泳、縣下中等校傳説技等には各優勝旗をつくつて運動の獎勵を期してゐる、また縣下學生雄辯大會並びに男女青年團員雄辯大會を開いて地方文化の爲め盡力す、なほ大正十三年には三勝十景を、同十五年名物名産の三位十秀を、前者は縣下の隠れたる絶勝、後者は名産を各々投票によつて、これを廣く天下に紹介して以て地方産業の開發に資する事大なるものがあつた、先年は藝術品展覽會並びに菊花品評會を開催又飛行機二臺を建造し事業と共にこれを岩手飛行協會に引渡した。其他學術、音樂、演藝、映畫等新しい文化の紹介に努め常に新銳の活躍振りは到底他社の追隨を許さない。

▲重役及幹部

昭和四年己巳年略曆

曆舊	大	小	曆新	大	小
	十二	十一		一	二
	三	四		三	四
	五	六		五	六
	七	八		七	八
	九	十		九	十
	十一	十二		十一	十二
	一	二		十三	十四
	三	四		十五	十六
	五	六		十七	十八
	七	八		十九	二十
	九	十		二十一	二十二
	十一	十二		二十三	二十四
	一	二		二十五	二十六
	三	四		二十七	二十八
	五	六		二十九	三十
	七	八		三十一	

神武天皇即位紀元二千五百八十九年	西曆一九一九年
天長節 四月廿九日	一月十七日
秋季皇靈祭 九月廿三日	四月十七日
神嘗祭 十月十七日	七月二十日
明治節 十一月三日	十月廿一日
新嘗祭 十二月廿三日	三月十八日
大正天皇祭 三月廿五日	九月二十日
	三月廿四日
	九月二十日
	三月廿五日

四方拜 一月一日	政治 始 一月四日	小 寒 一月六日
元始祭 一月三日	地久節 三月六日	大 寒 一月二十日
新年宴會 一月五日	陸軍記念日 三月十日	節 分 二月三日
紀元節 二月十一日	釋迦降誕日 四月八日	立 春 二月四日
春季皇靈祭 三月廿一日	昭憲皇太后祭 四月十一日	初 午 二月六日
神武天皇祭 四月三日	海軍記念日 五月廿七日	陰曆元旦 二月十日
	震災記念日 九月一日	八十八夜 五月二日
	司法記念日 十月一日	入 梅 六月十一日
	基督降誕日 十二月廿五日	

土 用	社 日	彼 岸	日 曜 表
一月十七日	九月二十日	九月二十日	一 六日 三日 廿七日
四月十七日	三月廿四日	三月廿四日	二 三日 十日 廿七日
七月二十日	九月二十日	九月二十日	三 三日 十日 廿七日
十月廿一日	三月廿五日	三月廿五日	四 七日 十四日 廿一日
三月十八日	九月二十日	九月二十日	五 五日 十二日 十九日 廿六日
九月二十日	三月廿四日	三月廿四日	六 二日 九日 十六日 廿三日
三月十八日	九月二十日	九月二十日	七 七日 十四日 廿一日
九月二十日	三月廿五日	三月廿五日	八 四日 十一日 十八日 廿五日
三月廿四日	九月二十日	九月二十日	九 一日 八日 十五日 廿二日 廿九日
九月二十日	三月廿五日	三月廿五日	十 六日 十三日 二十日 廿七日
三月廿五日	九月二十日	九月二十日	十一 三日 十日 十七日 廿四日
九月二十日	三月廿四日	三月廿四日	十二 一日 八日 十五日 廿二日 廿九日

▲現在設備

取締役	大矢馬太郎
監査役	一ノ倉則文
同	小野崎篤造
主筆兼理事	後藤清郎
編輯長	戸塚惇三
營業部長	岩淵榮男
政治部長	田鎖義雄
整理部長	下村恒彌
廣告部長	田村敬造
東京支局長	大内隆之助
仙臺支局長	山本晃
石川式輪轉機	一台
折疊式輪轉機	一台
平盤印刷機	二台
使用用活字	七ポイント七五
活字鑄造機	二台
コッピ機	二台
鉛版鑄造機	二台
鉛版仕上機	二台
寫真製版機	二台

▲發行回數

朝刊四頁、夕刊四頁(合計八頁)年中無休刊
夕刊日曜祭日休刊

▲紙面体裁

一行字詰 十五字
一段行數 百四十二行
一頁段數 十二段

(公布式登記公告掲載)

▲各種料金

購讀料 一ヶ月 金八十錢
廣告料 普通面 一行 金八十錢
雜報欄 同 金一圓七十錢
掲載場所指定 二割増

▲各地支局

東京支局 東京市本郷區龍岡町一五
大阪支局 大阪市天王寺區石ヶ辻町八三
仙臺支局 仙臺市教樂院丁六番地
一關支局 花巻支局
黒澤尻支局 宮古支局
釜石支局 水澤支局
福岡支局 久慈支局

天皇陛下

第二百二十四代 御名裕仁御稱號通宮大正天皇第一
皇子、明治三十四年四月二十九日御誕生、明治四
十一年四月學習院御入學、大正元年九月九日陸海
軍少尉御任官、大勳位に叙せらる、同三年四月二
日學習院初等科御卒業、五年十一月三日立太子禮
御舉行、八年五月七日御成年式、九年十月三十一
日陸海軍少佐に御昇進、十年三月三日御外遊、九
月三日御歸朝、十年十一月廿五日攝政御就任。十
四年十月三十一日陸海軍大佐に御昇進、十五年十
二月二十五日御踐祚、昭和三年十一月十日御即位

帝 國 皇 室

皇后陛下

禮御舉行
御名良子、久邇宮邦彥王第一王女、明治三十六年

皇太后陛下

三月六日御誕生、四十二年四月十一日學習院御入
學、大正八年六月十日皇太子妃御治定、十三年一
月二十六日御入與皇太子妃宣下、昭和元年十二月
二十五日皇后宣下

皇 女

第一皇女、御名成子、御稱號照宮、大正十四年十
二月六日御誕生

皇弟

秩父宮 大正天皇第二皇子、御名雅仁、舊稱號淳宮、明治三十五年六月二十五日御誕生、大正十一年六月秩父宮宣下、大勳位に叙せられ、十月二十五日歩兵少尉、十四年五月中尉御任官、五月二十五日御渡英、昭和二年一月二十七日御歸朝、御殿、東京市赤坂區青山御所内新御殿
高松宮 大正天皇第三皇子、御名宣仁、明治三十八年一月三日御誕生、大正十四年一月十三日御成年式、大勳位に叙せられ、同十二月一日海軍少尉御任官
御殿、芝區高輪西台町御料地内
澄宮 大正天皇第四皇子、大正十四年十二月二日御誕生、學習院御在學中

皇族

伏見宮 (東京市麴町區尾井町)
大勳位博恭王 故貞愛親王第一王子、明治八年十月十六日御誕生
妃勳一等經子 故公爵德川慶喜九女、明治八年十月十六日御誕生、明治三十年一月九日御結婚
故貞愛親王妃利子女王 故有栖川宮熾仁親王四子女、安政五年五月二十一日御誕生

勳一等博義王 博恭王第二王子、明治三十年十二月八日御誕生
妃勳二等朝子 故公爵一條實輝三女、明治三十五年六月二十日御誕生、大正八年十二月二十三日御結婚
博英王 博恭王第四王子、大正元年十月四日御誕生

邦芳王 故貞愛親王第二王子、明治十三年三月十八日御誕生 (東京府中野御別邸御住居)
山陽宮 (東京市麴町區富士見町)
勳一等武彦王 故菊麿王第一王子、明治三十一年二月十三日御誕生、大正二年七月十九日故佐紀子女王と御結婚
故菊麿王妃勳一等常子 故公爵島津忠義第三女、明治七年二月七日御誕生
茂麿王 故菊麿王五王子、明治四十一年四月二十九日御誕生

賀陽宮 (東京市麴町區一番町)
勳一等恒憲王 故邦憲王第一王子、明治三十三年一月二十七日御誕生
妃勳二等敬子 公爵九條道實第五女、明治三十六年五月十六日御誕生、大正十年五月三日御結婚
故邦憲王妃好子 故侯爵醍醐忠順第一女 慶應元年十月二十日御誕生
邦憲王 恒憲王第一王子、大正十一年四月二十九日御誕生

治二十年十二月三日御誕生
妃勳一等聰子内親王 明治天皇第九皇女 明治二十九年五月十一日御誕生、大正四年五月十八日御結婚
盛厚王 裕彦王第一王子、大正五年五月六日御誕生
彰常王 同第三王子、大正九年五月十三日御誕生
北白川宮 (東京市芝區高輪南町)
永久王 故成久王第一王子、明治四十三年二月十九日御誕生
故成久王妃勳一等房子内親王 明治天皇第七皇女、明治二十三年一月二十八日御誕生
故能久親王妃富子 故公爵島津久光養女 文久二年八月八日御誕生
美年子女王 故成久王第一王女、明治十四年五月六日御誕生
佐和子女王 同第二王女、大正二年十月二十一日御誕生
多惠子女王 同第三王女、大正九年四月十五日御誕生

日御誕生
德彦王 同第三王子、大正十一年十一月十九日御誕生
梨本宮 (東京府豊多摩郡澁谷町大字青山北町)
大勳位守正王 故久邇宮朝彦親王第四王子、明治七年三月九日御誕生
妃勳一等伊都子 故侯爵島直大第二女 明治十五年二月二日御誕生、同三十三年二月十八日御結婚
朝香宮 (東京市芝區高輪南町)
大勳位鳩彦王 故朝彦親王第八王子、明治二十年十月二日御誕生
妃勳一等允子内親王 明治天皇第八皇女 明治二十四年八月七日御誕生、同四十四年五月六日御結婚
紀久子女王 鳩彦王第一王女、明治四十四年九月十二日御誕生
孚彦王 同第一王子、大正元年十月八日御誕生
正彦王 同第二王子、大正三年一月五日御誕生
御誕生
湛子女王 同第二王女、大正八年八月三日御誕生
東久邇宮 (東京市麻布區市兵衛町)
大勳位裕彦王 故朝彦親王第九王子、明

竹田宮 (東京市芝區高輪南町)
恒德王 故恒久王第一王子、明治四十二年三月四日御誕生
故恒久王妃勳一等昌子内親王 明治天皇第六皇女、明治二十一年九月三十日御誕生

月二十一日御誕生
美知子女王 同第一王女、大正十二年七月二十九日御誕生
治憲王 同第二王子、大正十五年七月三日御誕生

久邇宮 (東京府豊多摩郡澁谷町大字下澁谷)
大勳位邦彦王 故朝彦親王第三王子、明治六年七月二十三日御誕生
妃勳一等侂子 故公爵島津忠義第七女 明治十二年十月十九日御誕生、同三十二年二月二十三日御結婚
勳一等朝融王 邦彦王第一王子、明治三十四年二月二日御誕生
妃勳二等知子 博恭王第三王女、明治四十年五月十八日御誕生、大正十四年一月二十六日御結婚
邦英王 同第三王子、明治四十二年五月十六日御誕生

大勳位多嘉王 故朝彦親王第五王子、明治八年八月十七日御誕生
妃勳一等靜子 故子爵水無瀬忠輔第一女 明治十七年九月二十五日御誕生、明治四十年三月九日御結婚
恭仁子女王 多嘉王第三王女、大正六年五月十八日御誕生
家彦王 同第二王子、大正九年三月十七

誕生

閑院宮 (東京市麴町區永田町)
大勳位載仁親王 故伏見宮邦家親王第十第六王子、慶應元年九月二十三日御誕生
妃智惠子 故公爵三條實美第二女、明治五年五月二十五日御誕生、明治二十四年十二月十九日御結婚
勳一等春仁王 載仁親王第二王子、明治三十五年八月三日御誕生
妃直子 故公爵一條實輝第四女、明治四十一年二月五日御誕生、大正十五年七月十四日御結婚
東伏見宮 (東京府下澁谷常盤松御料地内)
故依仁親王妃周子 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二日御誕生

朝鮮王族及公族

昌德宮 (本邸) 朝鮮京城府臥龍洞二番地 (東京邸) 麻布區六本木町
李王 李太王第七王子、明治三十年十月二十日御誕生
妃方子女王 梨本宮守正王第一王女、明治三十四年十一月四日御誕生、大正九年四月二十八日御結婚
故李太王妃勳一等尹氏 侯爵尹澤宋第一女、明治二十七年九月十九日御誕生

德惠姫 李太王第三女、明治四十五年五月三十五日御誕生

李炯公 (京城府寬勳洞一九六)

大勳位李炯公 李太王第五王子

妃勳二等金氏 男爵金子濱第一女、明治十一年十二月二十三日御誕生

李健公 李炯公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生

李錫公 (京城府雲泥洞一四)

李錫公 李炯公第二子、大正元年十一月十五日御誕生

故李煥公妃勳二等李氏 明治十六年七月十日生

故李煥公妃勳二等金氏 明治十一年七月十八日生

李辰現 故李煥公第一女、大正五年五月十八日生

臣籍降下の皇族

伯爵	上野正雄	御實家	北白川宮
侯爵	小松輝久	同	同
侯爵	山階芳麿	同	山階宮
侯爵	久邇邦久	同	久邇宮
侯爵	華頂博信	同	伏見宮
侯爵	筑波藤麿	同	山階宮
伯爵	鹿島萩麿	同	山階宮

御降嫁皇族

御名	御實家	御配	遇
絢子女王	久邇宮	子爵竹内	惟忠
榮子女王	久邇宮	故子爵東園	基愛
禎子女王	伏見宮	侯爵山内	豐景
貞子女王	北白川宮	伯爵有馬	賴學
滿子女王	北白川宮	伯爵甘露寺	受長
篤子女王	久邇宮	伯爵壬生	基義
實枝子女王	有栖川宮	故公爵德川	慶久
武子女王	北白川宮	子爵保科	正昭
茂子女王	閑院宮	黒田	長禮
由紀子女王	閑院宮	子爵町尻	景基
擴子女王	北白川宮	伯爵二荒	芳德
恭子女王	閑院宮	子爵安藤	信昭
方子女王	梨木宮	李王	根
安子女王	山階宮	淺野	長武
智子女王	久邇宮	伯爵大谷	光暢
信子女王	久邇宮	伯爵三條	西公正
敦子女王	伏見宮	伯爵清橋	幸保
規子女王	梨木宮	伯爵忠橋	真光
華子女王	閑院宮	侯爵華頂	博信

皇族御官職

秩父宮雍仁親王 陸軍歩兵中尉、歩兵三聯隊附

皇族御公職

閑院宮載仁親王 明治神宮造營局總裁、明治神宮奉贊會總裁、日本赤十字社、濟生會、階行社、大日本蠶糸會、帝國軍人後援會、日佛協會、日露協會、慶福會各總裁

伏見宮博恭王 日本海員救濟會、水交社、海防義會、水産會各總裁

久邇宮邦彦王 帝國飛行協會、同仁會、日獨協會、武徳會各總裁

梨木宮守正王 大日本農會、山林會、醫學協會各總裁

高松宮宣仁親王 海軍中尉

閑院宮載仁親王 元帥陸軍大將議定官

伏見宮博恭王 海軍大將軍參謀官議定官

久邇宮邦彦王 陸軍大將軍參謀官

梨木宮守正王 陸軍大將軍參謀官

久邇宮多嘉王 神宮祭主

朝香宮鳩彦王 歩兵大佐

東久邇宮稔彦王 歩兵大佐

伏見宮博義王 海軍大尉

山階宮武彦王 海軍大尉

久邇宮朝融王 海軍大尉

賀陽宮恒憲王 騎兵大尉

閑院宮春仁王 騎兵中尉

宮廷

閑院宮載仁親王妃智恵子 大日本婦人教育會、赤十字篤志看護婦人會總裁

東伏見宮故俊仁親王妃周子 愛國婦人會總裁

伏見宮博義王妃經子 陸海軍將校婦人會總裁

竹田宮故恒久王妃昌子内親王 婦人共立育兒會總裁

宮城

元徳川氏の居城明治元年十月十三日を以て皇居と定め明治十五年五月御造營に着手同廿一年十一月竣工、總工費三百九十六萬八千圓、面積六十三萬七千七百七十七坪、同年十月二十七日宮城を御治定遊ばさる

皇居、御所

京都 御所 京都市上京區

青山 御所 京都市赤坂區青山

皇子 御殿 同

離宮、御苑

赤坂 離宮 京都市赤坂區

濱離宮 京都市京橋區

霞關 離宮 京都市麩町區

宮庭

御用邸

葉山御用邸、同附屬邸 鎌倉御用邸 小田

原御用邸 宮の下御用邸 熱海御用邸 靜

岡御用邸 沼津御用邸、同附屬邸、同西附

屬邸 日光御用邸、同田母澤附屬邸 鹽原

御用邸 伊香保御用邸 那須御用邸

御料地、御料牧場

高輪 御料地 京都市芝區

上野 御料地 京都市下谷區

畝山 御料地 奈良縣高市郡

千頭 御料地 靜岡縣榛原郡、周知郡

田母澤 御料地 神奈川縣愛甲郡、足柄上郡

瀨尾 御料地 靜岡縣磐田郡

木曾 御料地 長野縣西筑摩郡、上伊那郡

益田郡

御獵場

七宗 御料地 岐阜縣武儀郡

段戸 御料地 愛知縣設樂郡

下總御料牧場 千葉縣印幡郡遠山村

新冠御料牧場 北海道日高國靜内郡

江戶川 御獵場 千葉縣東葛飾郡、埼玉縣埼玉郡、北葛飾郡

長良川 御獵場 岐阜縣上郡、武儀郡、稻葉郡

岩瀬 御獵場 福島縣岩瀬郡、西白川郡

神通川 御獵場 富山縣婦負郡、上新川郡

宮中席次

第一階 (第一)大勳位 (一)菊花章頸飾 (二)菊花大綬章 (第二)内閣總理大臣 (第三)樞密院議長 (第四)元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜ハリタル者 (第五)元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣 (第六)朝鮮總督 (第七)内閣總理大臣又ハ樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者 (第八)國務大臣、宮内大臣又ハ内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者 (第九)樞密院副議長 (第十)陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官 (第十一)親任官 (第十二)貴族院議長、衆議院議長 (第十三)勳一等旭日桐花大綬章 (第十四)勳一級 (第十五)親任官ノ待遇ヲ賜ハリタル

者(第十六)公爵(第十七)從一位(第十八)勳一等(一)旭日大綬章(二)寶冠章(三)瑞寶章

第二階 (第十九)高等官一等(第二十)貴族院副議長、衆議院副議長(第二十一)爵香間祇候(第二十二)候爵(第二十三)正二位功二級(第二十四)高等官二等(第二十五)勳任待遇(第二十八)伯爵(第二十九)從二位(第三十)勳二等(一)旭日重光章(二)寶冠章(三)瑞寶章(第三十一)子爵(第三十二)正三位(第三十三)從三位(第三十四)功三級(第三十五)勳三級(一)旭日中綬章(二)寶冠章(三)瑞寶章(第三十六)男爵(第三十七)正四位(第三十八)從四位

第四階 (第三十九)貴族院議員、衆議院議員(第四十)高等官三等(第四十一)高等官三等ノ待遇ヲ享クル者(第四十二)功四級(第四十三)勳四級(一)旭日小綬章(二)寶冠章(三)瑞寶章(第四十四)正五位(第四十五)從五位

第五階 (第四十六)高等官四等(第四十七)高等官四等ノ待遇ヲ享クル者(第四十八)功五級(第四十九)勳五級(一)雙光旭日章(二)寶冠章(三)瑞寶章(第五十)正六位(第六階) (第五十一)高等官五等(第五十二)高等官五等ノ待遇ヲ享クル者(第五十三)

從六位(第五十四)勳六等(一)單光旭日章(二)寶冠章(三)瑞寶章

第七階 (第五十五)高等官六等(第五十六)高等官六等ノ待遇ヲ享クル者(第五十七)正七位

第八階 (第五十八)高等官七等(第五十九)高等官七等ノ待遇ヲ享クル者(第六十)從七位(第六十一)功六級

第九階 (第六十二)高等官八等(第六十三)高等官八等ノ待遇ヲ享クル者

第十階 (第六十四)高等官九等(第六十五)奏任待遇(第六十六)正八位(第六十七)功七級(第六十八)勳七級(一)青色桐葉章(二)寶冠章(三)瑞寶章(第六十九)從八位(第七十)勳八等(一)白色桐葉章(二)寶冠章(三)瑞寶章

內大臣府

內大臣 書記官長

宮內省

宮內大臣 次官

侍從長 侍從次長 式部長官 式部次長心得 掌典長 掌典次長 宗秩寮總裁 諸殿頭 皇后宮太夫 皇太后宮太夫 李王廳長官

男爵 平山 成信 子爵 石馬 忠應 有松 英義 伯爵 珍田 捨巳 中村雄次郎 男爵 山川健次郎 黑田 長成 男爵 古市 公威 江木 千之 伯爵 內田 康哉 八代 六郎 伯爵 櫻井 鏡二 荒井賢太郎 荒井賢太郎 石原 健三 鎌田 榮吉 石原 健三 二上 兵治

伯爵 牧野 仲顯

伯爵 一木喜德郎 關谷貞三郎 伯爵 珍田 捨巳 河井 彌八 伊藤 博邦 渡邊 直達 公爵 九條 道實 公爵 本多 正復 子爵 仙石 政敬 子爵 仙石 政敬 子爵 河井 彌八 皇太后宮太夫 入江 貫一 李王廳長官 韓 昌 沫

宮中顧問官

長崎 香 香 桂 潛太郎
西郷 吉義 田内 三吉
井上 通泰 北條 時敬
子爵 小笠原長生 吉田 要作
日根野要吉郎 山口 銳之助
三宅 米吉 川島 令次郎
新山 莊輔 南部 光臣
佐藤 愛磨 小原 詮吉
相磯 造 和田 國次郎
工藤 一記 男爵 西 紳六郎
子爵 日野四資博 本田 幸介
子爵 園池 實康 男爵 小早川 四郎
子爵 三室戶 敬光 伯爵 清水谷 實英
原 恒太郎

前官禮遇者

前總理大臣トシテノ禮遇ヲ享クル者
公爵 西園寺公望 子爵 清浦 圭吾
伯爵 山本權兵衛 高橋 是清
若槻禮次郎
前大臣トシテノ禮遇ヲ享クル者
子爵 齋藤 實 子爵 後藤 新平
伯爵 伊東巳代治 山本 達雄
伯爵 內田 康哉 犬養 毅

宮中錄事

宮中錄事

御禮の儀

宮中に於かせられては先帝崩御後一年の大喪に服させられてゐたが、十二月二十五日の御一年祭終了と共に二十六日、聖上親臨宮中鳳凰の間に於て御禮の儀をさり行はせられた。

大禮使

大禮使官制は昭和二年十二月三十日勅令を以て公布同時に大禮使總裁以下各職員は左の如く任命發表された。

大勳位功二級 載仁 親王
大禮使總裁被仰付 近衛 文麿
從三位公爵 大禮使長官被仰付 平沼騏一郎
從三位勳一等男爵 正二位勳一等伯爵 伊東巳代治
大禮使御用掛被仰付(各通) 親任官ノ待遇ヲ賜フ
內閣書記官長 鳩山 一郎
宮內次官 關屋貞三郎
大禮使次官被仰付(各通) 法制局長官 前田 米藏
式部長官公爵 伊藤 博邦

宗秩寮總裁子爵

侍從次長 河井 彌八
主馬頭 仙石 政敬
圖書頭 西園寺八郎
內職頭 杉 榮三郎
內匠頭 杉 琢磨
大膳頭 東久世秀雄
掌典長公爵 上野季三郎
掌典次長公爵 九條 道實
宮內參事官 大谷 正男
帝室林野局長官 三矢 宮松
帝室會計審查局長官 入江 貫一
樞密院書記官長 二上 兵治
京都府知事 大海原重義
警視總監 宮田 光雄
外務次官 吉田 茂
內務次官 杉山四五郎
大藏次官 黒田 英雄
陸軍次官 阿部 信行
海軍次官 大角 岑生
司法次官 小原 直
文部次官 栗屋 謙
農林次官 阿部 壽準
商工次官 四條 隆英
遞信次官 桑山 鐵男
鐵道次官 八田 嘉明
大禮使參與官被仰付(各通)

登極令改正

二年十二月二十日樞密院本會議に於て明治四十二年制令公布の皇室令第一號登極令の一部は改正された

大禮最初の御儀

今上天皇最初の御儀たる期日奉告の御儀は三年一月十七日午前八時半より陛下御親祭の上宮中賢所、皇靈殿、神殿の大前に於いていさゝか莊嚴に執り行はせられたが當日左の如く大禮期日が告示された

告示

即位ノ禮及ビ大嘗祭ノ期日左ノ通り定メラル

即位の禮 昭和三年十一月十日

大嘗祭 昭和三年十一月十四日ヨリ十五日ニ亘ル

昭和三年一月十七日

齋田決定

御大禮の大嘗祭に奉納の新穀を耕作す可き悠紀主基兩齋田は宮中に於ける齋田點定の御儀にて悠紀は滋賀縣主基は福岡縣に決定を見たので齋田所在地及奉仕者は兩縣下に於て左の如く決定三月十五日發表された
悠紀 滋賀縣野州郡三上村大字三上
奉仕者 桑川 春治

主基 福岡縣早良郡藤山村大字藤山

奉仕者 石津新一郎

五節舞姬

御大禮五節舞姬は京都在住華族なる藤谷直子、町尻信子、難波綾子、菊亭福子、冷泉須賀子、油小路吳子、日野西悦子、植松信子の八令嬢に決定六月二十六日華族會館京都分館に於て稽古始めを行った

秩父宮御婚約

秩父宮殿下と松平節子姫との御婚約は一月十八日勅許された

久宮薨去

久宮祐子内親王殿下には三月八日午前三時三十八分心臓麻痺に依り薨去あらせられた尙御墓所は豊島岡と御治定相成つた

節子姫御歸朝

秩父宮妃たる可き松平節子姫は六月六日桑港出發海路つゝがなく二十二日横濱港に到着された

山階宮二王子臣籍降下

山階宮藤慶王 荻原王兩殿下臣籍降下の請願を允され七月二十日藤慶王殿下には筑波の家名を賜ひ侯爵、荻原王殿下には鹿島の

家名を賜ひ伯爵を授けられた

諸儀式の日取

京都に行幸の儀 十一月六日同七日

賢所奉輿殿に徒御の儀 同七日

即位禮當日皇靈殿神殿に奉告の儀 同十日

即位禮當日賢所大前の儀 同日

即位禮當日紫宸殿の儀 同日

即位禮後一日賢所御神樂の儀 同十一日

神宮皇靈殿神殿並に官國幣社に勅使發遣の儀 同十二日

大嘗祭前一日鎮魂祭の儀 同十三日

大嘗祭當日神宮に奉幣の儀 同十四日

大嘗祭當日皇靈殿に奉幣の儀 同日

大嘗祭當日賢所大御饌供進の儀 同日

大嘗宮の儀 悠紀殿供饌の儀、主基殿供饌の儀 同十四日より二十五日に亘る

即位禮及大嘗祭後大嘗第一日の儀 同十六日

即位禮及大嘗祭後大嘗第二日の儀 同十七日

即位禮及大嘗祭後大嘗夜宴の儀 同日

即位禮及大嘗祭後神宮に親謁の儀 同二十日、同二十一日

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵に親謁の儀 同二十三日

即位禮及大嘗祭後仁孝天皇山陵、孝明天皇山陵に親謁の儀 同二十四日

即位禮及大嘗祭後明治天皇山陵に親謁の儀 同二十五日

東京に還幸の儀 同二十六日、同二十七日

賢所温明殿に遷御の儀 同二十七日

東京還幸後賢所御神樂の儀 同二十八日

即位禮及大嘗祭後大正天皇山陵に親謁の儀 同二十九日

還幸後皇靈殿神殿に親謁の儀 同三十日

御召の範圍

御大禮式の期日は七月二十五日大禮使より左の如く御召の光榮に浴するもの、範圍と共に左の如く發表された

御召に與る者

即位禮當日賢所大前の儀參列者

△大勳位△内閣總理大臣△樞密院議長△元帥、大臣△朝鮮總督△内閣總理大臣たる前官の禮遇を賜はりたるもの△國務大臣、宮内大臣または内大臣たる前官の禮遇を賜はりたるもの△樞密院副議長△陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官△親任官△貴族院議長、衆議院議長△勳一等旭日桐花大綬章△功一級△親任官の待遇を賜はりたるもの△公爵△從一位△勳一等

(旭日大綬章、寶冠章、瑞寶章)(以上夫人)

即位禮當日賢所大前の儀參列者

△大勳位△内閣總理大臣△樞密院議長△元帥、大臣△朝鮮總督△内閣總理大臣たる前官の禮遇を賜はりたるもの△國務大臣、宮内大臣または内大臣たる前官の禮遇を賜はりたるもの△樞密院副議長△陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官△親任官△貴族院議長、衆議院議長△勳一等旭日桐花大綬章△功一級△親任官の待遇を賜はりたるもの△公爵△從一位△勳一等

(旭日大綬章、寶冠章、瑞寶章)(以上夫人)

△内閣書記官長△法制局長官△實動局總裁△資源局長官△樞密院書記官長△宮内次官△侍從長△式部省次官△宗秩寮總裁△皇后宮大夫△各省政務次官△各省次官△各省參與官△特命全權公使△復興局長官△社會局長官△專賣局長官△陸軍航空本部長△陸軍技術本部長△憲兵司令官△參謀次長△教育總監部本部長△步兵第十九旅團長△海軍艦政本部長△海軍航空本部長△海軍軍令部次長△獨立艦隊司令官△要港部司令官△控訴院長△控訴院檢察長△京都地方裁判所長△京都地方裁判所檢察官△京師大學總長△勳任官たる第三高等學校長△勳任官たる京都高等工藝學校長△帝國學士院長△帝國美術院長△製鐵所長官△特許局長官△京城帝國大學總長△朝鮮總督府高等法院長△朝鮮總督府高等法院檢察官△朝鮮總督府道知事△朝鮮總督府覆審法院長△朝鮮總督府覆審法院檢察官△台北帝國大學總長△台灣總督府總務長官△台灣總督府高等法院長△台灣總督府高等法院檢察官長△台灣總督府知事△關東廳高等法院長△樺太廳長官△南洋廳長官△貴族院書記官長△衆議院書記官長△警視總監△北海道長官△府縣知事△貴族院副議長、衆議院副議長△貴族院議員

宮廷錄事

衆議院議員△道府縣會議長△東京市長△東京市會議長△京都市長△京都市會議長△民間にありて特に功勞顯著なるもの△各廳中勅任官同待遇總代△辭香間祇候總代△侯伯子男總代△朝鮮貴族總代△從四位以上有位者總代△勳三等功三級以上帶勳者總代△歸國祇候總代△帝國學士院會員總代△帝國美術院會員總代△私立大學長總代△神道各派總代△佛教各派總代△各廳中委任官同待遇總代△朝鮮在任者總代△台灣在任者總代△關東州在任者總代△樺太在任者總代△南洋群島在任者總代

即位禮當日の紫宸殿の禮(賢所大前の儀に同じ)
即位禮後一日賢所御神樂の儀(賢所大前の儀に同じ)
大嘗宮の儀
(賢所大前の儀に召されるもの、中貴族院議員、衆議院議員、道府縣會議長、東京市會議長、京都市會議長、民間にありて功勞顯著なるもの、朝鮮貴族總代並に帝國學士院會員、同美術院會員總代以下南洋群島在任者總代までを除き貴族兩議員總代、各廳委任官同待遇總代を加ふ)
即位禮及大嘗祭後大嘗第一日の儀
(大嘗祭に召されたものに供奉勅任官、供

奉高等女官、大禮使勅任官を加ふ)
 即位禮及大嘗祭後大饗第二日の儀
 (賢所大前の儀に召されたるもの、中勅一等旭日桐花大綬章以下を除き、大禮使長官、大禮使次官以上夫人、供奉勅任官、供奉高等女官を加ふ)
 即位禮及大嘗祭後大饗夜宴の儀
 (賢所大前の儀に召されしものに京都市在勤勅任官、同待遇、京都市所在各官衙、學校の長たる奏任官、同待遇、京都市助役及局長供奉高等官、供奉高等女官、大禮供奉高等官、宮内大臣の命じたる皇族隨員高等官、大禮の用務に直接従事せる高等官を加ふ)
 饗饌を賜ふ地方諸員
 即位禮及び大嘗祭後大饗第一日の儀の當日十一月十六日地方において左の諸員に饗饌を賜はせらる

(一)高等官同待遇(二)有爵者(三)從六位以上の有位者(四)勳六等功六級以上の勳者(五)褒章受領者(六)神佛各宗派管長(七)門跡寺院住職(八)道府縣會副議長、議員(九)町村評議員、合議總督府評議員、合議州協議員(十)市長、大連市長、旅順市長(十一)市會議長、大連市會議長、旅順市會議長(十二)東京市會議員、京都市會議員、名古屋市會議員(十三)市制第六條の市の區長、區會議長(十四)六大都市の參與、助役、局長(十五)町村長(名主、小笠原島世話係、朝鮮にありては面長、台灣にありては街庄長、區長、關東州にありては會長、樺太にありては町村長、南洋にありては總村長、區長、村長、助役を含む)(十六)在職判任官二等以上同待遇(十七)判任官三等以下の警察署長、稅務署長(十八)官公私立小學校、公學校普通學校及び普通學堂の長(十九)各種事業功勞者、優遇者、名望家

備考 未成年者はこれを除く
 注意 届出、第一項乃至第十八項に該當するもの(即位禮および大嘗祭以後大饗第一日第二日並に夜宴の儀に召さるべきものを除く)は來る十月十日までに十一月十六日に現在すべき地の地方長官(内地にありては道廳長官、府縣知事、朝鮮、台灣にありては總督、關東州、樺太、南洋にありては長官)宛宿所、召さるべき資格、氏名を書留郵便をもつて届出づべし但し陸海軍軍隊、學校、艦船にあるものは陸海軍大臣に届出づること
 服装 (一)男子は大禮服正裝、通常禮服(燕尾服、黒高帽)禮裝、通常服(フロックコート)通常禮裝(二)女子は中禮服(ローブ、テコルテ)通常服(ローブモンタント)挂袴、白襟紋付(三)神佛各宗派管長、門跡寺院住職は前二項の服装に相當する服装

土地人口

我が國の位置

土地	緯度	經度	名	極	緯度	經度	名	極	
全	極東	極西	千島國占守島東端	東經	一五八・三三	極南	臺灣阿緞廳至厚里七星岩南端	北緯	二二・四八
本	極東	極西	伊豆國小笠原島東端	東經	一四一・二八	極南	千島國占守島北端	北緯	三六・〇六
四	極東	極西	長門國豐浦郡蓋井島東端	東經	一三〇・四四	極南	伊豆國小笠原島南端	北緯	三三・〇〇
九	極東	極西	阿波國那賀郡伊島東端	東經	一三三・四九	極南	陸奥國下北郡辨天島北端	北緯	四一・三三
琉	極東	極西	豐後國南海部郡大島東端	東經	一三三・〇四	極南	土佐國幡豆郡沖島南端	北緯	三三・三三
北	極東	極西	大隅國大島郡與論島西端	東經	一三二・二五	極南	讚岐國小豆郡小豆島金ヶ崎	北緯	三三・三三
海	極東	極西	沖繩島赤崎	東經	一三三・四五	極南	大隅國大島郡與論島南端	北緯	三三・三三
道	極東	極西	與那國島西端	東經	一三三・四五	極南	豐前國企救郡速額崎	北緯	三三・三三
本	極東	極西	根室國花咲郡タラシ島東端	東經	一四六・〇七	極南	波照間島南端	北緯	二四・〇六
地	極東	極西	渡島國松前郡大島西端	東經	一三九・二一	極南	惠平屋島北端	北緯	二七・〇四
千	極東	極西	占守郡占守島東端	東經	一三九・三三	極南	渡島國松前郡小島南端	北緯	四二・二一
島	極東	極西	國後郡グールチ山西端	東經	一四一・三三	極南	北見國宗谷郡宗谷岬	北緯	四三・〇〇
臺	極東	極西	臺北廳棉花嶼東端	東經	一三三・〇六	極南	國後郡計羅武威岬	北緯	四三・〇〇
澎	極東	極西	嘉義廳尖山堡新港庄西端	東經	一三〇・〇三	極南	占守郡アライト島北端	北緯	四三・〇〇
湖	極東	極西	澎湖廳林投灣查母嶼東端	東經	一三〇・〇三	極南	阿緞廳至厚里七星岩南端	北緯	二二・四八
樟	極東	極西	同廳水坡灣花嶼西端	東經	一二九・八	極南	臺北廳彭佳嶼北端	北緯	二二・四八
朝	極東	極西	北知床岬	東經	一四四・五五	極南	澎湖廳網垵灣大嶼南端	北緯	二二・四八
鮮	極東	極西	ウシヨロ	東經	一四一・五一	極南	同廳吉貝灣貝斗嶼北端	北緯	二二・四八
西	極東	極西	鴨綠江新島西端	東經	一三〇・三三	極南	西能登呂岬	北緯	四三・〇〇
東	極東	極西	鴨綠江新島西端	東經	一三〇・三三	極南	日露境界線	北緯	四三・〇〇
南	極東	極西	鴨綠江新島西端	東經	一三〇・三三	極南	濟州島南端	北緯	三三・〇〇
北	極東	極西	鴨綠江新島西端	東經	一三〇・三三	極南	咸鏡北道北端	北緯	三三・〇〇

面積 陸地 一、九七、五五〇、〇〇〇方哩
 水面 一、七、二五〇、〇〇〇方哩
 陸地 一、七、二五〇、〇〇〇方哩

土地人口—土地
 アフリカ 一、一六三、六二九
 北アメリカ 八、五九、二五七
 南アメリカ 七、五七〇、〇一五
 ヨーロッパ 三、八七三、六六一

オースト ラリヤト	三、三三、六三三	水深	一四〇、〇〇〇方哩	最深处	海面下
兩極地方	五、〇八一、九三三	太平洋	三、九六六、〇〇〇	インド	三、三〇九
太平洋	三、三〇〇、〇〇〇	大西洋	三、五〇〇、〇〇〇	北極海	三、三三六
印度洋	二、八三〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	北極海峽	三、三〇〇
北極海	五、五〇一、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	カスピアン	三、三三六
中央海	一、七〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	ホルランド	三、三三六
地中海	一、一〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	バルダ	三、三三六
地中海	一、一〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	千島水道	一〇、五五〇
地中海	一、一〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	スカツケ	一〇、五〇一
地中海	一、一〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	ラツツケ	一、五〇〇
地中海	一、一〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	北緯二十度	三、二〇〇
地中海	一、一〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	その他	七、二五四
地中海	一、一〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	赤道	七、九二六哩
地中海	一、一〇〇、〇〇〇	地中海	一、一〇〇、〇〇〇	極地間	七、九二六哩

赤道周囲 諸、八三哩

各大陸の最高地と最低地

大陸	最高地	所在地	海抜	最低地	所在地	海面
アフリカ	マツキンレー山	アラカ	五、九一〇	死海	イスラエル	一、三二〇
アジア	ヒマラヤ山	チベット	二九、〇〇〇	死海	イスラエル	一、三二〇
ヨーロッパ	モンブラン	フランス	一五、七八〇	海	ロシア	一、〇〇〇
アメリカ	マツキンレー山	アラカ	五、九一〇	死海	イスラエル	一、三二〇
南アメリカ	アコンカグア山	チリ	二三、〇〇〇	死海	イスラエル	一、三二〇
オーストラリア	コシヤスコ山	ニューサウス	七、三四〇	死海	イスラエル	一、三二〇

岩手縣の位置面積地勢

岩手縣は東北地方の略中央に位し東經百四十四度三十八分より起り百四十二度五分に達し北緯三十八度四十六分より起り四十度二十七分に至り北に青森縣に隣接し西は中央山脈を以て秋田縣と界し南は宮城縣に連り東は太平洋に面す其の廣袤東西三十一里南北四十五里に達し其の總面積九百八十七方里餘にして實に全國第一の大面積を占有す之が地種別面積を記せば左の如し

田	五萬五千四百一町二反歩
畑	八萬七千七百七十一町五反歩
宅地	一萬四千四百一町歩
山林	九十三萬一千六百二十二町四反歩
原野	十三萬六千四百九十六町九反歩
其他	三萬一千二百三十七町一反歩
總計	百二十五萬二千六百七十町一反歩

(昭和元年縣統計に依る)

而して之が區域は陸中國の盛岡市、岩手、紫波、稗貫、和賀、膽澤、江刺、西磐井、東磐井、上閉伊、下閉伊、九戸の各市十一郡及陸前國の一部氣仙郡陸奥國の一部二市郡等一市十三郡を包轄す

本州北海外帯の北部を構成する北上山系は本縣の東部に貫きて脊梁をなし其の間支脈東西に走り山嶽重疊起伏し地勢極め

土地人口—土地

て錯綜し諸川亦東西に走る北上山系と並行して西部秋田縣との界を劃する脊梁即ち中央山脈は又南北に亘る高地を成し高峰聳立して急峻なり即ち岩手山の六千八百尺を主とし四五千尺の高峰亦夥くない而して兩山脈に夾れる地域には縣の北部より南流して宮城縣に灌げる北上の大河あり其の兩岸一帯は即ち本縣の中樞地にして耕地頗る多く生産豊穡都邑又集中し國道鐵道之に沿ふて馳せ縦横に數多の各支線を分岐す

縣の北部に馬淵川あり東北に流れて青森縣に入る

地質は大部分古世紀層に屬し地盤堅固にして花崗岩多く他の部分は第三紀層及沖積層に屬す

岩手縣の位置

極東	下閉伊郡重茂村	東經	一四三度〇五
極西	和賀郡湯田村	東經	一四〇度二六
極南	西磐井郡永井町	北緯	三九度四三
極北	九戸郡種市村	北緯	四〇度三七

主要地の位置

盛岡市	極東 加賀野(海岸村界)	里程	一里
	極西 三十軒(縣道界)	里程	一里
	極南 仙北町組町	里程	一〇三里
	極北 上田組町	里程	一〇三里

岩手郡	極東 敷川村	里程	三五里三四
	極西 御所村	里程	一六里一三
紫波郡	極東 赤澤村	里程	一里
	極西 志和村	里程	一里
稗貫郡	極東 内川目村	里程	五里三二
	極西 矢澤村	里程	四里二四
和賀郡	極東 湯田村	里程	一四里
	極西 谷内村	里程	一里
膽澤郡	極東 白山村	里程	八里一一
	極西 若柳村	里程	六里二四
江刺郡	極東 米里村	里程	五里三四
	極西 相去村	里程	二里八
西磐井郡	極東 福岡村	里程	八里三三
	極西 美井村	里程	四里一九
東磐井郡	極東 大津保村	里程	六里一四
	極西 長島村	里程	六里一四

Table listing populations for various towns and villages in the Ise region, including entries like 羽田村, 伊里村, 油井村, etc.

Table listing populations for various towns and villages in the Ise region, including entries like 下野村, 栗石村, 釜石村, etc.

Table listing populations for various towns and villages in the Ise region, including entries like 久慈町, 山根村, 侍濱村, etc.

Table titled '各都市町村面積' (Area of Cities and Towns) listing areas for districts like 上閉伊郡, 下閉伊郡, 九戸郡, etc.

Table listing populations for various towns and villages, including entries like 大田村, 赤澤村, 志和村, etc.

Table listing populations for various towns and villages, including entries like 矢野村, 宮野村, 太田村, etc.

△二戸郡

金田一村 三〇四三
 爾薩休村 二九六六
 石切所村 一〇三九
 一戸町 〇六七
 姉帯村 一六八七
 小島谷村 八三九
 荒澤村 一三〇八
 田山村 一六八六
 合計 九七、八〇〇

斗米村 四〇八一
 福岡町 三〇四五
 浪打村 二九三三
 鳥海村 五〇六五
 田部村 三〇三三
 淨法寺村 二〇四三
 御返地村 二九七七
 計 七九、四三九

本州 一四、六九〇・五三二
 四州 一、八〇〇・六七
 九州 二、八二七・八〇
 北海道 六、〇九五・三六
 北陸 一、四三三・〇〇
 關東 二、三三三・一〇
 關西 二、三三三・〇九
 畿内 四、一三三・〇五
 四国 七、八〇〇・五五
 秋田縣 七、八〇〇・五五
 青森縣 七、八〇〇・五五
 宮城縣 七、八〇〇・五五

名山 岩手縣 六〇、九六六
 福島縣 八八、〇五二
 山形縣 九八、八〇〇

名山 岩手縣 六〇、九六六
 福島縣 八八、〇五二
 山形縣 九八、八〇〇

仙人山 同 一、八〇八
 大荒澤山 同 三、〇〇〇
 三ツ森山 同 五、八五〇
 砥森山 和賀郡、上閉伊郡 二、三〇〇
 燒石山 和賀郡、上閉伊郡 五、一九九
 經塚山 同 四、〇七
 駒ヶ岳 同 三、八八八
 檜能山 同 三、一五七
 五輪嶺 同 一、七三三
 須川岳 同 五、四八八
 佐野田嶺 同 一、五八一
 寶根山 同 二、八三二
 五葉山 同 二、九五五
 六甲山 同 四、六二五
 片無山 同 四、七三三
 毛無山 同 四、八三三
 相洞山 同 二、〇六六
 仙人嶺 同 二、〇六六
 境木嶺 同 二、〇〇〇
 藥師岳 同 四、三六八
 白澤山 同 四、四八八
 小澤山 同 三、三〇〇
 十二神山 同 二、五八八
 大股嶽 同 二、四九九
 種市岳 同 二、四九九

東北六縣の面積

平庭岳 九戸郡、下閉伊郡 三、七三二
 割倉山 和賀郡 二、九三三
 砥倉山 同 一、〇一〇
 牛形山 同 二、二二五
 白木嶺 同 二、三六八
 大嶺 九戸郡 一、四三三
 寒長根山 同 二、三九〇
 横町大嶺 同 一、九〇一
 稻庭岳 二戸郡 三、七三〇

名山 岩手縣 六〇、九六六
 福島縣 八八、〇五二
 山形縣 九八、八〇〇

名山 岩手縣 六〇、九六六
 福島縣 八八、〇五二
 山形縣 九八、八〇〇

名山 岩手縣 六〇、九六六
 福島縣 八八、〇五二
 山形縣 九八、八〇〇

貝澤野 和賀郡 一、〇〇
 上野 同 七、三二
 味野 同 一、一八
 六原野 同 一、〇六
 烏丸野 同 一、〇〇
 明野 同 一、〇〇
 蒲野 同 一、〇〇
 西野 同 一、〇〇
 枯野 同 一、〇〇
 燒山野 同 一、〇〇

河川

北上川 岩手郡御堂村北上山 七、七三二
 和賀川 和賀郡馬場村早池嶽 二、九三三
 上閉伊川 上閉伊郡馬場村早池嶽 二、九三三
 柳川 柳川村早池嶽 二、九三三
 岩手川 岩手郡御堂村北上山 七、七三二
 丹波川 丹波村早池嶽 二、九三三
 磐井川 磐井村早池嶽 二、九三三
 砂井川 砂井村早池嶽 二、九三三
 豊石川 豊石村早池嶽 二、九三三
 種谷川 種谷村早池嶽 二、九三三
 松川 松川村早池嶽 二、九三三
 中津川 中津川村早池嶽 二、九三三
 衣川 衣川村早池嶽 二、九三三
 築川 築川村早池嶽 二、九三三
 人首川 人首川村早池嶽 二、九三三

支川 久慈川 九戸郡山形村身澤山 九、二
 氣仙川 九戸郡山形村身澤山 九、二
 支川(安比川) 二戸郡荒澤村安比嶽 二、九三三
 支川(平糠川) 九戸郡葛巻村森山 九、二
 支川(夏井川) 同郡山形村身澤山 九、二
 支川(濁井川) 同郡山形村身澤山 九、二
 支川(夏井川) 同郡山形村身澤山 九、二
 支川(濁井川) 同郡山形村身澤山 九、二

土地人口—土地

一七

海岸線
公稱 六三三三
訂線 一三六三
港灣

名稱	所在地名	灣口方位	干潮満潮	碇泊所の深さ
大船渡灣	氣仙郡	東	三	八四里
廣田灣	同	北	三	
綾里灣	同	北	三	
越喜來灣	同	北	三	
吉濱灣	同	北	三	
唐丹灣	同	北	三	
盤石灣	上閉伊郡	東	三	
大槌灣	同	東	三	
雨石灣	同	東	三	

通稱(地先連結線)

八四里

人口 (岩手縣人口)

名稱	所在地名	周廻	東西南北
山田港	下閉伊郡	北	二〇
船越灣	同	北	二〇
宮古港	同	北	二〇
久慈港	九戸郡	東	二〇
名	所在地名	周廻	東西南北
三貫島	上閉伊郡 鶉住居村	二,一八〇	二,一八〇
珊瑚島	同郡 大槌町	二,一〇〇	二,一〇〇
大島	下閉伊郡 船越村	二,〇〇〇	二,〇〇〇
大島	同郡 山田町	一,八〇〇	一,八〇〇
日出島	同郡 宮古町	一,八〇〇	一,八〇〇
牛島	九戸郡 侍濱村	一,八〇〇	一,八〇〇

推計人口郡市別

(二十年十月一日現在)

郡市	總數	男	女
盛岡	三〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
岩手	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
紫波	八,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇
和賀	七,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇

郡市	總數	男	女
江刺	五,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇
西井	四,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇
東井	三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇
氣仙	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
上閉伊	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
下閉伊	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
九戸	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇

十四年十月一日施行の第二回國勢調査の結果による本縣人口總數男女別人口世帯數は人口總數 九〇〇,九八四

世帯數 女 男
であつてこれを九年十月に行はれた第一回國勢調査の結果による人口總數八四五、五四〇人に徴すれば五年間の人口増加數實に五五、四四四人である

郡市町村別世帯及人口

(大正十四年十月一日現在)

郡市	世帯人口	男	女
盛岡市	九,三三六	二四,七三三	二五,二四七
岩手郡	三,二九二	八,七八五	四〇,三九〇
沼宮内	三,六八	一,六八四	一,七七七
玉山	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
敷川	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
米内	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
淺岸	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
築川	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
中野	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
本宮	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
太田	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
御所	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
御明神	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
西山	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
平石	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇
瀧澤	一,一〇	一,三三〇	一,三三〇

土地人口——人口

郡市	總數	男	女
厨川	七,五〇〇	三,五〇〇	四,〇〇〇
卷堀	四,〇〇〇	一,五〇〇	二,五〇〇
瀧民	三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇
大更	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
田頭	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
松尾	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
平館	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
寺田	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
一方井	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
御堂	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
紫波郡	七,三三三	三,三三三	四,〇〇〇
日詰	二,三三三	一,三三三	一,〇〇〇
古館	一,三三三	七〇〇	六三三
徳前	一,三三三	七〇〇	六三三
見岡	一,三三三	七〇〇	六三三
飯岡	一,三三三	七〇〇	六三三
煙山	一,三三三	七〇〇	六三三
不動	一,三三三	七〇〇	六三三
水動	一,三三三	七〇〇	六三三
志和	一,三三三	七〇〇	六三三
赤石	一,三三三	七〇〇	六三三
彦部	一,三三三	七〇〇	六三三
佐比内	一,三三三	七〇〇	六三三
赤澤	一,三三三	七〇〇	六三三
長岡	一,三三三	七〇〇	六三三

郡市	總數	男	女
乙部	六,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
種實郡	九,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇
花巻	七,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇
大迫	四,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇
内川	三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇
外川	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
龜ヶ森	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
新堀	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
八重畑	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
矢澤	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
好地	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
八幡	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
湯本	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
宮野目	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
湯口	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
太田	一,〇〇〇	五〇〇	五〇〇
和賀郡	二,八八九	一,三三三	一,五五五
黒澤尻	一,五五五	七〇〇	八五五
鬼柳	一,三三三	七〇〇	六三三
岩崎	一,三三三	七〇〇	六三三
横川	一,三三三	七〇〇	六三三
藤根	一,三三三	七〇〇	六三三
江釣子	一,三三三	七〇〇	六三三
佐間	一,三三三	七〇〇	六三三
飯豊	一,三三三	七〇〇	六三三

一九

氣仙郡	20,561	2,021	2,021
盛	4,000	1,100	1,100
高	4,000	1,100	1,100
大船渡	4,000	1,100	1,100
末	4,000	1,100	1,100
小友	4,000	1,100	1,100
廣	4,000	1,100	1,100
米	4,000	1,100	1,100
氣仙	4,000	1,100	1,100
矢	4,000	1,100	1,100
竹	4,000	1,100	1,100
橫	4,000	1,100	1,100
世	4,000	1,100	1,100
下	4,000	1,100	1,100
上	4,000	1,100	1,100
日	4,000	1,100	1,100
立	4,000	1,100	1,100
猪	4,000	1,100	1,100
赤	4,000	1,100	1,100
綾	4,000	1,100	1,100
越	4,000	1,100	1,100
吉	4,000	1,100	1,100
唐	4,000	1,100	1,100
上	4,000	1,100	1,100
遠	4,000	1,100	1,100
釜	4,000	1,100	1,100

大	1,000	1,000	1,000
小	1,000	1,000	1,000
宮	1,000	1,000	1,000
山	1,000	1,000	1,000
崎	1,000	1,000	1,000
田	1,000	1,000	1,000
小	1,000	1,000	1,000
田	1,000	1,000	1,000
普	1,000	1,000	1,000
岩	1,000	1,000	1,000
有	1,000	1,000	1,000
安	1,000	1,000	1,000

小	1,000	1,000	1,000
大	1,000	1,000	1,000
山	1,000	1,000	1,000
千	1,000	1,000	1,000
花	1,000	1,000	1,000
茂	1,000	1,000	1,000
川	1,000	1,000	1,000
門	1,000	1,000	1,000
小	1,000	1,000	1,000
磯	1,000	1,000	1,000
津	1,000	1,000	1,000
重	1,000	1,000	1,000
豐	1,000	1,000	1,000
大	1,000	1,000	1,000
船	1,000	1,000	1,000
九	1,000	1,000	1,000
久	1,000	1,000	1,000
輕	1,000	1,000	1,000
長	1,000	1,000	1,000
宇	1,000	1,000	1,000
野	1,000	1,000	1,000
山	1,000	1,000	1,000
山	1,000	1,000	1,000
大	1,000	1,000	1,000

二	2,000	1,000	1,000
更	2,000	1,000	1,000
立	2,000	1,000	1,000
中	2,000	1,000	1,000
谷	2,000	1,000	1,000
十二	2,000	1,000	1,000
湯	2,000	1,000	1,000
澤	2,000	1,000	1,000
水	2,000	1,000	1,000
前	2,000	1,000	1,000
金	2,000	1,000	1,000
佐	2,000	1,000	1,000
真	2,000	1,000	1,000
白	2,000	1,000	1,000
古	2,000	1,000	1,000
衣	2,000	1,000	1,000
小	2,000	1,000	1,000
南	2,000	1,000	1,000
若	2,000	1,000	1,000
永	2,000	1,000	1,000
相	2,000	1,000	1,000
江	2,000	1,000	1,000
岩	2,000	1,000	1,000

山	1,000	1,000	1,000
殿	1,000	1,000	1,000
秋	1,000	1,000	1,000
真	1,000	1,000	1,000
彌	1,000	1,000	1,000
日	1,000	1,000	1,000
老	1,000	1,000	1,000
金	1,000	1,000	1,000
花	1,000	1,000	1,000
油	1,000	1,000	1,000
涌	1,000	1,000	1,000
永	1,000	1,000	1,000
一	1,000	1,000	1,000
西	1,000	1,000	1,000
稻	1,000	1,000	1,000
廣	1,000	1,000	1,000
福	1,000	1,000	1,000
梁	1,000	1,000	1,000
玉	1,000	1,000	1,000
米	1,000	1,000	1,000
伊	1,000	1,000	1,000
藤	1,000	1,000	1,000
田	1,000	1,000	1,000
黑	1,000	1,000	1,000
羽	1,000	1,000	1,000
愛	1,000	1,000	1,000

中	1,000	1,000	1,000
平	1,000	1,000	1,000
東	1,000	1,000	1,000
千	1,000	1,000	1,000
大	1,000	1,000	1,000
藤	1,000	1,000	1,000
折	1,000	1,000	1,000
矢	1,000	1,000	1,000
小	1,000	1,000	1,000
八	1,000	1,000	1,000
大	1,000	1,000	1,000
黃	1,000	1,000	1,000
薄	1,000	1,000	1,000
奧	1,000	1,000	1,000
盤	1,000	1,000	1,000
門	1,000	1,000	1,000
松	1,000	1,000	1,000
舞	1,000	1,000	1,000
長	1,000	1,000	1,000
生	1,000	1,000	1,000
田	1,000	1,000	1,000
長	1,000	1,000	1,000
猿	1,000	1,000	1,000
捐	1,000	1,000	1,000
濠	1,000	1,000	1,000
興	1,000	1,000	1,000

夏井	侍濱	中野	種市	大野	小野	晴山	江刺家	伊保内	戸田	葛巻	江刺	二戸	福岡	一戸	爾薩体	金田一	斗米	石切所	浪打	鳥海	小島谷	姉帯	田部	御返地	淨法寺
二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二	二、〇九二

荒澤	田山	本籍人口動態	結婚及離婚	郡市名	盛岡	岩手	紫波	神賀	和賀	江刺	西磐井	東磐井	氣仙	上閉伊	下閉伊	九戸	二戸	計	郡市名	盛岡	岩手	紫波	神賀	和賀	江刺	西磐井	東磐井	氣仙	上閉伊	下閉伊	九戸	二戸	計	
二、三六八	二、三六八	(昭和二年)	婚姻組數	計	六、〇二	一、三三四	八、八八	四、七四	五、五六	六、六六	七、四二	九、五九	五、五九	六、九六	七、七九	八、〇〇	八、〇一	三、六五	八、五五	一、八七	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八

岩手	紫波	神賀	和賀	江刺	西磐井	東磐井	氣仙	上閉伊	下閉伊	九戸	二戸	計	岩手	紫波	神賀	和賀	江刺	西磐井	東磐井	氣仙	上閉伊	下閉伊	九戸	二戸	計
一、九〇六	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七	一、〇七七

氣仙	上閉伊	下閉伊	九戸	二戸	計	盛岡	岩手	紫波	神賀	和賀	江刺
七、〇〇	八、〇〇	九、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	二、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八

西磐井	東磐井	氣仙	上閉伊	下閉伊	九戸	二戸	計	盛岡	岩手	紫波	神賀
一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八

△備考
盛岡の密度前年の一三八、九七二人に對し著しく減少したのは米内村合併に依つて面積廣大したるに依る

移	男	女	計	非移民	男	女	計
一	一	一	一	一	一	一	一

國勢調査
我邦の國勢調査は十年毎に一回之れを行ふこととなり第一回を大正九年十月一日午前

零時の現在に依つて行はれたが十年の期間は長きに失し、其の間における變遷の程度を明かにし難いので、法律を改正し更にその間五年毎に簡易な調査を行ふことになつた、而して第二回を大正十四年十月一日行つたが五年間における人間の増加は夥しいもので平均して毎年七十五萬人づゝの割合で増加してゐる

土地人口——人口——國勢調査

府縣別世帯及人口 (大正十四年十月現在)

道府縣	世帯	人口	女育に付人口	人口密度	順位
東京	九七四、一六六	四、四八四、八四三	二、三三三、三三三	三、三三三	一
大阪	三〇四、三七七	一、四〇五、五〇七	一、〇四七、七五五	四、七五五	二
京都	六八三、七二七	三、〇五九、五〇三	二、〇九三、四九三	三、〇九三	三
神奈川	二八七、七七一	一、四〇〇、六八四	九三三、一八	四、四九三	四
兵庫	三三〇、九九一	一、四〇〇、六八四	九三三、一八	四、四九三	五
長崎	三三三、〇六六	一、二六四、一七七	四、四九三	四、四九三	六
新潟	三三八、二六四	一、八四九、七九四	二、二六五	二、二六五	七
群馬	二五三、二六六	一、三九四、四九九	二、二六五	二、二六五	八
千葉	二〇七、二〇七	一、二二八、七九	二、二六五	二、二六五	九
茨城	二七〇、八六九	一、三九九、二六五	二、二六五	二、二六五	一〇
栃木	二二七、三三三	一、四〇七、四九九	二、二六五	二、二六五	一一
奈良	二〇〇、一三三	一、〇九〇、四三三	二、二六五	二、二六五	一二
三重	二一六、六三二	一、三三三、八二八	二、二六五	二、二六五	一三
愛知	三三八、二六七	一、一〇七、六九〇	二、二六五	二、二六五	一四
静岡	四七七、八七三	二、三三三、二二八	二、二六五	二、二六五	一五
山梨	三〇九、七一九	一、三七一、三三三	二、二六五	二、二六五	一六
滋賀	二八、三三七	六〇〇、六六一	二、二六五	二、二六五	一七
福井	一四四、六六六	六六二、四三三	二、二六五	二、二六五	一八
大分	一八六、四一〇	九一五、二二七	二、二六五	二、二六五	一九
佐賀	三九、七九五	六八四、八三三	二、二六五	二、二六五	二〇
熊本	二四九、六九五	一、二九六、八三三	二、二六五	二、二六五	二一
宮崎	二八、六三三	六九、〇三三	二、二六五	二、二六五	二二
北海道					
青森		三三、九七			二一
岩手		一、三三、六九			二二
宮城		一、三三、六九			二三
福島		一、三三、六九			二四
茨城		一、三三、六九			二五
栃木		一、三三、六九			二六
群馬		一、三三、六九			二七
山梨		一、三三、六九			二八
長野		一、三三、六九			二九
新潟		一、三三、六九			三〇
富山		一、三三、六九			三一
石川		一、三三、六九			三二
福井		一、三三、六九			三三
山形		一、三三、六九			三四
秋田		一、三三、六九			三五
岩手		一、三三、六九			三六
宮城		一、三三、六九			三七
福島		一、三三、六九			三八
茨城		一、三三、六九			三九
栃木		一、三三、六九			四〇
群馬		一、三三、六九			四一
山梨		一、三三、六九			四二
長野		一、三三、六九			四三
新潟		一、三三、六九			四四
富山		一、三三、六九			四五
石川		一、三三、六九			四六
福井		一、三三、六九			四七
山形		一、三三、六九			四八
秋田		一、三三、六九			四九
岩手		一、三三、六九			五〇
宮城		一、三三、六九			五一
福島		一、三三、六九			五二
茨城		一、三三、六九			五三
栃木		一、三三、六九			五四
群馬		一、三三、六九			五五
山梨		一、三三、六九			五六
長野		一、三三、六九			五七
新潟		一、三三、六九			五八
富山		一、三三、六九			五九
石川		一、三三、六九			六〇
福井		一、三三、六九			六一
山形		一、三三、六九			六二
秋田		一、三三、六九			六三
岩手		一、三三、六九			六四
宮城		一、三三、六九			六五
福島		一、三三、六九			六六
茨城		一、三三、六九			六七
栃木		一、三三、六九			六八
群馬		一、三三、六九			六九
山梨		一、三三、六九			七〇
長野		一、三三、六九			七一
新潟		一、三三、六九			七二
富山		一、三三、六九			七三
石川		一、三三、六九			七四
福井		一、三三、六九			七五
山形		一、三三、六九			七六
秋田		一、三三、六九			七七
岩手		一、三三、六九			七八
宮城		一、三三、六九			七九
福島		一、三三、六九			八〇
茨城		一、三三、六九			八一
栃木		一、三三、六九			八二
群馬		一、三三、六九			八三
山梨		一、三三、六九			八四
長野		一、三三、六九			八五
新潟		一、三三、六九			八六
富山		一、三三、六九			八七
石川		一、三三、六九			八八
福井		一、三三、六九			八九
山形		一、三三、六九			九〇
秋田		一、三三、六九			九一
岩手		一、三三、六九			九二
宮城		一、三三、六九			九三
福島		一、三三、六九			九四
茨城		一、三三、六九			九五
栃木		一、三三、六九			九六
群馬		一、三三、六九			九七
山梨		一、三三、六九			九八
長野		一、三三、六九			九九
新潟		一、三三、六九			一〇〇

我國人口動態

昭和三年上四半期内地における人口の自然増加につき八月七日下條内閣統計局長談話として左の如く發表した。

近來生死の差増による人口自然増加数は著しく増加し世の注目をひくに至ったので、昭和二年から三ヶ月毎に概數を發表し世人の參考に供する事にしたが、今回昭和三年自一月至三月の内地における

出生死亡の概數を得たので發表する次第である、出生死亡は時期により多少がありかつ大體本期は多數の時期であるから本期の數を四倍したものが一年の全數とはいひ得ないのである。

昭和三年上四半期における人口自然増加は三十七萬六千九百七人であつて、これを昨年同期の三十九萬三千二百四十二人に較べると一萬六千三百三十五人を減少した、これは出生の減少死亡の増加に因

るのであるが就中出生の減少が特に著しい、即ち出生死亡は次の如くである。

出生 昭和三年上四半期出生は七十萬六千五百九十六人で昨年同期の出生七十二萬千七百七十八人に較べると一萬四千五百八十二人を減少した。

死亡 昭和三年上四半期死亡は三十二萬九千六百八十九人で昨年同期の死亡三十二萬七千九百三十六人に較べると千七百五十三人を増加した。

氣象

二年中概況

(盛岡測候所観測)

△氣象狀態 冬は例年にない寒さで、一月二十三日の氷點下十七度八は近年稀な寒さであつた(例年は氷點下十五度である)そしてこの寒さが數日に亘つて續いたので殊に一般には寒く感ぜられたものと思はれる、即ち氷點下十度の寒さが一月廿日から始まつて二月の二日まで十四日間續いた、此んな事は滅多にない現象である夏は割合に變化がなかつたが、土用に入る前一寸氣温が下り土用の半ばに入つて漸く恢復した、秋は九月十日頃急に寒さが來たため即ち農作物の收穫季に入つて温度が平年より一度五分位低かつた。

△雨 一年中の總雨量は千三百〇四ミリで、一坪面二十三石八斗

七升の雨が降つた例年に比べると最近では一番量が多かつた、大正十三、四、五年は雨が不足した年で、今年の雨量は是に比較すると驚くに足るものがあつた、即ち平均量から見ると百三ミリ餘、一坪面三石多かつたわけである、一番雨の多く降つたのは八月二十八日で約百三ミリ降り、また七月七、八兩日も百餘ミリ降り何れも縣下各河川に相當の出水を見た。

△雪 雪は一般からは例年より多いと評判されて居るが、是は一月下旬十四日間續いた寒さのため積雪が氷結し、消えるのが遅かつたため、積雪量は普通であつた。

△暴風 暴風は全部で四十六回であつたが被害を起す程度のものでなく、只十二月二十八日の風が一番強く、風速一秒時間に二十一米五(烈風の中)で今年最大風のものであつた。

△霜 五月十三、四の兩日に降霜あり、養蠶家に相當の被害を與えた。

川門栗甲釜吉廣盛日上世生矢

頃有田

井馬橋子石濱田 市住米出作

氣象

日数		日数		日数		日数		日数		日数	
曇天日数	快晴日数	積雪日数	霜日数	濃霧日数	雷雨日数	降雪日数	最高温度以上日数	最低温度以下日数	平均温度	最高温度	最低温度

年平均	12.8	13.1	13.4	13.7	13.9	13.1	12.9	12.8	12.7	12.6	12.5
年降水量	170.8	170.0	163.7	154.8	146.1	138.8	130.0	121.0	112.0	103.0	94.0
年降水日数	104	104	106	109	112	115	118	121	124	127	130
年快晴日数	175	175	176	176	174	171	168	165	162	159	156
年晴天日数	133	133	133	131	128	125	122	119	116	113	110
年曇天日数	122	122	122	121	119	117	115	113	111	109	107
年霜日数	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
年最多风向	西	西	西	西南	西南	西南	西南	西南	西南	西南	西南
初日	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
終日	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
初日	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1
終日	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6

縣下各地の氣象

117

氣	天	量雨	同上	日照	雲	濕	水蒸	温氣	風	壓氣
零度以下日数	最高温度以下日数	最高温度以上日数	平均	時間	量	力	最	最	暴風	最

0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

盛岡の氣象 (昭和二年中) 氣温()はマイナヌ

118

油一嚴若永水愛岩米黑湯澤岩遠岩附上大大花日本盛盛上堺
 鳥關美柳岡澤宕堂里尻田內崎野橋牛郷追局卷詰宮岡所田石

110	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

御四途平松大藏御奧伊葛小荒淨福釜夏久宇山山大安岩宮館
 明志中保鳥法少
 脚山民館尾田川堂山內卷谷澤寺岡澤井蔭部根形川家泉古崎

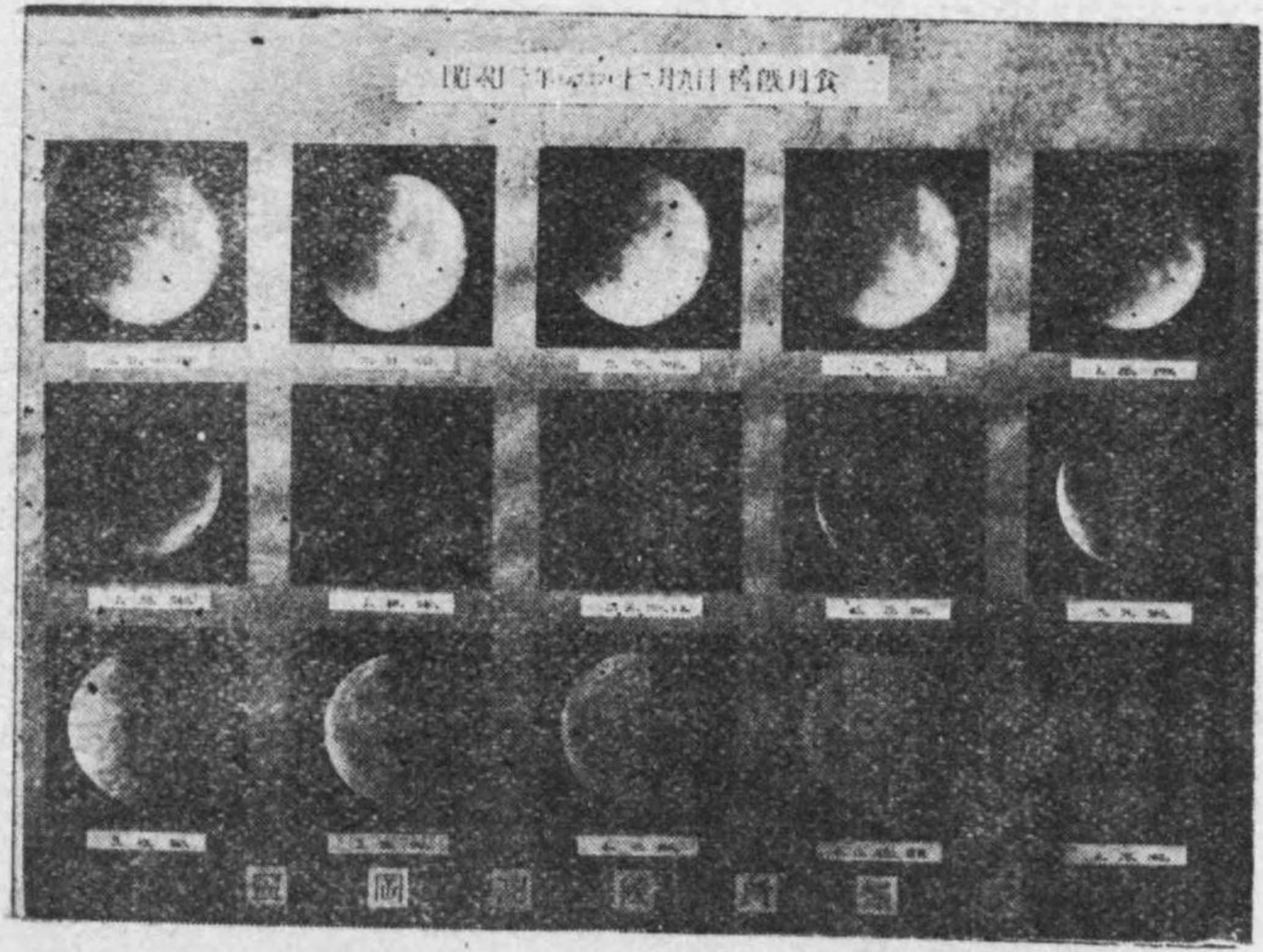
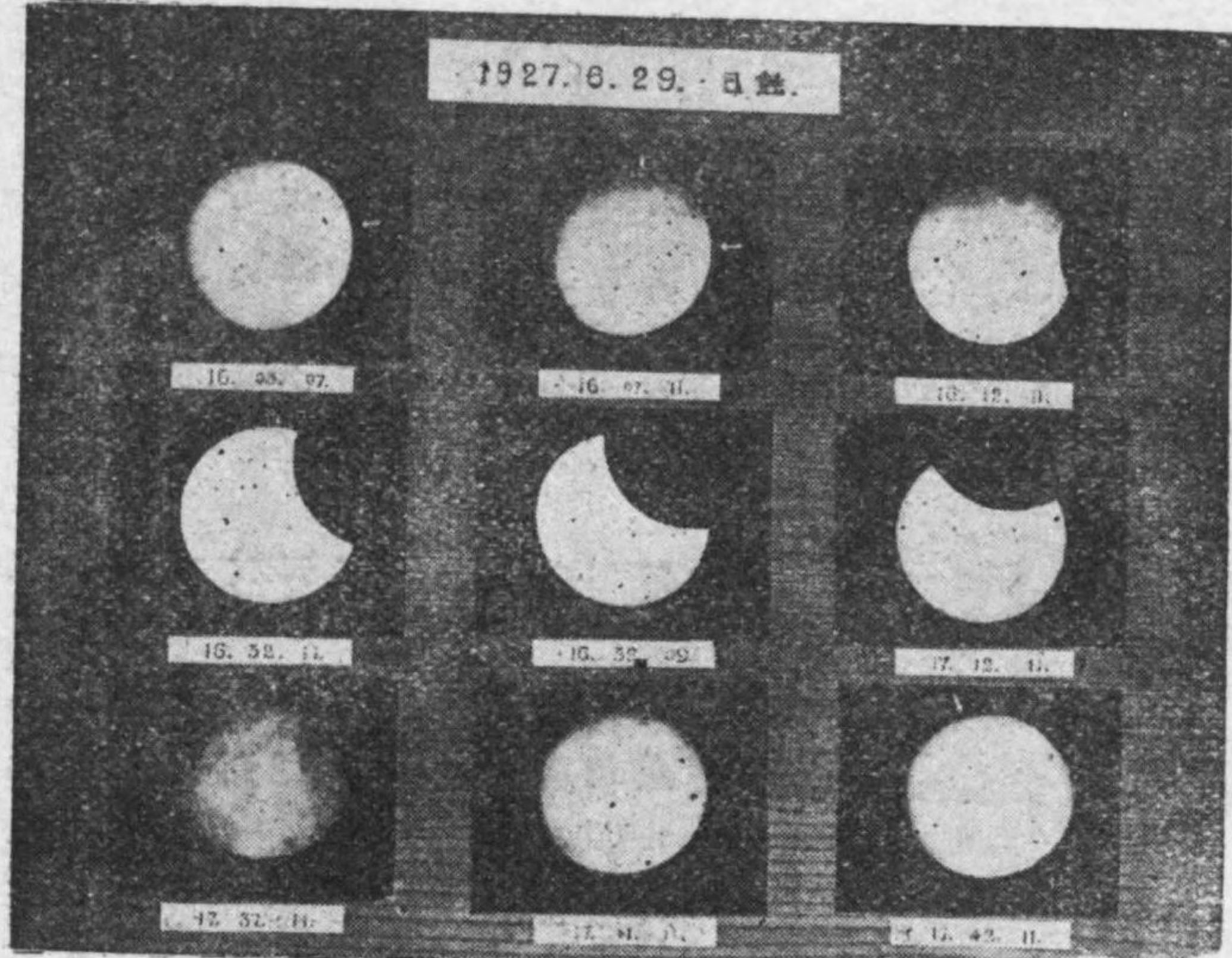
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

二六

大猿千

原澤原

三〇四
三〇〇
二八〇
二八〇
二五五
二五五
二二〇
二二〇
二〇五
二〇五
一八〇
一八〇
一六五
一六五
一五〇
一五〇
一三五
一三五
一三〇
一三〇
一二五
一二五
一一〇
一一〇
一〇五
一〇五
一〇〇
一〇〇
九五
九五
九〇
九〇
八五
八五
八〇
八〇
七五
七五
七〇
七〇
六五
六五
六〇
六〇
五五
五五
五〇
五〇
四五
四五
四〇
四〇
三五
三五
三〇
三〇
二五
二五
二〇
二〇
一五
一五
一〇
一〇
五
五
〇
〇



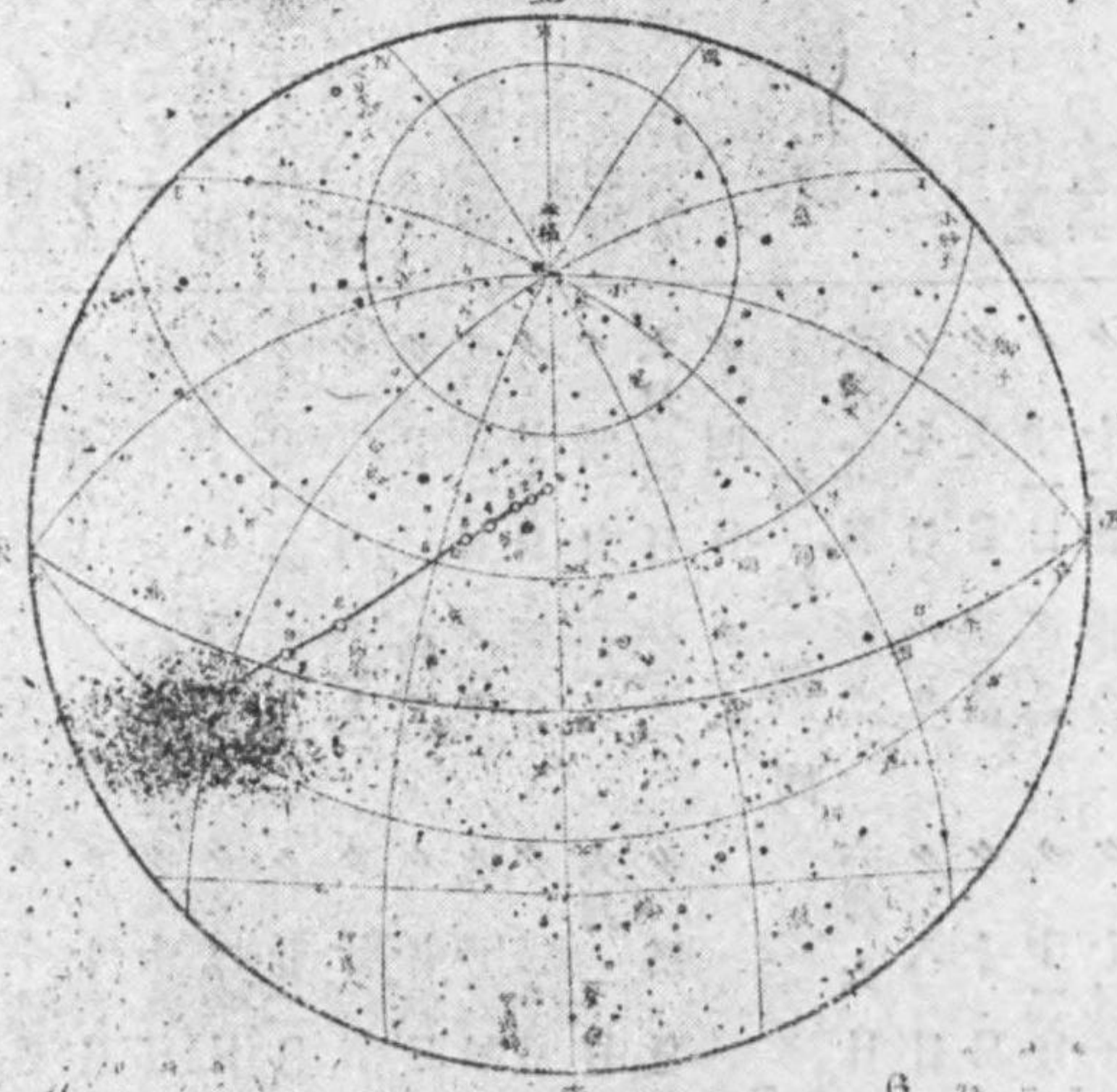
地震

(昭和二年中盛岡測候所観測)

発震時刻	震度	震源地
一、二〇午后六、二、四	微震	宮古北々東沖
一、二八午前六、五、四	強震(弱イ方)	金華山沖
一、二四同 九、四、五	微震	北上川上流域
一、二六同 四、三、五	微震	阿武隈川河口沖
三、一六午后三、五、〇	微震	宮古北々東沖
三、二〇午前四、五、二	微震	尻屋岬東方沖
四、四午后一、八、五	微震	金華山沖
四、三同 七、五、五	微震	北海道十勝川上流域
四、四午前〇、三、四	微震	磐城沖
五、二四午后三、六、四	微震(弱イ方)	金華山沖
五、二五同 八、七、七	弱震(弱イ方)	金華山沖
五、二四午前一、八、三	弱震(弱イ方)	馬淵川上流域
五、二五同 七、八、九	微震	馬淵川上流域
五、二七同 五、五、二	微震	宮古灣附近
六、九同 三、二、四、三	弱震	金華山沖
六、三同 三、四、五	微震	宮古灣附近
七、二四午後五、九、〇	弱震(弱イ方)	尻屋岬東方沖
七、二五午前六、九、二	弱震(弱イ方)	根室南方沖
七、三〇午後二、九、一	微震	鹿島灘
八、六午前六、三、五	強震(弱イ方)	阿武隈川河口沖
九、三〇午後四、五、五	弱震(弱イ方)	尻屋岬東方沖
一〇、一四午前〇、三、七	微震	鹿島灘
一〇、二二同 二、三、八	弱震(弱イ方)	北海道襟裳岬東方沖

ウツボの彗星経路観測圖

昭和二年六月



二、一四午前〇、七、四 弱震(弱イ方) 管内小本川上流域

三、七午後六、三、八 微震 鹿島灘沿岸

三、三三午前七、三、九 微震 尻屋岬東方沖

人身有感覺地震回数 二六 人身無感覺地震回数 四二

盛岡測候所観測

東久通宮穆彦王	公爵 德川 家達	公爵 九條 道實	公爵 德大寺 公弘	公爵 近衛 文麿	公爵 一條 實孝	公爵 大山 實孝	公爵 山縣 有道	侯爵 大久保 利和	侯爵 蜂須賀 正部	侯爵 四條 隆愛	侯爵 德川 圀順	侯爵 中御門 經恭	侯爵 佐竹 義春	侯爵 大隈 信常	侯爵 嵯峨 公勝	侯爵 井上 勝之助	侯爵 西郷 從德	侯爵 前田 利為	侯爵 小村 欣一	侯爵 醍醐 忠重	侯爵 佐々木 行忠	侯爵 中山 輔親	侯爵 松木 宗隆	伯爵 兒玉 秀雄	伯爵 林 博太郎
閑院宮 春仁王	公爵 西園寺 公望	公爵 毛利 元昭	公爵 伊藤 博邦	公爵 鷹司 信輔	公爵 島津 忠重	公爵 三條 公輝	侯爵 淺野 長勳	侯爵 松平 康莊	侯爵 池田 仲博	侯爵 廣幡 忠隆	侯爵 小松 輝久	侯爵 細川 護立	侯爵 木戸 幸一	侯爵 德川 賴貞	侯爵 黒田 長成	侯爵 山内 豊景	侯爵 鍋島 直映	侯爵 野津 鎮之助	侯爵 菊亭 公長	侯爵 山階 芳慶	侯爵 久我 常通	侯爵 山階 藤慶	伯爵 寺島 誠一郎	伯爵 川村 鐵太郎	伯爵 溝口 直亮
伯爵 小笠原 長幹	伯爵 黒木 三久	伯爵 柳澤 保惠	伯爵 奥平 昌恭	伯爵 榊山 愛輔	伯爵 酒井 忠克	伯爵 木越 安綱	伯爵 立花 小一郎	伯爵 田中 義一	伯爵 稻垣 太祥	伯爵 青木 信光	伯爵 大河内 正敏	伯爵 井上 匡四郎	伯爵 柳生 俊久	伯爵 本多 忠録	伯爵 伊東 祐弘	伯爵 野村 益三	伯爵 八條 隆正	伯爵 花房 太郎	伯爵 森 俊成	伯爵 東園 基光	伯爵 秋元 春朝	伯爵 大浦 兼一	伯爵 板倉 勝憲	伯爵 綾小路 護	伯爵 大井 成元
伯爵 堀田 正恒	伯爵 松浦 厚	伯爵 柳原 義光	伯爵 松平 頼壽	伯爵 二荒 芳徳	伯爵 酒井 忠正	伯爵 後藤 新平	伯爵 石井 菊次郎	伯爵 藤谷 爲寛	伯爵 大久保 立	伯爵 牧野 忠篤	伯爵 伊集院 兼知	伯爵 柳野 隆督	伯爵 水野 直	伯爵 巖 篤麿	伯爵 大河内 輝耕	伯爵 米津 政賢	伯爵 保科 正昭	伯爵 石川 成秀	伯爵 伊井 直方	伯爵 戸澤 正己	伯爵 裏松 友光	伯爵 税所 篤彦	伯爵 舟橋 清賢	伯爵 服部 一三	伯爵 京極 高德
子爵 實吉 安純	子爵 樋口 誠康	子爵 松平 直平	子爵 酒井 忠亮	子爵 五辻 雄仲	子爵 西大路 吉光	子爵 吉田 清風	子爵 秋月 種英	子爵 白川 資長	子爵 清岡 長言	子爵 伊東 二郎丸	子爵 曾我 祐邦	子爵 渡邊 千冬	子爵 渡邊 七郎	子爵 岩城 隆徳	子爵 三室 戶敬光	子爵 松平 康春	子爵 淺田 徳則	子爵 大久保 利武	子爵 犬塚 勝太郎	子爵 富谷 維太郎	子爵 木場 貞長	子爵 大山 綱昌	子爵 大島 健一	子爵 山本 達雄	子爵 藤澤 利喜太郎
子爵 高倉 永則	子爵 毛利 高範	子爵 冷泉 爲勇	子爵 小倉 英季	子爵 前田 利定	子爵 今城 定政	子爵 豊岡 圭資	子爵 片桐 貞央	子爵 池田 政時	子爵 立花 種忠	子爵 新庄 直知	子爵 秋田 重季	子爵 牧野 一成	子爵 西尾 忠方	子爵 鍋島 直繩	子爵 米倉 昌達	子爵 瀧脇 宏光	子爵 北里 柴三郎	子爵 嘉納 治五郎	子爵 眞野 文二	子爵 佐藤 三吉	子爵 渡邊 三吉	子爵 田中 館愛橋	子爵 北條 時敬	子爵 水上 長次郎	子爵 玉利 喜造

水野 鍊太郎	男爵 松井 慶四郎	男爵 上田 萬年	男爵 阪谷 芳朗	男爵 和田 彦次郎	男爵 大谷 靖	男爵 上山 滿之進	男爵 南部 光臣	男爵 神野 勝之助	男爵 千田 嘉平	男爵 小野 塚喜平次	男爵 安場 末喜	男爵 山川 端夫	男爵 黒川 幹太郎	男爵 上田 兵吉	男爵 黒田 長和	男爵 二條 正麿	男爵 金子 有道	男爵 藤堂 高成	男爵 辻 太郎	男爵 長 基連	男爵 高崎 弓彦	男爵 高木 喜寛	男爵 稻田 昌植	男爵 大寺 純藏	男爵 土方 寧
男爵 坂本 俊篤	男爵 西 紳六郎	男爵 福原 録二郎	男爵 新渡戸 稻造	男爵 石塚 英藏	男爵 内田 嘉吉	男爵 紀 俊秀	男爵 笠井 信一	男爵 伊藤 安吉	男爵 船越 光之丞	男爵 北河原 公平	男爵 坪井 九八郎	男爵 太田 政弘	男爵 長松 篤榮	男爵 福原 俊丸	男爵 今園 國貞	男爵 上村 從義	男爵 小畑 大太郎	男爵 伊藤 文吉	男爵 松岡 均平	男爵 周布 兼道	男爵 北島 貴孝	男爵 關 義壽	男爵 佐藤 達次郎	男爵 鈴木 喜三郎	男爵 岡田 良平
男爵 幣原 喜重郎	男爵 江不 翼	男爵 小松 謙次郎	男爵 武富 時敏	男爵 小原 駿吉	男爵 斯波 忠三郎	男爵 勝田 主計	男爵 内田 重成	男爵 北大路 實信	男爵 中島 久萬吉	男爵 坂西 利八郎	男爵 神山 昭昭	男爵 今枝 直規	男爵 藤村 義朗	男爵 赤松 範一	男爵 野田 龜喜	男爵 池田 長康	男爵 矢吹 省三	男爵 寺島 敏三	男爵 藤田 平太郎	男爵 三須 精一	男爵 渡邊 修二	男爵 三宅 秀	男爵 仁尾 惟茂	男爵 阪本 彰之助	男爵 倉知 鐵吉
男爵 山内 長人	男爵 河村 謙三郎	男爵 岡 喜七郎	男爵 鍋島 直明	男爵 志水 小一郎	男爵 若林 實藏	男爵 若槻 禮次郎	男爵 千秋 季隆	男爵 伊澤 多喜男	男爵 塚本 清吉	男爵 森 賢吾	男爵 大島 富士太郎	男爵 岩倉 道俱	男爵 有地 藤三郎	男爵 郷 誠之助	男爵 東郷 安	男爵 足立 豊	男爵 沖 貞男	男爵 井上 清純	男爵 伊江 朝助	男爵 近藤 滋彌	男爵 石井 省一郎	男爵 藤田 四郎	男爵 石渡 敏一	男爵 橋本 圭三郎	男爵 高田 早苗
男爵 鍋島 桂次郎	男爵 井上 準之助	男爵 湯淺 倉平	男爵 室田 義文	男爵 中川 小十郎	男爵 岡田 文次	男爵 馬場 鐵一	男爵 宮田 光雄	男爵 加藤 政之助	男爵 馬越 恭平	男爵 内藤 久寛	男爵 稻畑 勝太郎	男爵 津久 居彦七	男爵 林 平四郎	男爵 根津 嘉一郎	男爵 坂田 貞	男爵 奥田 榮之進	男爵 齋藤 安雄	男爵 齋藤 善八	男爵 西本 健次郎	男爵 鮫島 武之助	男爵 加太 邦憲	男爵 添田 壽一	男爵 中村 純九郎	男爵 市來 乙彦	男爵 岡崎 邦輔
川島 卓吉	二上 兵治	杉田 定一	安立 綱之	田所 美治	永田 秀次郎	湯地 幸平	徳富 猪一郎	松村 義一	松本 剛吉	末延 道成	石川 三郎	澤山 精八郎	今井 五介	藤安 辰次郎	上野 清助	齋藤 喜十郎	渡邊 千代三郎	田村 駒治郎	原 保太郎	高橋 琢也	福永 吉之助	山之内 一次	南 弘	松本 蒸治	竹越 興三郎

志村源太郎 川上親晴 西久保弘道 赤池濃 西野元 大津淳一郎 服部金太郎 木村清四郎 佐々木志賀二 吉野周太郎 關直彦 宇田友四郎 伊澤平左衛門 田村新吉 磯貝浩 小鹽八郎右衛門 平田吉胤 高橋源次郎 山崎龜吉 森廣三郎 大城兼義 藤田謙一 澤田喜彦 濱口儀兵衛 田中一馬 藤原武太郎

安樂兼道 菅原通敏 川村竹治 青木周三 佐竹三吾 樺山資英 大橋新太郎 藤山雷太 尾崎元次郎 森本善七 菊池恭三 大川平三郎 太田清藏 富安保太郎 金杉英五郎 橋本萬右衛門 中村圓一 土田萬助 菅澤重雄 吉田羊治郎 奥田龜造 若尾璋八 森平兵衛 三木與吉郎 風間八左衛門 若尾謙之助

山上岩二 本間千代吉 花井卓藏 瀨谷勇次郎 工藤八之助 津村重舍 五十嵐甚藏 横山章 長尾元太郎 野村徳七 濱平右衛門 高廣次平 森田福市

大谷尊由 瀨川彌右衛門 金子元三郎 北村宗四郎 八木幸樹 鶴澤總明 山田惠一 松本勝太郎 小林嘉平治 小林 曉 板谷宮吉 鳴海周次郎 八馬兼介

瀨川彌右衛門 佐藤清右衛門 川村徳助 田村儀兵衛 橋本喜助 三田義正 伊藤治郎助 中村治兵衛

四、五七、〇六三 盛岡市 關口彌右衛門 四、五七、〇九二 紫波郡徳田村 昆清藏 四、八〇、五〇〇 盛岡市 佐々木卯太郎 四、三三、九七七 盛岡市 宮田重治 四、一七、七七七 東磐井郡藤澤村 高橋孝三郎 四、〇九、三六四 和賀郡黒澤尻町 米谷久左衛門 四、〇一、七三三 二戸郡淨法寺村 小田島五郎 三、九四、六一一 下閉伊郡岩泉町 八重樫金十郎 三、八六、六八〇 盛岡市 楠岩五郎 三、四四、〇九九 東磐井郡松川村 松川市太夫 三、四三、七六一 神貫郡花巻川町 宮澤善治 三、三九、七三二 和賀郡黒澤尻町 吉田庄四郎 三、二五、七三三 盛岡市 金田直太郎 三、一五、四七四 紫波郡徳田村 菊池慶次郎 三、〇九、九三三 紫波郡見前村 藤川清助 二、七六、九七一 和賀郡黒澤尻町 芳野喜八 二、七二、三三四 盛岡市 森九兵衛 二、六三、六一一 岩手郡平館村 高橋寛城 二、六二、七八〇 西磐井郡浦津村 佐藤喜八 二、四七、五八八 紫波郡徳田村 吉田甚七 二、三二、七八〇 東磐井郡大原町 中川善右衛門 二、三三、〇七七 神貫郡好地村 照井源之丞 二、三三、〇五五 盛岡市 村井源三 二、三〇、五三二 盛岡市 池野藤兵衛 二、二九、五三三 瀧澤郡水澤町 辻山右平 二、二六、二六六 盛岡市 吉田文助

本縣多額納稅議員互選資格者

(大正十四年九月十五日現在除死亡者)

直接國稅 總額 住居 氏名

九、六〇、三三四 神貫郡花巻町 瀨川彌右衛門 八、八一、〇四一 岩手郡本宮村 佐藤清右衛門 六、六五、六三三 盛岡市 川村徳助 六、六七、八八六 東磐井郡瀧澤村 田村儀兵衛 五、六一、八〇〇 盛岡市 田村儀兵衛 五、四八、六五五 神貫郡花巻川町町橋本喜助 四、九六、四八八 盛岡市 三田義正 四、八四、六六一 和賀郡黒澤尻町 伊藤治郎助 四、六七、九六六 盛岡市 中村治兵衛

二、一五、〇六六 神貫郡花巻町 松田忠太郎 二、一五、〇六九 神貫郡花巻川町 宮澤直治 二、一三、五三三 盛岡市 谷藤市助 二、〇八、九八五 東磐井郡千厩町 佐藤秀平 二、〇〇、六五三 瀧澤郡瀧澤町 太田幸五郎 二、〇六、二四〇 江刺郡岩谷堂町 小原善次郎 一、九五、五五〇 盛岡市 村井三治 一、九三、五八八 二戸郡淨法寺村 大森又太郎 一、九一、七二二 西磐井郡一關町 佐藤徳藏 一、九一、四四五 氣仙郡唐丹村 水上齊之助 一、九一、八四九 盛岡市 吉田万太郎 一、八五、九八八 和賀郡飯豊村 齋藤四郎 一、八三、六三三 紫波郡不動村 藤原隆人 一、八二、八八九 上閉伊郡大槌町 道又勇助 一、七三、〇三三 瀧澤郡水澤町 小林佐平 一、七三、九〇二 和賀郡黒澤尻町 伊藤治兵衛 一、七四、六四〇 盛岡市 小原多助 一、七八、四三三 氣仙郡世田米村 泉田嘉右衛門 一、七四、三〇五 盛岡市 頼田市太郎 一、六四、三〇五 下閉伊郡山田町 間瀬中兵衛 一、六四、八六六 盛岡市仙北町 稻荷場彌八 一、六五、二六一 盛岡市 大矢馬太郎 一、六四、三三〇 岩手郡御神村 岩持祐助 一、六三、六六七 江刺郡岩谷堂町 柏木廣治 一、六〇、九八六 瀧澤郡金ヶ崎町 及川晃 一、五七、五三三 岩手郡川口村 久保松太郎

一、五八、七三三 岩手郡沼宮内町 齋藤新吉 一、五七、三二八 盛岡市 吉田他人 一、五四、五八五 瀧澤郡水澤町 青木勇治 一、五五、一九五 神貫郡花巻川町町佐藤秀六郎 一、四八、八二二 下閉伊郡小川村 南澤伊兵衛 一、四八、八六六 二戸郡福岡町 阿部九藏 一、四七、五八三 紫波郡長岡村 藤原理輔 一、四五、二二七 江刺郡瀧澤村 及川千藏 一、四三、八三三 岩手郡厨川村 齋藤万太郎 一、四〇、六五七 江刺郡岩谷堂町 佐々木忠作 一、四一、九〇八 和賀郡十二ヶ村 及川久次郎 一、四〇、六一五 和賀郡黒澤尻町 齋藤忠之丞 一、三九、三九二 下閉伊郡宮古町 熊谷平助 一、三四、八七四 岩手郡沼宮内町 柴田兵右衛門 一、三三、五五九 岩手郡沼宮内町 高橋百次郎 一、三三、三三三 盛岡市 佐々木徳太郎 一、三二、六三三 和賀郡黒澤尻町 郡司半助 一、三〇、七三三 東磐井郡薄衣村 高橋國治 一、二七、六七五 瀧澤郡水澤町 高橋平助 一、二七、六七八 下閉伊郡宮古町 鈴木長兵衛 一、二七、三三〇 岩手郡栗石村 大久保千代松 一、二五、〇三三 江刺郡岩谷堂町 依田養三郎 一、二三、三九三 上閉伊郡宮守村 佐々木謙吾 一、二三、八二三 紫波郡赤澤村 本間虎太郎 一、二四、六三九 瀧澤郡水澤町 辻山豊治 一、一八、五七七 上閉伊郡遠野町 高橋善太郎

衆議院

衆議院の組織

本院は一定の資格を有する選舉人に依りて選出されたる年齢満三十歳以上の帝國臣民たる男子を議員とし、其の定數四百六十六名である

權限は豫算の先議權を有するにある

衆議院歴代正副議長

議長 中島 信行 星 亨

鈴木 隆 47 (政前) 株式取引員	本多 貞次郎 71 (民前) 會社重役	川島 正次郎 39 (政新) 會社員	志村 清右衛門 49 (民前) 會社員	第二區(定員三名)	鶴澤 宇八 61 (民元) 漁業	吉植 庄一郎 63 (政前) 商工政務	今井 健彦 46 (政前) 新聞社長	第三區(定員四名)	森 龜 45 (政前) 會社員	土屋 清三郎 47 (民前) 醫師	千葉 三郎 35 (實前) 會社員	橫堀 治三郎 53 (政新) 元學校長	第一區(定員四名)	柏谷 義三 63 (政前) 農元議長	秦 豐助 57 (政前) 元官吏	田中 千代松 48 (民新) 辯護士	定塚 門次郎 44 (民新) 實業家	第二區(定員四名)	高橋 守平 35 (民新) 農	長島 隆二 53 (中元) 著述	大澤 寅次郎 64 (政新) 製業	石坂 養平 44 (政新) 著述	第三區(定員三名)	遠藤 柳作 43 (中新) 前知事
--------------------	---------------------	--------------------	---------------------	-----------	------------------	---------------------	--------------------	-----------	-----------------	-------------------	-------------------	---------------------	-----------	--------------------	------------------	--------------------	--------------------	-----------	-----------------	------------------	-------------------	------------------	-----------	-------------------

野中 徹也 36 (民新) 無職	出井 兵吉 58 (政新) 農	第一區(定員五名)	武藤 金吉 64 (政前) 內務政務	武藤 七郎 46 (民新) 著述	青木 精一 46 (政前) 記者	飯塚 春太郎 45 (民前) 製業	清水 留三郎 45 (民前) 會社員	第二區(定員四名)	木村 三郎 62 (民前) 會社員	高津 仲次郎 72 (政元) 農	井本 常作 49 (民前) 辯護士	木暮 武太夫 36 (政前) 宿屋業	茨城縣	第一區(定員四名)	內田 信也 49 (政前) 海軍政務	河野 正義 50 (民前) 出版	來栖 七郎 46 (政前) 請願	中崎 俊秀 55 (民新) 病院長	第二區(定員三名)	小峯 滿男 49 (民新) 會社員	山崎 猛 43 (政元) 新聞社長	石井 三郎 49 (政前) 會道義長	第三區(定員四名)
------------------	-----------------	-----------	--------------------	------------------	------------------	-------------------	--------------------	-----------	-------------------	------------------	-------------------	--------------------	-----	-----------	--------------------	------------------	------------------	-------------------	-----------	-------------------	-------------------	--------------------	-----------

飯村 五郎 42 (政前) 辯護士	原 脩次郎 58 (民前) 會社員	海老澤 爲次郎 64 (民新) 會社員	宮古 啓三郎 63 (政元) 辯護士	第一區(定員五名)	森 格 46 (政前) 外務政務	高田 松平 56 (民前) 農	高橋 元四郎 55 (民前) 印刷	齋藤 藤四郎 43 (政前) 會社員	齋藤 太兵衛 53 (民前) 銀行業	第二區(定員四名)	松村 光三 47 (政新) 會社員	藤沼 庄平 46 (政新) 著述	神田 正雄 50 (民前) 著述	栗原 彦三郎 50 (民新) 著述	東北	第一區(定員五名)	藤澤 幾之輔 70 (民前) 前商相	中島 鵬六 44 (政元) 辯護士	菅原 作三郎 52 (民前) 早大教授	菅原 榮夫 66 (政前) 辯護士	守屋 榮夫 45 (中新) 元官吏	第二區(定員三名)	矢水 平之助 64 (民新) 農
-------------------	-------------------	---------------------	--------------------	-----------	------------------	-----------------	-------------------	--------------------	--------------------	-----------	-------------------	------------------	------------------	-------------------	----	-----------	--------------------	-------------------	---------------------	-------------------	-------------------	-----------	------------------

津田 眞道 曾根 荒助	楠本 正隆 安部 世磐	片岡 健吉 島田 三郎	元田 健 杉田 定一	箕浦 勝人 肥塚 龍	關 直彦 花井 卓藏	早速 整爾 濱田 國松	粕谷 義三 松田 源治	小泉 次郎 松浦 五兵衛	清瀨 一郎	副議長	元田 義三 森田 茂	大岡 育造 島田 三郎	奧 繁三郎 奧 繁三郎	長谷場 純孝 大岡 育造	松田 正久 杉田 定一	片岡 健吉 河野 廣中	橋本 正隆 鳩山 和夫
-------------	-------------	-------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	--------------	-------	-----	------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------

三木 武吉 45 (民前) 辯護士	立川 太郎 43 (政新) 辯護士	櫻内 辰郎 43 (民新) 會社員	第二區(定員五名)	中島 彌爾次 43 (民新) 總裁秘書	鳩山 一郎 46 (政前) 內閣書記官長	安部 磯雄 64 (社新) 早大講師	矢野 鉉吉 62 (政前) 會社員	小瀧 辰雄 37 (民新) 自動車業	第三區(定員四名)	賴木 桂吉 62 (民前) 會社員	高木 益太郎 62 (民前) 辯護士	伊藤 仁太郎 62 (政新) 著述	安藤 正純 50 (政前) 文部參事	第四區(定員四名)	小侯 政一 50 (民新) 醫師	太田 信治郎 56 (民前) 材木	國枝 捨次郎 53 (政新) 會社員	第五區(定員五名)	高木 正年 73 (民前) 著述	鈴木 富士彌 47 (民前) 辯護士	牧野 賤男 54 (政新) 辯護士	斯波 貞吉 60 (民前) 著述	佐藤 安之助 58 (政新) 內閣屬託	第六區(定員五名)
-------------------	-------------------	-------------------	-----------	---------------------	----------------------	--------------------	-------------------	--------------------	-----------	-------------------	--------------------	-------------------	--------------------	-----------	------------------	-------------------	--------------------	-----------	------------------	--------------------	-------------------	------------------	---------------------	-----------

中村 藏男 41 (民新) 元官吏	前田 米藏 47 (政前) 法制局長官	中島 守利 52 (政前) 會社員	鶴岡 和文 39 (民新) 府議	佐藤 正 45 (民新) 著述	第七區(定員三名)	中村 亨 53 (政新) 農	坂本 一角 32 (政新) 日大講師	津雲 國利 36 (政新) 會社員	第一區(定員三名)	戶井 嘉作 67 (民前) 會社員	三宅 馨 53 (民前) 新聞社長	磯野 庸幸 57 (政新) 貿易商	第二區(定員四名)	小野 重行 48 (民前) 農	小泉 又次郎 64 (民前) 元副議長	赤尾 藤吉郎 58 (政新) 辯護士	川口 義久 50 (政前) 日大理事	第三區(定員四名)	鈴木 英雄 51 (政新) 漁業	岡崎 久次郎 55 (民元) 會社員	胎中 楠右衛門 53 (政新) 內閣屬託	平川 松太郎 52 (民前) 辯護士	第一區(定員四名)
-------------------	---------------------	-------------------	------------------	-----------------	-----------	----------------	--------------------	-------------------	-----------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------	-----------------	---------------------	--------------------	--------------------	-----------	------------------	--------------------	----------------------	--------------------	-----------

北信
 第五區(定員四名) 檀野 禮助 54 (政新) 會社 員
 第四區(定員三名) 松下 成太郎 64 (政元) 農 業
 第三區(定員三名) 三井 德寶 54 (政新) 農、鑛 業
 第二區(定員三名) 小池 仁郎 63 (政前) 漁 業
 第一區(定員三名) 前田 政八 55 (政新) 木 材 業
 長野縣
 第一區(定員三名) 松本 忠雄 43 (民政) 前市助役
 第二區(定員三名) 小坂 順造 48 (民政) 會社 員
 第三區(定員三名) 山本 慎平 53 (政前) 新聞社 員
 第四區(定員四名) 篠原 和市 48 (政前) 內相秘書
 第五區(定員四名) 小山 邦太郎 40 (中新) 製糸 業
 第六區(定員四名) 山邊 常重 51 (民政) 會社 員
 第七區(定員四名) 樋口 秀雄 54 (政前) 著述 業
 第八區(定員四名) 小川 平吉 60 (政前) 鐵 業
 第九區(定員四名) 伊原 五郎兵衛 49 (政新) 會社 員
 第十區(定員三名) 戶田 由美 45 (政前) 農 業
 第十一區(定員三名) 植原 悦二郎 50 (政前) 外務參事
 第十二區(定員三名) 上條 信 45 (政新) 農 業
 第十三區(定員三名) 降旗 元太郎 65 (政新) 新聞社 員

新潟縣
 第一區(定員三名) 山本 悌二郎 59 (政前) 農 相
 第二區(定員四名) 田邊 熊一 55 (政元) 會社 員
 第三區(定員四名) 安倍 邦太郎 46 (政新) 會社 員
 第四區(定員四名) 高橋 光威 62 (政前) 會社 員
 第五區(定員四名) 佐藤 興一 47 (政新) 農 業
 第六區(定員四名) 石塚 三郎 52 (政前) 齒科 業
 第七區(定員四名) 加藤 知正 56 (政前) 出版 業
 第八區(定員五名) 山田 又司 45 (民政) 鐵山 業
 第九區(定員五名) 高橋 金次郎 50 (政元) 農 業
 第十區(定員五名) 大竹 貫一 69 (革命) 著述 業
 第十一區(定員五名) 堤 清六 49 (政前) 會社 員
 第十二區(定員五名) 飯塚 知信 37 (民政) 農 業
 第十三區(定員五名) 增田 義一 60 (民政) 雜誌社 員
 第十四區(定員五名) 武田 德三郎 57 (政元) 農相秘書
 第十五區(定員五名) 高鳥 順作 61 (民政) 土木請負 業
 全縣一區(定員五名) 松本 條太郎 62 (政前) 滿鐵社長
 佐々木 久二 50 (政新) 會社 員
 佐々木 敬一郎 58 (民政) 協理會理事

東海
 第一區(定員五名) 山口 忠五郎 48 (政新) 土木請負 業
 第二區(定員五名) 松浦 五兵衛 58 (政前) 農 業
 第三區(定員五名) 小久江 美代吉 46 (政新) 辯護士
 第一區(定員三名) 石川縣
 第一區(定員三名) 永井 柳太郎 48 (政前) 商 相
 第二區(定員三名) 永本 太吉 37 (政新) 日大秘書
 第三區(定員三名) 櫻井 兵五郎 49 (民政) 會社 員
 第四區(定員三名) 佐藤 實三 41 (政前) 銀行 業
 第五區(定員三名) 青山 憲三 50 (政前) 農 業
 第一區(定員三名) 富山縣
 第一區(定員三名) 野村 嘉六 56 (民政) 辯護士
 第二區(定員三名) 寺島 權藏 55 (政前) 會社 員
 第三區(定員三名) 石坂 豐一 41 (政前) 元官 吏
 第四區(定員三名) 山田 毅一 42 (民政) 著述 業
 第五區(定員三名) 松村 謙三 46 (政新) 會社 員
 第六區(定員三名) 上笠 安太郎 46 (政前) 鐵道政務 官

第一區(定員三名)
 菅原 英伍 42 (民政) 辯護士
 小山 倉之助 45 (民政) 會社 員
第一區(定員三名)
 栗山 博 44 (民政) 著述 業
 堀切 善兵衛 47 (政前) 新聞社 員
第二區(定員五名)
 八田 宗吉 54 (政前) 農 業
 石射 文五郎 65 (政元) 會社 員
 金澤 安之助 54 (民政) 農 業
 菅村 太事 66 (民政) 農 業
第三區(定員三名)
 比佐 昌平 45 (民政) 農 業
 木村 清治 59 (政新) 醫 業
 松本 孫右衛門 56 (政元) 酒造 業
岩手縣
第一區(定員三名)
 田子 一民 48 (政新) 著述 業
 熊谷 巖 46 (政前) 元官 吏
 鈴木 巖 63 (政元) 會社 員
第二區(定員四名)
 志賀 和多利 55 (政前) 鐵道參事
 廣瀬 爲久 53 (政前) 會社 員
 榎瀬 軍之佐 60 (民政) 會社 員

小野寺
 青森縣
第一區(定員三名)
 中川 原貞 53 (政新) 農 業
 藤井 達也 41 (政新) 無 職
 工藤 鐵男 54 (民政) 元記 者
第二區(定員三名)
 鳴海 文四郎 52 (政元) 商 業
 工藤 十三雄 49 (政前) 新聞社 員
 長内 則昭 60 (民政) 農 業
山形縣
第一區(定員四名)
 高橋 熊次郎 49 (政前) 農 業
 四方 利馬 66 (政前) 會社 員
 黑金 泰義 62 (民政) 元官 吏
 佐藤 啓 62 (民政) 農 業
第二區(定員四名)
 熊谷 直太 63 (政前) 辯護士
 清水 德太郎 47 (民政) 元官 吏
 松岡 俊三 48 (政前) 著述 業
 奥山 龜藏 53 (民政) 會社 員
秋田縣
第一區(定員四名)
 町田 忠治 66 (民政) 前農 相
 池内 廣正 52 (政新) 新聞社 員
 田中 隆三 65 (民政) 會社 員

北海道
第一區(定員四名)
 中西 六三郎 63 (民政) 辯護士
 山本 厚三 48 (民政) 海運 業
 森 正則 57 (政新) 理取 引
 岡田 伊太郎 52 (政前) 米穀 商
第二區(定員四名)
 東 武 60 (政前) 農林 政務
 坂東 幸太郎 39 (政新) 農 業
 淺川 浩 60 (民政) 請負 業
第三區(定員三名)
 平出 喜三郎 53 (民政) 海運水產業
 黑住 成章 54 (政前) 司法參事
 佐々木 平次郎 56 (政前) 倉庫 業
第四區(定員五名)
 板谷 順助 50 (政前) 會社 員
 岡本 幹輔 44 (民政) 木材 業
 神部 爲藏 65 (民政) 請負 業
鈴木 安孝 52 (政新) 辯護士
第二區(定員三名)
 楠田 清兵衛 65 (民政) 會社 員
 井出 繁三郎 65 (政前) 元官 吏
 池田 龜治 62 (政前) 農 業

第五區(定員四名)	第四區(定員四名)	第三區(定員四名)	第二區(定員三名)	第一區(定員三名)	第三區(定員三名)	山本宣治
田中萬逸 47	鈴木文治 42	廣瀨德藏 50	武藤新九郎 53	一松定吉 53	吉村伊助 56	(勞新)著述業
(民前)會社重役	(社新)中央委員	(民前)辯護士	(實前)會社重役	(政新)辯護士	(政前)縮編業	

第一區(定員三名)	全縣一區(定員五名)	滋賀縣	第六區(定員三名)	奈良縣	山崎幸治
木本主一郎 54	清水銀藏 55	安原仁兵衛 55	松尾四郎 46	八木千吉 65	(政前)辯護士
(政新)會社社長	(政前)會社	(政前)會社	(民新)會社	(政新)會社	(政前)辯護士

第四區(定員四名)	第三區(定員三名)	第二區(定員四名)	第一區(定員五名)	中國兵庫縣	第二區(定員三名)
大野敬吉 42	三宅利平 58	廣岡宇一 45	河上丈太郎 40	野田文一 57	中山谷藏 53
(民新)著述業	(政新)辯護士	(政前)會社	(日勞新)辯護士	(民元)辯護士	(政前)會社

第一區(定員五名)	第三區(定員四名)	第二區(定員三名)	第一區(定員三名)	第四區(定員三名)	加藤鯛一
田中善立 55	井上剛一 61	久野尊賢 49	山田道兄 48	山崎延吉 56	(民前)著述業
(民前)會社社長	(民元)辯護士	(民新)農業者	(政前)通信社長	(中新)農業者	(政前)著述業

第一區(定員三名)	第二區(定員三名)	第三區(定員三名)	第五區(定員三名)	第四區(定員三名)	加藤鯛一
穴水要七 54	井上孝哉 59	佐竹直太郎 58	大田喜六 58	武富實太郎 48	(民前)著述業
(政前)會社	(政前)元官	(政新)農業者	(政前)大藏政務	(民前)辯護士	(民前)著述業

第一區(定員五名)	第二區(定員四名)	第一區(定員五名)	第二區(定員四名)	第一區(定員五名)	平井信四郎
片岡直温 70	池田敬八 55	川崎秀五郎 51	伊坂秀五郎 51	渡邊德助 58	(政新)酒造業
(民前)前藏	(民新)前官	(政前)會社	(政前)會社	(民新)酒造業	(政新)酒造業

三土忠造	松田三德	山下谷次	愛媛縣	須之内品吉	高山長幸	岩崎一高	第二區(定員三名)	河上智太	竹內鳳吉	小野寅吉	第三區(定員三名)	二神駿吉	村松恒一郎	佐々木長治	高知縣	第一區(定員三名)	中谷貞頼	富田幸次郎	濱口雄幸	第二區(定員三名)	下元鹿之助	大西正幹	坂本志魯雄	九州
(政前)藏	(民前)農	(政前)學		(政新)辯	(政前)會	(政元)公		(政前)元	(政新)商	(民前)會		(政新)會	(民元)著	(政前)銀		(政前)會	(民前)會	(民前)民		(民前)會	(民新)辯	(政新)無		
相	長	校		士	吏	吏		吏	員	員		員	員	業		員	員	員		員	員	員		

小川郷太郎	西村丹治郎	星島二郎	小谷節夫	犬養毅	第一區(定員四名)	名川侃市	藤田若水	岸田正記	森保祐昌	第二區(定員四名)	望月圭介	山道襄一	宮原幸三郎	肥田琢司	第三區(定員五名)	島居哲	宮澤裕	小宮寬裕	作田高太郎	橫山金太郎	山口縣	第一區(定員四名)	久原房之助
(民前)著	(民前)參	(政前)辯	(政前)新	(政前)元		(政前)辯	(政前)辯	(政新)無	(民新)辯		(政前)遞	(民前)前	(民元)會	(政新)著		(政前)鐵	(政新)遞	(民新)農	(民前)辯	(民前)辯	(政新)會		
業	長	士	長	長		士	士	士	士		相	官	員	員		書	書	業	業	業	士	員	

多田勇雄	淺原健三	龜井貫一郎	久恒貞雄	大里廣次郎	吉田磯吉	第三區(定員五名)	山崎達之輔	野田俊作	有馬秀雄	白田久內	大內暢三	第四區(定員四名)	內野辰次郎	勝正憲	末松借一郎	坂井大輔	第一區(定員五名)	小橋一太	平山岩彦	松野鶴平	大野唯男	原田十衛	第二區(定員五名)
(政新)農	(政新)農	(社新)農	(政新)農	(民前)農	(民前)農		(政前)文	(政前)會	(政前)無	(民元)商	(中前)農		(政前)陸	(民新)助	(民新)元	(政前)會	(民前)元	(民元)無	(政元)會	(民前)會	(政前)會		
業	業	業	業	業	業		務	員	員	業	業		將	市	事	員	員	員	員	員	員		

齋藤隆夫	田宮貞夫	若宮貞夫	鳥取縣	全縣一區(定員四名)	豐田收	矢野晋也	三好榮次郎	谷口源十郎	第一區(定員三名)	木村小左衛門	櫻内幸雄	原夫次郎	第二區(定員三名)	依孫一	島田俊雄	沖島鎌三	岡山縣	第一區(定員五名)	鶴見祐輔	玉野知義	岡田忠彦	岡田忠彦	久山知之
(民前)辯	(民新)元	(政前)元			(政新)中	(政新)新	(民前)新	(民前)會		(民前)農	(民前)會	(民前)辯		(民前)元	(政元)辯	(中新)新		(中新)著	(政新)縣	(政前)元	(政新)前	(政新)縣	
士	吏	吏			長	長	長	員		業	員	士		吏	士	長		業	業	吏	吏	議	

小川郷太郎	西村丹治郎	星島二郎	小谷節夫	犬養毅	第一區(定員四名)	名川侃市	藤田若水	岸田正記	森保祐昌	第二區(定員四名)	望月圭介	山道襄一	宮原幸三郎	肥田琢司	第三區(定員五名)	島居哲	宮澤裕	小宮寬裕	作田高太郎	橫山金太郎	山口縣	第一區(定員四名)	久原房之助
(民前)著	(民前)參	(政前)辯	(政前)新	(政前)元		(政前)辯	(政前)辯	(政新)無	(民新)辯		(政前)遞	(民前)前	(民元)會	(政新)著		(政前)鐵	(政新)遞	(民新)農	(民前)辯	(民前)辯	(政新)會		
業	長	士	長	長		士	士	士	士		相	官	員	員		書	書	業	業	業	士	員	

庄晉太郎	榎谷音三	藤井啓一	西村茂生	澤本興一	吉木右陽	兒玉右平	葛原猪平	第一區(定員三名)	原田佐之治	生田和平	淺石惠八	第二區(定員三名)	秋田清	眞鍋清	高島兵吉	香川縣	第一區(定員三名)	宮脇長吉	小西和吉	戶澤民十郎	第二區(定員三名)
(政新)農	(政新)農	(民元)辯	(政新)農	(民新)元	(政前)會	(政前)會	(政新)會		(民前)酒	(政前)製	(政元)農		(政前)農	(民新)農	(民前)農		(政新)陸	(民前)會	(民前)會	(政新)縣	
業	業	士	業	業	員	員	員		業	業	業		務	士	業		佐	員	員	員	

本縣選舉狀況

Table of election status by prefecture, listing names and counts for various regions like 神奈川, 大阪, 京都, etc.

Table titled '當選者年齡表' (Candidates' Age Table) showing age ranges (最高年齡, 最低年齡) and counts for various prefectures.

Table titled '當選者府縣別' (Candidates by Prefecture) listing candidates and their affiliations for various prefectures.

Table titled '谷派當選別' (Candidates by Valley Faction) listing candidates and their affiliations for various regions.

Large table detailing election results, including candidate names, counts, and affiliations across multiple districts and prefectures.

鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	徳島	香川	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	全計	合計		
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	

本縣選舉狀況

昭和三年二月二十日——この日、我が國普選最初の衆議院議員選挙が行はれた。永久に記念すべきこの日。我等の普選はここに實施されるのである。

投票は飽く迄正々堂々たれ——
 立憲政治の第一歩は國民の清き一票に始まるものだ我々縣民十九万人の自由公正なる投票は、實に憲政の根本である。投票は、何ぞや、單なる個人の名を記す丈の意ではない與黨の政策はなりや、野黨の政策はな

リヤの意思を表明するのである。かくて議會は國民の意思の趨くまゝに行動し政治は國民の利用厚生のために行はれる事になる。我が故に、我々は、その興へられたる參政權を、無意義に抛棄する事は出來ぬ。棄權は議會をして、一部國民の意思を反映せ

しむる事になつて、立憲政治は、必然其全き事を得ない。而も今日の總選挙は、我國始めての普選であつて新たに新有権者千万人の魂が、今迄の制限議會にぶち込まれるのである。昭和の新政は、まづ新議會の成立によつて強き一步を踏み出さればならぬ。

そのためには、我々の選挙は、過去の不合理なる現象模倣であつてはならない。官権金権の前に眼をつぶつてはならない。情實因縁に迷つてはならない。正々堂々と、その信する處に向つて、その偽らざる意思を表明する事だ。昭和三年の光輝ある歴史を

子々孫々に残すためには、我々は、雪降らば降れ風吹けば吹け、いかなる酷寒をも怖れず、投票場へ赴く事を怠つてはならない。新日本への門出を祝福する永久に記念すべきこの日よ（二月二十日岩手日報抄録）

本縣の候補者

第一區四名(定員三名)		
氏名	黨派	職業
田子一	民	著述業
熊谷巖	政前	無職
柏田忠一	民前	辯護士
鈴木巖	政元	會社重役
第二區八名(定員四名)		
氏名	黨派	職業
榎瀬軍之佐	民前	會社重役
廣瀬爲久	政前	同
志賀和多利	政前	官吏

第一區(定員三人)		
氏名	黨派	職業
小野寺章	政新	辯護士
八重樫治郎藏	政新	農業者
堀合由巳	民新	辯護士
泉國三郎	勞農新	同
柴琢治	民新	醫師
第二區(定員四人)		
氏名	黨派	職業
當選	政友新	同
當選	政友前	同
當選	政友元	同
次點	民政前	同

計	興	澁	摺	狼	長	田	生	長	舞	松	門	馨	奧	薄	黃	大	八	小	矢	折	△大
計	興	澁	摺	狼	長	田	生	長	舞	松	門	馨	奧	薄	黃	大	八	小	矢	折	△大
一八〇七二	一三三三	七四二	六六七	六六七	六六〇	六六〇	八二〇	九八五	五八八	四七一	三七三	七五五	九四九	九三三	八〇八	六六四	八四三	五七九	八二八	九三〇	一、一八八
一五、七九五	一、一五五	六三四	六三七	五七三	六〇〇	四〇〇	七四〇	八五〇	五五〇	四三三	三三三	六六九	七三六	八三四	六八二	五九三	七三二	五〇〇	七〇八	八二九	一、一八五
二、二七七	二二七	一八	九七	九四	七四	六〇	八〇	一三	一三	一四	一四	一六	一三	一〇	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五

計	太	湯	宮	湯	八	△黒澤尻	鬼	岩	横	藤	江	笹	飯	二	更	立	中	谷	十	小	湯	澤	
計	太	湯	宮	湯	八	△黒澤尻	鬼	岩	横	藤	江	笹	飯	二	更	立	中	谷	十	小	湯	澤	
三、一五〇	一、一八三	七四二	七四二	九八八	五二	一、四九六	三三三	一、〇七六	七三三	五八六	一、〇四九	八四四	六六六	五九二	四〇〇	五七八	六五五	九八二	九三三	五七九	一、〇七〇	一、〇七〇	
一〇、五五	四七〇	九六七	六三三	九二二	四九	一、三三七	三三三	八四四	五八八	四三三	八七七	七二二	五五五	五三三	三三三	五三三	七六一	七六一	八二二	九三三	五〇〇	一、〇七〇	一、〇七〇
一、六〇四	一、一五	二五	六九	七	三	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九
一、三三	一、八九	一、八一	〇、九三	〇、七	一、三三	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九	一、一七九

各市町村候補者別得票數調

(市部開票二月二十二日)
(郡部開票二月二十二日)

政治——本縣選挙状況

開票の結果 第一區

計	吉	越	綾	赤	猪	立	日	上	下	世	横	竹	矢	氣	米	廣	小	末	大	△高	△盛
計	吉	越	綾	赤	猪	立	日	上	下	世	横	竹	矢	氣	米	廣	小	末	大	△高	△盛
三、二七	六二二	六五七	八六	三〇三	三三八	三三八	八七五	三三八	三三八	一、一六〇	一、一六〇	二、二九	七五五	八五五	七六六	五五五	六九五	七六四	七七一	四九	四九
三、二七	六二二	六五七	八六	三〇三	三三八	三三八	八七五	三三八	三三八	一、一六〇	一、一六〇	二、二九	七五五	八五五	七六六	五五五	六九五	七六四	七七一	四九	四九
三、二七	六二二	六五七	八六	三〇三	三三八	三三八	八七五	三三八	三三八	一、一六〇	一、一六〇	二、二九	七五五	八五五	七六六	五五五	六九五	七六四	七七一	四九	四九
三、二七	六二二	六五七	八六	三〇三	三三八	三三八	八七五	三三八	三三八	一、一六〇	一、一六〇	二、二九	七五五	八五五	七六六	五五五	六九五	七六四	七七一	四九	四九

計	金	栗	鶴	甲	上	青	土	松	附	達	宮	鱒	小	綾	△大	△釜	△遠	計	唐		
計	金	栗	鶴	甲	上	青	土	松	附	達	宮	鱒	小	綾	△大	△釜	△遠	計	唐		
一五、六〇八	二八八	六二〇	七五三	六五四	八七一	五三三	五三三	四三三	四三三	四三三	七八八	四〇九	五五五	六二二	二、〇七	四、一八	一、三三	三、三三	六三三		
一三、一一一	二二四	四九六	六二二	五〇一	六〇四	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	六八八	四〇九	五五五	六二二	一、七三	三、七三	一、一五	二、五五	五九		
二、四九七	七四	一四	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三		
一、五九	三、五九	一、八六	一、七五	二、八三	三、〇六	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三

計	伊	藤	田	黒	羽	愛	△岩	江	計	相	永	若	南	小	衣	古	白	姉	眞	佐	△金	△前	△水	膽
計	伊	藤	田	黒	羽	愛	△岩	江	計	相	永	若	南	小	衣	古	白	姉	眞	佐	△金	△前	△水	膽
一、七〇	七六八	五五七	八四九	五二八	六〇五	一、〇五五	一、三三八	一、二五五	三、二七〇	六二四	五七	八六一	七九七	一、三三	一、一九九	一、一五	四三三	五八	六八	一、〇五五	一、三九〇	一、三三	二、二四	一、四、一三
一、七〇	七六八	五五七	八四九	五二八	六〇五	一、〇五五	一、三三八	一、二五五	三、二七〇	六二四	五七	八六一	七九七	一、三三	一、一九九	一、一五	四三三	五八	六八	一、〇五五	一、三九〇	一、三三	二、二四	一、四、一三
一、七〇	七六八	五五七	八四九	五二八	六〇五	一、〇五五	一、三三八	一、二五五	三、二七〇	六二四	五七	八六一	七九七	一、三三	一、一九九	一、一五	四三三	五八	六八	一、〇五五	一、三九〇	一、三三	二、二四	一、四、一三
一、七〇	七六八	五五七	八四九	五二八	六〇五	一、〇五五	一、三三八	一、二五五	三、二七〇	六二四	五七	八六一	七九七	一、三三	一、一九九	一、一五	四三三	五八	六八	一、〇五五	一、三九〇	一、三三	二、二四	一、四、一三

△千	東	計	平	中	山	巖	萩	眞	彌	日	老	金	花	油	涌	永	△一	計	稻	廣	福	梁	玉	米
△千	東	計	平	中	山	巖	萩	眞	彌	日	老	金	花	油	涌	永	△一	計	稻	廣	福	梁	玉	米
八八〇	一、五五五	一、五五五	九七	八五	一、二七	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
八八〇	一、五五五	一、五五五	九七	八五	一、二七	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
八八〇	一、五五五	一、五五五	九七	八五	一、二七	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
八八〇	一、五五五	一、五五五	九七	八五	一、二七	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

水不煙飯見德古日	玉敷一平松寺田大琴御四御沼途香	計方
分動山岡前田館諸	松尾 第一第二 田頭更石所山神内民堀	紫波郡
二七 二二 二八 二一 一六 一三 一七 二二	七、八五九	八〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	二、六三三	二、六三三 二、六三三 二、六三三 二、六三三 二、六三三 二、六三三 二、六三三 二、六三三
一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	九三〇	九三〇 九三〇 九三〇 九三〇 九三〇 九三〇 九三〇 九三〇
二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二	二、三七一	二、三七一 二、三七一 二、三七一 二、三七一 二、三七一 二、三七一 二、三七一 二、三七一
一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一、一〇〇	一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇
一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一、一〇〇	一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇
一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一、一〇〇	一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇
一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一、一〇〇	一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇
一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一、一〇〇	一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇

茂花千山 大川	小安有岩普田小田崎山宮	乙長赤佐彦赤志
市輪徳口第一	川家藝泉代烟本老山田古	部岡澤内外部石和
九 元 六 六 六 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九

盛岡市	岩手郡	盛岡市	田子民	熊谷	巖手郡	紫波郡
一田民子	熊谷縣 鈴木	一田民子	廣瀬	久瀨	志賀	小野寺
三、三九三	一、一六八	三、三九三	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八
一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八	一、一六八

御川中太築瀧澤	米本宮	米本宮	軍之佐	堀合	柴塚	泉
堂口野田川第一	堂口野田川第一	堂口野田川第一	堂口野田川第一	堂口野田川第一	堂口野田川第一	堂口野田川第一
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三

大野	中野	侍野	夏濱	大山	山形	山野	宇部	長内	輕米	久慈	船越	織笠	大澤	豊根	重茂	津石	磯茂	小國	門馬	川井	刈屋	
七五	一八九	一八五	一八六	二二六	二四七	二九七	三三九	三〇八	二八一	二五七	二二二	二二五	二二五	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六
一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九
三二	七二	二六	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九
二七	二七	八四	三三	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

小計	田鳥	荒山	淨澤	御法	御返	御地	御部	鳥海	浪打	石切	斗米	金田	爾薩	一休	福戸	江劉	葛卷	戸田	伊内	江家	晴山	小米
三、〇五五	五、〇四九	三、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
二、一九〇	九、七〇	一、八四	七、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
九、七〇	七、〇	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
二、一九〇	九、七〇	一、八四	七、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
九、七〇	七、〇	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三

第二區 稗貫郡

町村名	廣瀨	志賀	小野	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重	八重
八八二	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五

政界一年史

研究會動向
 二年十一月十二日研究會に革正運動起り近衛公を始めとして一條公中御門、廣幡、中山、四條の四侯爵は連袂脱會政界に異狀なる衝動を與へたる衝動を與へたる

研究會常務決定
 子爵常務總辭職の結果研究會の紛糾は極度に達したが十七日新常務を左の如く相談會に於て決定した

伯爵團 樺山愛輔、溝口直亮
 子爵團 酒井忠亮、大河内正敏、八條隆正、野村益三、大久保立
 勅選團 小松謙次郎、湯地幸平
 多額團 岡崎藤吉、津村重舍、濱口儀兵衛

民政黨役員
 二年十二月二十三日民政黨では政界の雲行險惡なる五十四議會召集を前にして役員を左の如く指名した

院内總務
 原田佐之治(四國)頼母木桂吉(關東)永井柳太郎(北陸)則元由庸(九州)八木逸郎(近畿)山道義一(中國)山本厚三(北海)古谷慶隆(東海)楊瀨軍之佐(東北)鈴木富士

Table with 4 columns: 相水, 谷, 江刺郡, 西磐井郡. Rows include candidates like 岩堂, 羽原, 田原, etc., with numerical data.

Table with 4 columns: 飯子, 二木, 更花, 中立, etc. Rows include candidates like 飯子, 二木, etc., with numerical data.

彌(東海)以上十名、たゞし黨總務及び幹事長は院内總務兼務の事

院內幹事 井本常作(關東)岡本實太郎(東海)柏田忠一(東北)神谷彌平(關東)太宰孫九(四國)

第五十四議會

第五十四議會開院式は一月二十六日 聖上御親臨の下に莊嚴に舉行されたが當日に於ける貴衆兩院議員の各派別は左の通りであつた

Table with 2 columns: Party names (e.g., 貴族院, 政黨, 民衆會) and their respective counts.

貴院反政府聯盟

貴院に於ける民政系議員は結束して、反政府聯盟とも見らる可き戊辰クラブの發會式を一月二十一日樂地錦水に於て舉行したる加議員は左の通りであつた

第五十四議會解散

議會は一月二十一日午後二時四十二分を以て解散を命ぜられた、此の日朝野兩黨は互に對策をめぐらし風雲は一刻刻急を告げ民政黨側の政府不信任案及び新正實同無所屬聯合の衆議院解散決議案も同時に提出される事になり四圍の情勢さみに切迫し來つたので、政府は斷乎解散を命ずるに至つた民政黨の内閣不信任案理由は左の通りである

衆議院は現内閣を信任せず

右決議す

理由 現内閣は成立以來稅政百出萬般の施政黨利黨略を専らにしその態度毫も誠意の認むべきものなく外帝國の威信を墜し内財界の整理を誤り綱紀の紊亂人心の荒念今日より甚しきはなし吾々は現内閣をもつて昭和新政の大業を翼賛するの重責に堪へざるものと認め、これ本案を提出してその處決を促す所以なり

朝野各黨の旗印

朝野各黨の重要なる財政、經濟政策として總選舉に當り聲明したるもの左の通りであつた

政友會

現内閣は金融恐慌後の財界安定を重要政綱

舞松門	松嶺	奥津	薄黃大	八小	折藤大	千	計	平中山	嚴萩眞	彌日老
川崎水	玉衣海	保澤梨	越壁澤	原	廠			泉里目	美莊瀧	榮形松
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			四〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			三〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			二〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一〇	一〇	一〇

興	瀧	濁	狼	長	田	生長	計	河	島
田民澤	澤坂津	母島							
六	五	一	三	六	二	六	二		
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			
一	一	一	一	一	一	一			

立	日	上	下	世	横	竹	矢	氣	米	廣	小	末	大	高	盛	計
頃有有	田															
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

としてゐるので組閣以來財界安定に全力を注ぎ臨時議會を通したる特別融通法、臺灣金融法を運用し更に休銀の整理促進を行つた結果最早財界も大體安定した、しかも貿易も大正九年以來の好轉を告げ對外爲替もほゞ安定し財界の整理も大體一段落となつて經濟界は今や漸次好轉せんとして、あるのの見地からこの際積極方針の下に諸般の財政經濟策を遂行するの必要を認め先づ財政の如きも中央地方ともにその膨脹を意に介せず豫算には政友會の重要政策に關する諸費目を計上し、また公債政策の如きも起債市場の情勢を見て内債を相當に募集ししかも市場より一部分を公募するほか地方債は地方産業の振興、不景氣挽回のために必要と認むるものはこれを認可し民間外債は抑壓よりむしろ歡迎して不景氣挽回に資し他面金融政策においては郵貯激増による預金部資金の地方還元、中小商工業救済資金の融通米價維持のための預金部低利資金の融通不動産の引下げ、特別融通法に基づく資金の融通などによつて低金利を策し更に金解禁の如きも當分これを行はざるの方針の下に次の如き産業立國農村振興、その他の政策の遂行を期してゐる

政治——本縣選舉狀況——政界一年史

- 一、最低賃銀法の制定
- 一、八時間労働制の實施
- 一、婦人少年の夜間労働、船内労働、坑内作業、危険作業の禁止
- 一、工場法、鑛業法、船員關係法規の改正ならびに土木建築自由労働者の保護法の制定
- 一、居住権の確立
- 一、郵便貯金制度、産業組合制度の改正その他無産階級の金融の確立
- 一、重要食料品の價格公定
- 一、原科生産の保護
- 一、失業疾病老癯災害保險制度の確立

民衆黨

- 大體上記兩黨の趣旨から左の如き財政政策の實現を期してゐる
- 一、財産税、土地増價税、不勞利得税の設置、砂糖消費税、生活必需品關稅の廢止その他
 - 一、資本家擁護の補助金廢止
 - 一、預金部資金の勤勞階級運用
 - 一、地方税の整理
 - 一、公共事業の公營、中央銀行の國營、庶民銀行の新設、中央卸賣市場の公營
 - 一、住宅地、公有、官公有地の拂下げ禁止
 - 一、勞働立法の完成

- 一、農業政策の確立に關する徹底的方策
- 一、肥料、農具の國營、農業保險の設置、最高小作料の設置、耕作者階級の金融充實その他
- 一、居住権の確立
- 一、失業の徹底的對策に關する諸施設

日農黨

- 大體各無産黨より右翼的思想を目標として左の政策を實現せんとしてゐる
- 一、生産者本位の耕作法の制定、肥料乾糞倉庫の國營
 - 一、農業生産物の最低價格制定の確立
 - 一、間接税の撤廢、不勞所得の高率累進課税

大異動直後の地方長官會議

一月十日空前と云はれる地方官の大異動を決定した政府では一月二十四日選舉對策地方長官會議を開いた

選舉革新會

民政黨系貴族院議員及び休職地方官に依つて選舉監視を目的とする選舉革新會は一月二十七日發會式を舉行した

同和會生る

貴族院新團體同和會は二月一日發會式を舉

立候補各派別

政友	三三	民衆	二九
實政	三三	日農	二〇
革新	二六	日農	二〇
中立	一五	地方無産	二
其他	四		
合計	六九		

全國各新聞社は左記共同宣言を投票期日二十日以前にして一齊に連載した

共同宣言

議會解散せられ、こゝに普選最初の總選舉が行はれることになつた。多年普選を主張し來つた下名各社は、この普選的選舉法の實施に際し、これを自由公正に行はしむることについて、重大の責務を感じざるを得ない。何となれば、新有権者をしてよく有効に權利を行使せしめ、國民の政治的良心を反映せしむるにあらざれば、議會の面目は一新されず、普選の意義空しいからである。昨秋府縣會選舉の結果を見れば、普選をしてこの光輝あらしむるためには、國民自ら官權金權の干渉と投票の買収とを排して、選舉の自由と投票の神聖とを擁護せねばならぬ。殊に新選舉法が、その一大眼目として設けた選舉費用の制限は、從來政界腐敗の原因が選舉に多額の費用を要するより來れるに鑑み、その意義の重大にして實行の緊切なるを感ずるのである。惟ふにわが憲政の將來は、一に今次選舉の結果にかゝる。この機會に際し、吾人積年の主張を終りあらしめ、もつて昭和新政の光榮を分たんことを、敢てこゝに宣言する

總選舉結果

二月二十日を以て全國一齊に總選舉投票は施行されたが其の結果は民政百十八政友百十七となり與黨絶對多數の夢は無慘にも破

られ初陣の無産黨は八名の選良を新たに議會に送り中立候補に至る所枕をならべて討死し僅か十五名の當選を見た、かくて國民總意の審判の下に第一回の普選は嚴正なる決算を終つた

政友會

政友會の實同抱き込み運動は三月十六日の望月圭助大口喜六の兩氏の武藤山治氏の會見に依り具体化した

共產黨檢舉

政府は三月十五日を期して全國一齊に亘り決行した三府二十四縣千四十六名に上る共產黨の結果を四月十日司法省より左の如く公表した

日本共產黨は今を去る七年前第三インターナショナルの日本支部として成立したるものなるが大正十二年五月の檢舉により一度へい息したるも大正十三、四年頃再び組織結成の準備を計畫し大正十五年中黨員の募集を爲し相當員数の黨員を得たるより同年十二月月上旬ひそかに山形縣の某地において首腦代表者相會し黨創立の大會を開き立憲宣言綱紀規約等を議定しこゝに黨の結成を告げたり、同黨の目的は世界革命の一として我國を革命に導かんを欲し我國體を變革し労働者、農民階級の獨裁による政權の樹立

げた、會員は左の通りである

服部一三、後藤新平子、石井菊次郎子、淺田徳則、大島健一、嘉納治五郎、北條時敏、眞野文二、岡田良平、幣原喜重郎男、石塚英藏、内田嘉吉、武富時敏、若槻禮次郎、森賢吾、岩倉道俱男、石井省一郎、湯地定基、原保太郎、藤田四郎、仁尾惟茂、阪本彰之助、倉知鐵吉、川崎卓吉、安立綱之、川上親晴、田所美治、岡田文次、永田秀次郎、徳富猪一郎、服部金太郎、木村清四郎、稻畑勝太郎、尾崎元次郎、森本善七、關直彦、根津嘉一郎、松本勝太郎、小林嘉平治、瀬川彌右衛門

共産主義社會の實現を期するにありて數名の黨員を以てする細胞を黨活動の基本單位となし、關東、關西、九州、北海道等にそれら地方中樞機關を設け東京に最高中央機關をおきて全國の黨員を統帥し、その組織と黨規黨員氏名等を嚴密して、隱密裏に活動し労働大衆の實現的闘争を題材としてその不平不満を巧みに利用して暴動に導かんことを企畫せるものなり、黨創立以來黨員の増大、主義の宣傳に従事し當初はその勢力微弱なりしも労働組合または無産政黨の一部に黨員を潜入せしめその左傾を企圖し労働争議選舉運動その他の機會を利用して秘密出版の機文その他の文書を頒布し社會的不安をひき起して主義の宣傳、目的の達成に努力し、本年一月以來にはかにその黨勢増大するに至れり、検事局はその確證を得たるにより治安維持法違反として本年三月十五日を期し全國一齊にその檢舉に着手したる次第なり

野田争議解決

争議開始以來二十七日の長期に亘つた野田争議は二十日漸く解決を見た

争議解決の覺書

一、争議團は昭和三年四月二十日限り解散

二、會社は三百名採用

三、會社は解雇者に對し左記標準により解雇手當並びに生計援助費を支給すること

- (一) 工員規定第六十一條による解雇者に對して解雇手當一人平均金二百圓づつを贈ること
- (二) 解雇者中新規採用にもれたるものに對し生計援助として一人平均金二百圓づつを贈ること
- (三) 工員規定第十九條により解雇したるもの九十七人に對し同規定第五十二條の二による解雇手當總額三萬五千四百八十三圓八錢を支給する外生計援助費として一人平均金二百圓を贈ること
- (四) 工員規定第十八條による解雇者に對しては一、二の例による
- (五) 處分未了者四十二名中爭議に關係なき入營中のもの十一名を除き他の三十一名に對しては生計援助として一人平均金二百圓を贈ること

特別議會

五十五議會は四月二十日召集議長選舉を行つた、其の結果元田肇氏議長に清瀨一郎氏副議長に當選した

下院各派分野

四月二十三日開院式當日に於ける各派分野左の通り

政友會	二一九名
民政黨	二一六名
實業同志會	三名
革新黨	二名
明政會	七名
無産黨	八名
無所屬	九名
計	四六四名

(缺員二名)

思想決議案

四月二十五日の衆議院本會議に尾崎行雄氏より各派の賛成を得て思想的困難決議案を上程満場一致可決された

議會再停會

四月二十八日より三日間議會は停會を命ぜられたが、五月一日より又三日間議會は停會を命ぜられた

決議案可決

内相の處決其の他に關する決議案は五月五日衆議院に上程民、明、無産、革新各派の賛成を得て可決された

内閣改造

鈴木内相、水野文相は故ありて掛冠、内相

會計監査 細田、岩井

宣言

のがある、しかも昨は文教の重きが故を以て留任を奏上し翌はその責を一人に歸して更にその辭表を執奏し自らは毫もこれに責を負ふことをなさざるは大臣責任の本旨を棄り政治家の道徳として許すべからざる所である

貴族院聲明

優詔問題に就き貴族院各派では左記の如き共同聲明を六月二日發した

聲明

水野前文部大臣の進退に關し田中内閣總理大臣の執りたる措置は輕卒不謹慎の甚だしきものにして、職責上缺くる所あるを遺憾とす

昭和三年六月二日

同和會 同成會 火曜會 研究會 公正會

無産大眾黨結黨

舊勞農黨反幹部派を糾合して組織された無産大眾黨は六月二十二日東京に於て結黨式を舉行した役員及び宣言は左の通りである

執行委員

望月、大道、石川、酒井、石黒、松澤、泉、大篠出、長山、平田、芳賀、黒田、鈴木、岡田、伊達、重利、大森、葉山

書記長兼會計 鈴木茂三郎

政治——政界一年史

に望月通相、通相に久原房之助氏、文相に勝田主計氏各々其の後を襲ふた

學者の聲明

優詔問題に關し新渡部、志立、添田、美濃部、上杉、山田、松波の各博士集會五月三十日左の如き聲明書を發した

聲明書

國務大臣の進退は憲政運用の中心をなすもので總理大臣が閣僚の辭表を奏上するには最も慎重でなければならぬと言を待たぬ、今回田中首相が水野前文相の辭表に對して取つた態度は首相の聲明書によつて見ても水野氏の談話なるものによつて見ても甚だしく輕卒不謹慎たるを免れぬ、若し首相の聲明書にいふ如く水野氏の留任の意思既に決して居たことれば首相は直に其辭表を水野氏に還付せればならぬ、しかるになほ辭表を閣下に呈するが如きは累を聖徳に及ぼすものである若しまた水野氏のいふ如くいまだ辭意を離へざる辭表の執奏を固守したとせば首相がこれを留任せしむる事に決定した旨を奏上した事は私に大權を借し國務大臣の進退を決したるものでその罪一層重大である、何れにしても今回の事態についての首相の責任は決して水野氏の責任に譲るものでなく寧ろこれより重大なるも

勢を的確に把握し、合法的大衆政黨の特殊の役割を認識し、前衛黨と大衆黨との混同を避けつ、合法的可能性を極度にまで發揮して闘争することによつてのみ可能である。(中略)我が無産大眾黨は、かかる形勢に即して茲に一應、地方的に労働者農民及び小市民大衆の現實緊急の必要を充たすべき合法的大衆政黨として結成されつ、自己の使命と目標とを日本無産階級全體の當面任務の成功の遂行に見出しすべての無産團體大衆の、積極的支持を期待する。自からは他くまでも階級的立場を把持し、既存の全國的地方的無産政黨の能力意識水準及び指導精神を顧慮しつ、激濁たる闘争と弾力ある戦術とにより労働戦線の再建統一の全闘争の最前線に立たんとする我が無産大眾黨こそは大衆の壓倒的支持によつて眞に全運動の桿杆たるであらう

經濟審議會設置

經濟審議會官制は八月一日の閣議に上程左の如く公布された

經濟審議會官制

第一條 經濟審議會は内閣總理大臣の監督に屬し其諮問に應じて財政經濟社會問題其他經濟社會に關する重要事項を調査審

議す經濟審議會は前項の事項に付き内閣

總理大臣に建議することを得

第二條 經濟審議會は會長一人副會長二人

及委員二十八名以内を以て之を組織す特

別の事項を調査審議するため必要あるこ

きは臨時委員を置く事を得

第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充

つ、副會長委員及臨時委員は内閣總理大

臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

第四條 會長は會務を總理す副會長は會長

を輔佐し會長事故あるときは内閣總理大

臣の指名する副會長其の職務を代理す

第五條 會長及副會長は會議に於て意見を

陳述し可否の數に加はる事を得

第六條 經濟審議會に幹事長及幹事を置く

幹事長は會長及副會長の指揮を受け庶務

を掌理す

幹事は内閣總理大臣の奏請に依り内閣に

於て之を命す

幹事長は會長の指揮を受け庶務を掌理す

幹事は上司の指揮を受け庶務を整理す

第七條 經濟審議會に書記を置く内閣に於

て之を命す書記は上司の指揮を受け庶務

に従事す

付則
本令は公布の日より之を施行す

床次氏民政黨脱黨

床次民政顧問は八月一日民政黨を脱し左の

如き新黨樹立の聲明書を發した

支那は日本の存在に取つて必須的條件也

支那より云ふも亦然り、地理的に人種

的に經濟的に將た國際的に猶ほ一舟に坐

るが如く共に存し共に榮ゆべきの運命を

有す、今や我が隣邦は更生運動の途上に

忙殺されつゝあり、吾等日本國民は遠か

らぬ過去の體験に顧み鄰邦同胞の現に嘗

めつゝある産みの苦勞に對し衷心の同情

を援助を寄せ其の迅速なる成功を希ひ

以て相携へて東洋の和平を進め世界の文

化に貢献せんことを望むの外他意なき實

證を示さんことを是れ念とするのみ、豈

に日本が國運を賭し最大の犠牲を拂つて

日清、日露の二大戦争を戦ひたるは斷じ

て帝國主義的侵略主義的動機に基くもの

にあらず偏へに自ら生きたがため同時に

支那を存せんがため餘儀なきに出でたる

自衛手段たりしは既に歴史的事實となれ

り、世界の當然に承認すべき人類史上最

も自然なる此の兩戦争の結果我國が獲た

る滿蒙に於ける特殊權益は多年に亘れる

ため常に不安脅威を免れざらんことを、然

るに内政不干渉の美名に恠み姑息、退嬰

徒らに一日の安を偷むは眞に維新の皇誤

を窺視し大和民族自然の發展を阻止する

に庶幾し、宜しく飽く迄合法的積極的に

既得權益の擁護に努めざるべからず、人

信無くんば立たず、外交の基調は、國際

信義に在り、彼我俱に進止取與を嚴正な

らしむるを要す

門前一步の差はやがて、千里の差を致す

爲政者の輕佻浮薄なる、新らしがりのそ

の大意に及ばず影響は眞に想像を超えた

ものあり、古きが故に尊からず、舊くし

て尙ほ殘存せるは即ちそれ自身價値われ

ば也、固より政治は理想そのものを直指

せず常に次善の實現なるを忘るべからず

詢に歴史は過去の政治、政治は現在の歴

史、故に政治は必ず歴史を現情に立脚

して爲さるべきもの彼の徒らなる保守反

動の唾棄すべきは勿論なるも國民の歴史

傳説、古典を無視せる輕進者流の言動の

危険なるは實に酷しきものあり、思想問

題の根帶茲に存す、吾人は物質文明の弊

害を巡察することに因て、精神主義の高

調に努めざるべからず。唯物史觀に則つ

て人類一切の生活條件を統制し得可しと

帝國と諸國各國との國交關係は益々良好な

加へ、又帝國が其の一員として熱心に協力

致して居りまする國際聯盟の事業は、年々

共に發展を示して居ります、米國大統領ク

ーリツチ氏の招請に依り、昨年六月ジュネ

ーヴに於て開催せられました日英米三國の

海軍制限會議は、關係各國の眞摯なる努力

にも拘らず不幸にして所期の目的を達する

に至らなかつた、併しながら帝國政府は該

會議に臨むに當り國防の安全を顧慮するこ

同時に、世界平和の確保と各國々民負擔の

輕減とに貢獻することを以て根本の方針と

し、帝國全權も終始此の方針を遵守し、我

爲し階級闘争を激成する思想を鼓吹する
が如き、吾等互讓、協調を以て社會生活
の根本とする者の斷じて許さざる所也。
今や舉世沼々眼先主義間に合せ主義、便
宜主義に墮し高遠の志趣なく深透の計策
なきは我國刻下の通弊也、然し宜く人心
の緊張を計り教育制度を改更して、層一
層實際的ならしめ、個性の發揮に努め、
國民教育に於ける機會均等を實現せざる
べからず、而して特に政治道德を高唱し
て爲政の本義を明かにするを要す
財政緊縮を旨とし、以て國民實力の増殖
に力むべし、經濟上喫緊の施設を要する
政策多々あり、雖も金輸出解禁の一事
は、慎重に諸般の事象を考量して宜しく
速に之が斷行に進まざるべからず
如上の對支外交、思想問題、財政緊縮、
金輸出解禁の四大政策を解決、實施せん
に現に在るが如き勢力相若ける二大政黨
の對抗に因る政界の不安定を以てしては
到底望むを得べからず爲めに外交は機宜
を失し、内政は滯滞を重ねて國民の不安
日に甚だしからんことを、知らず如何かし
て之を打開せん、二大政黨樹立して交互
に政權を執るは固より政黨政治の理想な
り、雖も實際に當りてその必ずしも然る
能はざるは既に我が政界の實情の示す處

の如し政友會自身は民政黨に比し僅少の
優勢を持つるも一旦民政黨にして少しく
有利に局面を誘導せんか、政友會は立所
に敗れん然かも政民兩黨其の地を換ゆる
も亦結果は同一のみ、然り而して斯の如
き政局の不安は必ずしも議會の解散に因
つて一掃し、整理し得べきものに非ず、眞
に基礎強固なる政黨政治を行はんと欲せ
ば宜しく現行選舉制度を改正して小選舉
區制に還元するに非ずんば到底政局の安
定を期し能はざるを信ず、茲に於てか吾
等時弊を憂ふるもの過去一切の行懸りを
抛却し私情の忍び難きを忍び適時臨機の
策を講み第三黨を樹立し以て刻下の危局
に面して、現狀打開の先驅たるを期す、
庶幾くは前記の諸政策に付き進路を一に
するの士と協同提携して内治外交を振
し昭和維新の實を擧げ、展開の業を完ふ
せん事を、吾等の希願切望に耐へざる所
なり

外交

第五十四議會に於る 田中外務大臣の演説

(昭和三年一月二十一日)

外交——第五十四議會に於ける田中外相演説

の種問題の解決に最も必要なる彼我兩國國民相互の理解と同情とが時を追うて増進しつゝあることは看取するに難くありませぬ。隣邦ソヴェエト聯邦と帝國との國交は良好に進展し、極東露領に於て本邦人の經營する各種の經濟事業も順當なる發達を示し、又兩國間の貿易も漸次増進の趨勢にありませぬ。

支那に於ける動亂は依然として終熄する模様なく政情安定を缺き、爲に同國と關係深き諸外國に對し諸般の惡影響を與へつゝあることは、帝國政府の最も遺憾とする所である。殊に同國と最緊密なる關係に在る我國に於りましては、單に經濟上ののみより謂ふも事甚だ重大なる次第であります。此の間同國內の秩序紊亂に乗じて外國人の生命財産に危害を及ぼすものあり、我國民が多年の努力に依つて築き上げたる經濟的基礎を危殆に瀕せしむるが如きことあらば我國としては到底之を容認することが出來ないのであります。従つて支那國に於て條約上の義務を怠り、外國人の生命財産に對し十分なる保護を與へ得ざる場合には、帝國に於て必要に應じ自衛的措置に出づることあるは寔に已むを得ざる所でありませぬ。政府は固より支那の内政に干渉するものではありませんが、帝國の權利利益を保障し國民の生命財産

を擁護するが爲には、何時にても適當の措置を執ることに躊躇せざるものであります。昨年五月戰亂山東地方に波及せむとした際、濟南方面に於ける我居留民保護の爲一時軍隊を派遣したるは、畢竟此の趣旨に基くものであります。

支那の事態に關して注意すべきは、近來支那各地に於て列國の抗議を無視し、頗々として條約違反の行爲を敢てせむとするの傾向であります。此の如き行動は支那國自身の健全なる進歩の爲にも採らざる所であり我國に於ても看過し得ざる所でありませぬ。故に、政府に於ては既に實情に應じ夫々適當の措置を講じて居る次第であります。滿蒙殊に東三省に對しましては、其の歴史及地理的の事情に基き特殊の關係に顧み特別の考慮を加ふるの必要がある、東三省が内外人安住の地として秩序常に維持せられ、以て同地方の經濟的發展の行はれむことでありませぬ。此の見地よりして東三省の治安維持に付ては帝國政府に於て深甚の注意を怠らぬ次第であります。帝國政府に於ては常に門戸開放機會均等の主義を尊重し、誠意之を遵守するの意思を有して居る政府として此の主義の下に進んで支那國民と協力し、經濟的發展を圖らむとする考であります。

民中昨春來動亂の影響を受け、危難を避くる爲内地其他に引揚げた者も尠くありませぬ、併し其の後追々小康を告げましたから政府は之が復歸を促進し經濟的地歩の恢復に努力せしむるを緊要と認めまして救助金を支給及資金融通等夫れ夫れ適當なる措置を講じました結果、最近著しく恢復を見るに至りましたことは、國家の爲諸君と共に慶幸とする所でありませぬ。

日露漁業協約改訂調印

明治四十年七月締結の日露漁業協約は大正八年九月に其有效期間が満了したが、當時露國には正當政府と認むべきものがなかつたので、之が更新又は改正を正式に交渉し難かつた處、大正十四年十二月帝國政府は同年一月締結の日露基本條約第三條(註)の規定に従ひ該漁業協約の改訂商議に付きソヴェエト聯邦政府と協議し同國全權の間に交渉を開始した、爾來年を閲すること二年餘幾多の迂餘曲折を経たる後昭和三年一月二十四日露都モスクワに於て改訂條約並附屬文書一切の正式調印を了し茲に多年の懸案を解決した。

本條約は舊漁業協約の規定中(イ)我當業者に於り不便不利なる點を矯正すること(ロ)曖昧不備なる點を補正すること及(ハ)協約

締結以後發生したる諸般の變化就中技術の進歩に副はざる點を改正することの趣旨を以て折衝し來つたが、其の間彼我の交渉妥協に依り、今回の成案を見るに至りたる次第である。其の内容を摘記すれば左の如くである。

漁業の意義、漁業區域、漁業經營權の獲得方法、漁區の競賣と最低價格、漁區貸下期間、漁業使用人の國籍、漁場越年者、漁業關係者の渡航、船舶の廻航、漁獲標準高、漁務方法、漁獲物の製造方法、鐘詰工場、漁業用物件の輸入、漁獲物の輸出、税金公課、労働條件

尙ほ條約文は英文を以て作成し條約の存續期間は八年とし爾後十二年毎に更新若しくは改訂することとなつて居り、又本條約は調印後四箇月以内に東京に於て批准交換を行ひ批准交換の日より第五日に於て有效となることとなつて居る。

(註) 日露基本條約第三條
兩締約國の政府は本條約實施の上は千九百七年の漁業協約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考量し右漁業協約の改訂を爲すべきことを約す右改訂協約の締結に至る迄の間ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民

外交——多邊的不戰條約提議

に對する海峽の貸下に關し千九百二十四年に確立せられたる實行方法を維持すべし。

批准交換

右改訂條約は五月廿三日東京に於て批准交換を了し同廿五日公布された。

多邊的不戰條約提議

不戰條約に關する米佛交渉の發展に連れ、米國政府は日、英、獨、伊四個國政府に對しても所謂單一多邊的不戰條約の締結を提議し國務省は四月十三日左記の通り右四個國に對する同文通牒を公表した。

米國通牒譯文

最近佛國及び米國政府の間に於ては戰爭を國際的に禁止せんとするの問題に關し數回にわたり通牒の交換が行はれた、而して兩國政府の見解は兩國政府の間に交換せられたる往復文書の中において明瞭に示されてゐる、米國政府は本年二月廿七日の通牒中において述べたるが如く戰爭なるもの、廢止さるゝに至らん事を希望し、佛、英、獨、伊日各國政府と加盟國が互に戰爭の手段に訴へざるの義務を課する單一多邊條約を締結し然る後他列國全體が之に加盟し得るの

道を障かんとするの用意を有するものである。佛國政府は米國同様熱心に世界平和を促進せんとし且この目的に對する實際運動につき他の各國と協力せんとするものではあるが、國際聯盟ロカルノ條約及其他の各種中立保證條約加盟國が考慮せざるべからず米佛國政府の思惟したる或種の條件を提議したのである、然しながら米國政府はこの種の條件は必ずしも米國政府の提案にかゝる多邊的條約に對し修正を加へる必要を生ずるものとは認めてゐない、かへつて世界の各國は自國の利害並に世界全國家の利害を適當に考慮してこの種の單一條約に加盟し得るものであるとの意見を有してゐる、加之米國政府は佛、英、獨、伊、日、及び米國政府が嚴肅に戰爭を廢業する條約を締結し、且國際的紛争は之を悉く平和的解決に依るべき誓約を行ふに於ては非常なる精神上の効果を齎し窮極に於て世界の凡ての他の政府も之に加盟するに至るべきを信する故に佛米兩國間の交渉は今や展開して一新時機に到達したものであつて、兩國の交渉をして終局の成功を収めしむる爲には英、獨、伊及び日本政府と新なる交渉を開き、四ヶ國が米國の提案になる絕對的戰爭廢業條

約に参加する上において、その現存國際的義務が若し障礙を來すものとせば、如何なる程度まで障礙を來すや之が決定を四ヶ國に求むる事が必要不可欠と思惟する、之等の事情の下に米國政府はこの手續に關し佛國政府と完全なる協定に達したる結果、予(各關係國駐在米國大使)に對し、佛國外相ブリアン氏の昨年六月の最初の提案正文並にその後於て佛國及び米國政府の間に於て不戦を目的とする多邊的條約締結の問題に關し交換せられたる往復文書の寫を貴國政府に傳達し、その考慮を求むるやう公式に訓令した、予は又本國政府より米國政府が佛、英、獨、伊及び日本國政府並に同様の意向を有する他の政府と共に調印するの用意を有する條約の形式を一般的に表示せる一の豫備的條約草案を同時に傳達し貴國政府の考慮を求むるやう訓令を受けた、本條約草案中第一條並に第二條の條文はブリアン氏が米國政府に提議したる條約草案中の當該各條の條文と實際上同一であることを付言する

條約草案

亞米利加合衆國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭及び海外自治領皇帝並に印度皇帝、獨逸共和國大統領、伊太利國皇

帝、日本國皇帝は各自國の元首として人類の福祉を増進すべき神聖なる義務を有する事を深く銘記し、たゞに各自國民間に現存する平和的友誼的關係の繼續を不朽ならしむるのみならず全世界各國に戦争を阻止せんとする共通の希望に動かされ、各國は國家政策遂行の手段として戦争に訴ふるを非とし且つ國際紛議は平和的解決に依るべきものにして戦争はこれを廢棄すべき事を正式行爲に依つて確證せん事を希ひ全世界各國が前記各國の例にならひこの人道的努力に参加し本條約がその効力を發生すると同時にこれに参加して各自國民をして本條約の規定に依る利益を享受せしめ以て全世界の文明國をして舉つてその國家政策の遂行手段として戦争を一致廢棄するに至らん事を望み、

左の全權委員を任命す
亞米利加合衆國大統領 (全權委員)
佛蘭西共和國大統領 ()
大不列顛、愛蘭及び海外自治領皇帝並に印度皇帝 ()
獨逸共和國大統領 ()
伊太利國皇帝 ()
日本國皇帝 ()

一 通及び一切の批准又は加入文書證明副本一通宛を交付すべき義務を有す
() 國政府は批准書又は加入書の寄託を受けたる時は即時その旨電報を以て前記各國政府に通告するの義務を有す
右證據として各締約國全權委員は本條約に署名調印す、本條約は英語及び佛蘭西語を以て作成す、本條約の解釋に關しては右二種の本文を以て正文となす
千九百何年何月何日()において本書を作成す

帝國政府の對米回答

田中外務大臣は米國提議に係る不戦條約に關して、五月二十六日在京米國大使に左の書翰を手交し同時に在京佛國大使に對し右の寫を添へ書翰を以て回答した、以書翰上致候陳者本年四月十三日附第三三六號書翰を以て合衆國政府の訓令に基き合衆國政府が戦争の廢止を實現する目的を以て佛蘭西、英國、獨逸國、伊太利國及日本國政府並に賛意を有する他の諸國政府と共に署名する用意ある條約の形式を大體表示せる多數國問條約草案を御傳達相成敬承致候之と同時に閣下は客年六月ブリアン氏の提案を以て始まる合衆國政府及佛蘭西

共和國政府間の最近交換往復文書の寫を封入せられ且合衆國政府は帝國政府が閣下の傳達せられたる草案の如き條約の締結に付好意的考慮を加ふるを得べきや若し然らずせば右條約文に如何なる修正を加ふれば受諾し得べきやに付通知に接せむことを希望せらる、旨開示せられ候、

帝國政府は戦争の全廢を企圖する合衆國今次の提案の崇高仁慈なる目的に衷心同感の意を表し右目的達成の爲最も誠實なる協力を致すを欣快とする旨閣下に通知致候、

合衆國提案は獨立國家に對し自衛の權利を拒否せず且國際聯盟規約及ロカルノ諸條約中に包含せらる、が如き一般平和を保障する約定の義務と何等抵觸するものに非ずと了解致候仍て帝國政府は前記六國間の討議に依り本件條約に付各國相互に受諾し得べき條文の一致協定を實現し得べきことを確信し且帝國政府は世界全國民の共通の願望なりと信する戦争の廢止及各國間に恒久普遍なる平和時代の樹立を確保する目的を以て右討議に於て誠意協賛するを欣幸とするものに有之候、

右回答旁本大臣は茲に重て閣下に向て敬意を表し候 敬具
五月二十六日

外交——帝國政府の對米回答——山東出兵の聲明

各全權委員は全權委任状を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定す
第一條 締約國は各自國民の名に於て國際間の争議解決の爲めに戦争に訴ふるを非とし又締約國相互間の關係に就て國家政策遂行の手段としての戦争を廢棄することを茲に嚴肅に聲明す
第二條 締約國は各締約國間に發生する、さあるべき争議或は紛争はその性質の如何を問はず又その原因の何たるを問はず一切之が解決は平和手段にのみ依るべき事を約す
第三條 本條約は前文記載の締約國間に依り各自國の憲法の規定する所に遵ひ批准さるべきものとす而して各國の批准書が(批准寄託地)に於て寄託を了したる時より効力を發生すべきものとす
本條約にして前掲の方法により一度効力を發生したる場合は爾餘の世界各國全部をして自由にこれに加入せしめ得る爲め参加期間を必要に應じて長期とする、こと
一國の加入を立證すべきあらゆる書類は()國に於て寄託さるべきものとす、本條約は斯る寄託に依つて即時新加入國と他の締約國との間に有効なるべきものとす
() 國政府は本條約前文所掲の各國政府並に爾後の加入名國政府に本條約の證明副本

山東出兵に關する帝國政府聲明

(四月二十日)

帝國政府は山東方面戦局の發展に伴ひ同地方の我が居留民保護の爲め差當り青島砲泊中の軍艦球磨、對馬及古鷹より四月二十日朝陸戰隊約五百五十名を揚陸したが、尙不足を感ずる爲軍艦春日は特別陸戰隊二百名を塔載し二十日夜横須賀發着青島に向つた、尙同方面の形勢急迫するに鑑み帝國政府は四月二十日左記の聲明を發し、本第六師團より約五千の兵を派遣するに決し、不取敢同軍隊の到着まで天津に在る北支駐屯軍から三個中隊四百六十名を濟南に急派する事に決したが、天津からの右派兵は小泉隊長指揮の下に二十日夜濟南に着し配備に就いた、

帝國政府は支那の動亂に際し一黨一派を支援するが如きこと無きは勿論なるも、多數邦人の居住する地方に於て治安亂れ禍害邦人に及ぶの虞ある場合には適宜自衛の措置を執るの已むを得ざるものあるべきは蓋し山東派遣撤退に際し特に聲明したる所なり、今や山東戦況の急轉と共に動亂將に邦人居住地方に波及せむとす、あるに付、已む

を得ず前記聲明書の趣旨に従ひ内地より約五千の一部隊を青島を経て膠濟鐵道沿線に派遣して在留邦人の保護に任せしめ、尙懸念の措置として該師團の到着迄支那駐屯軍より不取敢三箇中隊を濟南に派遣せしむることなれり

右の如く再び山東方面に派兵するの已むを得ざるに至れり雖も、左は自衛上已むを得ざるの措置にして支那國及其の人民に對し何等非友好的意圖を有し、若は南北兩軍の何れに對しても其の軍事行動に干渉するものに非ざるは勿論なりとす、而して同地方在留邦人保護の見地より軍隊派駐の必要なしと認むるに至らば直に派遣軍を撤退せらるべきこと前回派兵と異なる所なし

濟南事變

一、四月下旬より五月二日に亘り濟南に到着せる日本派遣軍は邦人居住の主要箇所たる商埠地の約八割を警備城と定め其の内の二箇所に防備設置を施し置きたるが一方四月三十日北軍の濟南撤退に次で五月一日より南軍續々入濟し二日には商埠地及城内に駐屯せる支那兵其の數七萬を超えたり、二日入濟の南軍總司令蔣介石は日本師團長に對し南軍に於て絕對に治安を維持すべきを

以て日本軍は速に撤退せられ度きこと及前記防備設備は之を撤去せられ度き旨申出でたるを以て日本軍は五月二日夜より右防備を撤去し又一旦安全地帯に引揚居りし日本居留民中にも歸宅するものあつた

二、五月三日午前九時半日本人吉房長平方が南軍正規兵の爲掠奪せられたるを以て一中尉の率ゐる約三十名の日本兵現場に急行したるに右支那兵等は附近の支那兵營に遁入之より發砲し日本兵若干名を真傷せしめたるを以て日本兵は之に應射したり、右衝突開始するや當時濟南市中に充滿し居りたる南軍は殆んど同時に隨處に日本軍に發砲し日本居留民を虐殺し日本人家屋を掠奪し初めた

三、是に於てか日本軍は日本居留民の收容保護に力むるに共に南軍の商埠地外驅逐及武裝解除に努力し一方日本領事は數回危険を冒して支那側と連絡を取り停戦に盡力せし蔣介石の威令行れざる爲か支那兵は依然發砲を續けたる爲漸く五日午後に至り停戦を見るを得た

四、然るに當時濟南城内には尙四千の支那軍隊殘留せるのみならず附近に在りし支那軍隊は其の數數萬に上り商埠地の四圍に塹壕を築置し又附近高地には濟南に向け砲列を布くものあり斯る陣容の下に戰鬪再開

に立到らば日本軍及居留民に極めて危険なべき地位に置かれたりしを以て居留民保護の任務を有する日本軍に於ては此等武裝支那兵を濟南及山東鐵道沿線より遲滞なく退去せしむることなれり

七日午前四時日本側師團參謀長は支那側に對し支那軍の濟南及山東鐵道の周圍二十支里(約七哩)外撤去及日本軍及居留民に危害を加へたる支那軍隊の武裝解除及其の幹部の處罰を要求し且十二時間以内之に對し回答を爲すべきことを要求したるに支那側は之を承諾せざるのみならず其の軍隊の態度愈々險惡なるものありたるを以て日本軍は八日より其の掃蕩に着手し翌九日に亘り漸次濟南周圍の支那軍を略二十支里外に驅逐した

五、一方濟南城内に殘留せる支那軍隊は便衣隊を交へて日本軍及山東鐵道列車に向ひ發砲しつゝありたるを以て日本軍は八日午後平和手段にて之を武裝解除せむとせるも該軍隊は之を肯せず依りて九日早朝城内督軍公署、道尹公署、城壁等支那兵根據地を目標として砲撃し同時に凡ゆる手段を以て其の脱出を誘導したる結果十一日早朝に至り支那兵の大部分は便服に著換へて城内より脱出し斯くして便衣隊の潜在せるを除き

支那軍隊は濟南及其の周圍二十支里以外に驅逐せられた

六、五月十五日迄に判明せる所に依るに本事件中日本居留民の支那兵の爲受けたる被害は殺害せられたる者十四名にして其の多數(女を含む)は最も殘虐なる行爲を加へられ殆んど見るに忍びざるものあり其の被害者十五名の外公衆の面前にて極端なる侮辱を加へられたる男女あり尙掠奪せられたる戸數百三十一戸に達す

濟南事件の經過を通して左記諸點は特に注意の要あり

イ、事件は南軍兵士が日本居留民の家屋を掠奪し且之が救護に赴ける日本兵を射撃せるに端を發せること

ロ、事件前南軍幹部は繰返し治安維持の責に任すべき旨述べ日本軍の防備撤去を要求し來り日本軍は事件突發の前夜之を撤去し又一旦安全地帯に引揚居りし居留民中にも歸宅せるものありしこと

ハ、事件が右防備撤去直後發生したること其の發端を時を同じくして各方面の支那兵一齊に日本軍を攻撃し居留民に對する迫害掠奪を開始したること此等迫害掠奪の目的が殆んど日本人に限られしこと等の諸事情に徴し本事件は支那側少くとも

下及者間に於て計画的に行ひたるの印象を與へた

ニ、日本側は屢次困難を冒して支那側と連絡を取り停戦を協議せるも其の都度支那側の命令徹底せざる爲戰鬪續行の止むなかりしこと

事件發生直後支那兵が日本居留民男女に加へたる蠻行は其の殘虐言ふに忍びざる程度のものありしこと

(帝國政府が五月廿八日聯盟事務局に提出した文書より摘録す)

第三次山東出兵に關する帝國政府の聲明

(五月九日)

五月三日濟南に於ける日支兵の衝突に依り山東方面の形勢急迫せる爲帝國政府は不取敢關東軍より外山少將の指揮する一混成旅團を濟南に急派したが更に内地より第三師團増派せらるることとなり又別に第七師團及第十二師團より北支駐屯軍の交代兵五箇中隊天津に派遣せられ尙長江及南支地方に於ける我移民警備の爲軍艦増派せらるることとなり政府は五月九日左記聲明書を發した

處に動亂濟南方面に波及せむとするや同地

方在留邦人保護の爲めに軍隊を派遣すること同時に右派兵に關し帝國政府の態度を闡明する所ありたり

然るに濟南に於ける不祥事件の發生以來同地方の事態惡化し現在の兵力を以てしては居留民保護につき萬全を期し得ざるの憾有るのみならず青島と濟南とを連絡する山東鐵道は隨所に破壊せられ交通の確保を期し難きの現状に在り仍て同方面居留民の保護に遺憾無からしめ且つ山東鐵道交通の確保を期する目的を以て第三師團を山東に増派せらるることなれり

今次の増兵は上述せる如く山東方面在留邦人の保護及之に必要な山東鐵道交通の確保を期するに在るが故に其の目的は第一次派兵の際に於けることと異なる所無し

右第三師團の増派と共に別に五箇中隊を内地より天津に派遣せらるることとなりたるが右は曩に支那駐屯軍より應急の措置として其の一部を濟南に派遣しある事情に顧み來る六月内地より派遣せらるべき支那駐屯軍の定期交代部隊の出發期を繰上げ此の際派遣せらるることとなりたるものなり尙長江及南支方面に巡洋艦驅逐艦若干を増派せらるることとなりたるが右は南方諸地方に於て濟南事件に關する萬一の誤解より意外

の事端を發生するが如き場合居留民を保護せむの目的に出でたるに外ならず
要之今次陸兵の増派及軍艦の増遣は濟南事件に關聯して生ずること有るべき不祥事件に關し居留民の生命財産を保護せむとする總旨に外ならずして其必要止むに從ひ隨時撤退せらるべきものなることは言を俟たざる所なりとす

右に關し北方に對して芳澤公使は十日午後六時外交部に羅文幹總長を訪ひ第三師團の山東出動を通告すると共に右に關する日本政府の聲明書を傳達し諒解を求め又南方に對し矢田上海總領事は同日午前十一時上海交涉員全問潤氏を訪問して第三次出兵及び長江方面への軍艦増派の説明を爲し併せて各方面に於ける不穩なる決議及暴行に充分なる取締をなし意外なる事件の突發なき様警告する處があつた

滿洲の治安維持に關する聲明

(五月十八日)

國民革命軍の北伐進展して五月中旬京津の危急愈迫り引いては滿洲の治安亦其影響を受けんとするに至つた爲め帝國政府は在支芳澤公使並在上海矢田總領事に對して訓令

を發し五月十八日を期し夫々張作霖氏並南
京政府外交部長黃郛氏に宛て覺書を交付の上帝國政府の態度に付いて詳細に説明せしめ尙閣錫山氏に對しては尙本南京領事をし
て山西省代表趙丕廉氏を通じて、張玉祥氏に對しては矢田上海總領事をして王正廷氏を通じて右覺書を傳へると共に詳細なる説明を加へしめた

覺書

永年に亘る支那動亂の結果一般國民の生活は極度の不安と困憊とに陥り支那在留外國人亦居に安んじ業に従ふに由無き狀況に在るを以て戰亂が一日も速に終熄し統一せる和平の支那を見るに至らんことは外支人の齊しく熱望する所にして殊に支那の隣邦として利害關係特に深き帝國の翹望して措かざる所なり然るに今や動亂京津地方に波及せむとす滿洲の地も亦將に其の影響を蒙らむとするの虞有るに至れる處抑も滿洲の治安維持は帝國の最も重視する所にして苟くも同地方の治安を紊し若くは之を紊すの原因を爲すが如き事態の發生は帝國政府の極力阻止せんとする所なるが故に戰亂京津地方に進展し其の禍亂滿洲に及ばむとする場合には帝國政府としては滿洲治安維持の爲適當にして且つ有效なる措置を執らざるを

北伐完成

張作霖死去す

北伐を支へ切れず北京を脱出奉天に引揚げた張作霖は六月四日朝瀋陽附近で爆撃され廿一日午前零時死去の旨發表されたが、南方の閣錫山は京津衛戍總司令として十一日北京に入城山西全軍を以て警備につきかくて北伐はここに完成を告げたのである
越えて七月三日李宗仁入京し次いで蔣介石、張玉祥入京六日故孫文の祭典を執行したる後巨頭會議を開き、引續き財政交通政治等全國會議を開いて統一裁兵の議を重ねて居るかゝて國都を南京に移し北京を北平と改稱した

條約廢棄問題

外交部長王正廷氏は七月二十日通商條約の滿期を好餌とし同條約廢棄の通告を我芳澤

公使に傳達すると共に新條約協定まで臨時辦法を適用する旨通告し來りたるを以て我國は國際信義に悖るの處爲とし強硬に條約が有效に存續する旨回答したが、支那は米國及英國と密かに條約の調印を了し日本を孤立に陥れんとした、一方東三省の保安總司令たる張學良が南方と妥協する形勢あるを以て田中外相は、南方との妥協中止を勸告したが、南北の妥協途に成らんとし、林樞助男を派して之が阻止を企てたが、最早青天白日旗が滿洲の大勢となり、ここに田中内閣の對支外交は一大難關に遭遇し事態は容易ならぬ形勢となつた

重要新法令

治安維持法

緊急勅令案の内容

第一條 國體を變革することを目的として結社を組織したるものまたは結社の役員その他指導者たる任務に従事したるものは死刑または無期もしくは五年以上の懲役若しくは禁錮に處し情を知りて結社に加入したるものまたは結社の目的遂行のためにする行爲をなしたるものは二年以上の有期の懲役または禁錮に處す

重要新法令——治安維持法——陪審法

私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したるものまたは情を知りて結社に加入したるもの若しくは結社の目的遂行のためにする行爲をなしたるものは十年以下の懲役または禁錮に處す
前二項の未遂罪はこれを罰す

第二條 「前條第一項」を「前條第一項又は第二項」に改む

第三條及び第四條 中「第一條第一項」を「第一條第一項又は第二項」に改む

第五條 中「第一條第一項及」を「第一條第一項第二項又は」に改む
附 則 本令は公布の日より之を施行す
なほ右緊急勅令は前記の如く從來の治安維持法第一條の改正を主とするもので、第二條以下はこれに伴ふ附隨的の改正であるが右基礎となつてある治安維持法の全文は左の通りである

第一條 國體を變革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りて之に加入したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す
以下の懲役又は禁錮に處す
前項の未遂罪は之を罰す
第二條 前條第一項の目的を以てその目的たる事項の實行に關し協議を爲したる者は七年以下の懲役又は禁錮に處す
第三條 第一條第一項の目的を以てその目

陪審法

大正十二年四月十七日
公布法律第五十號

第一章 總 則

第一條 裁判所は本法の定むるところに依り刑事事件に付陪審の評議に付して事實の判斷を爲すことを得
第二條 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に該る事件は之を陪審の評議に付す

第三條 長期三年を越ゆる有期の懲役又は禁錮に該る事件にして地方裁判所の管轄に屬するものに付被告人の請求ありたるときは之を陪審の評議に付す

第四條 左に掲ぐる罪に該る事件は前二條の規定に拘らず之を陪審の評議に付せず

- 一、大審院の特別権限に屬する罪
- 二、刑に第二編第一章乃至第四章及第八章の罪
- 三、軍機保護法陸軍刑法又は海軍刑法の罪其の他軍機に關し犯したる罪
- 四、法令に依りて行ふ公選に關し犯したる罪

第五條 第三條の請求は第一回公判期日前に之を爲すべし但し其の期日前に雖も最初に定めたる公判期日の召喚を受けたる日より十日を經過したるときは之を爲すことを得ず

第六條 被告人は檢事の被告事件陳述前は何時にても事件を陪審の評議に付することを辭し又は請求を取下ぐることを得前項の場合に於ては事件を陪審の評議に付することを得ず

第七條 被告人公判又は公判準備に於ける取調に於て公訴事實を認めたるときは事件を陪審の評議に付することを得ず但し共同被告人中公訴事實を認めざる者あるときは此の限に在らず

第八條 地方の情況に由り陪審の評議公平を失する虞あるときは檢事は直近上級裁判所に管轄移轉し請求を爲すことを得公判に繫屬する事件に付前項の請求ありたるときは訴訟手續を停止すべし

第九條 前條第一項の請求を爲すには理由を附したる請求書を管轄裁判所に差出すべし

第十條 管轄移轉の請求ありたるときは被告人は檢事の被告事件陳述後雖も其の決定ある迄事件を陪審の評議に付することを辭し又は請求を取下ぐることを得被告人事件を陪審の評議に付することを辭し又は請求を取下けたるにより事件陪審の評議に付すべからざるに至りたるときは檢事の管轄移轉の請求は之を取下けずべし

第十一條 陪審員私訴當事者なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の親族なるときは又は親族たりしときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の屬する家の戸主又は家族なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の法定代理人、後見監督人又は保佐人なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の同居人又は雇人なるときは陪審員事件に付告發を爲したるとき陪審員事件に付證人又は鑑定人として爲りたるときは陪審員事件に付被告人の代理人、辯護人、輔佐人又は私訴當事者の代理人と爲りたるときは陪審員事件に付判事、檢事、司法警察官又は陪審員として職務を行ひたるときは

第十六條 左に掲ぐる者は陪審員の職務を辭することを得

- 一、六十歳以上の者
- 二、在職の官吏、公吏、教員
- 三、貴族院議員、衆議院議員及法令を以て組織したる議會の議員但し會期中に

第十七條 市町村長は毎年陪審員資格者名簿を調製し九月一日現在に依り其の市町村内に於て資格を有する者を之に登載すべし

第十八條 市町村長は十月一日より七日間其の廳に於て陪審員資格者名簿を縦覧に供すべし

第十九條 法律に違反して陪審員資格者名簿に登載せられたる者は縦覧期間内及其の後七日内に市町村長に異議の申立を爲すことを得

第二十條 市町村長異議の申立を正當とするときは遅滞なく陪審員資格者名簿を修正し其の旨を管轄區裁判所判事及異議申立人に通知すべし

重要新法令 陪審法

第七條 陪審員私訴當事者なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の親族なるときは又は親族たりしときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の屬する家の戸主又は家族なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の法定代理人、後見監督人又は保佐人なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の同居人又は雇人なるときは陪審員事件に付告發を爲したるとき陪審員事件に付證人又は鑑定人として爲りたるときは陪審員事件に付被告人の代理人、辯護人、輔佐人又は私訴當事者の代理人と爲りたるときは陪審員事件に付判事、檢事、司法警察官又は陪審員として職務を行ひたるときは

第十六條 左に掲ぐる者は陪審員の職務を辭することを得

- 一、六十歳以上の者
- 二、在職の官吏、公吏、教員
- 三、貴族院議員、衆議院議員及法令を以て組織したる議會の議員但し會期中に

第十七條 市町村長は毎年陪審員資格者名簿を調製し九月一日現在に依り其の市町村内に於て資格を有する者を之に登載すべし

第十八條 市町村長は十月一日より七日間其の廳に於て陪審員資格者名簿を縦覧に供すべし

第十九條 法律に違反して陪審員資格者名簿に登載せられたる者は縦覧期間内及其の後七日内に市町村長に異議の申立を爲すことを得

第二十條 市町村長異議の申立を正當とするときは遅滞なく陪審員資格者名簿を修正し其の旨を管轄區裁判所判事及異議申立人に通知すべし

第二十一條 陪審員私訴當事者なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の親族なるときは又は親族たりしときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の屬する家の戸主又は家族なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の法定代理人、後見監督人又は保佐人なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の同居人又は雇人なるときは陪審員事件に付告發を爲したるとき陪審員事件に付證人又は鑑定人として爲りたるときは陪審員事件に付被告人の代理人、辯護人、輔佐人又は私訴當事者の代理人と爲りたるときは陪審員事件に付判事、檢事、司法警察官又は陪審員として職務を行ひたるときは

第二十六條 左に掲ぐる者は陪審員の職務を辭することを得

- 一、六十歳以上の者
- 二、在職の官吏、公吏、教員
- 三、貴族院議員、衆議院議員及法令を以て組織したる議會の議員但し會期中に

第二十七條 市町村長は毎年陪審員資格者名簿を調製し九月一日現在に依り其の市町村内に於て資格を有する者を之に登載すべし

第二十八條 市町村長は十月一日より七日間其の廳に於て陪審員資格者名簿を縦覧に供すべし

第二十九條 法律に違反して陪審員資格者名簿に登載せられたる者は縦覧期間内及其の後七日内に市町村長に異議の申立を爲すことを得

第三十條 市町村長異議の申立を正當とするときは遅滞なく陪審員資格者名簿を修正し其の旨を管轄區裁判所判事及異議申立人に通知すべし

第三十一條 陪審員私訴當事者なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の親族なるときは又は親族たりしときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の屬する家の戸主又は家族なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の法定代理人、後見監督人又は保佐人なるときは陪審員被告被害者又は私訴當事者の同居人又は雇人なるときは陪審員事件に付告發を爲したるとき陪審員事件に付證人又は鑑定人として爲りたるときは陪審員事件に付被告人の代理人、辯護人、輔佐人又は私訴當事者の代理人と爲りたるときは陪審員事件に付判事、檢事、司法警察官又は陪審員として職務を行ひたるときは

第三十六條 左に掲ぐる者は陪審員の職務を辭することを得

- 一、六十歳以上の者
- 二、在職の官吏、公吏、教員
- 三、貴族院議員、衆議院議員及法令を以て組織したる議會の議員但し會期中に

七九

市町村長異議の申立を不當とするときは
選滞なく意見を附し申立書を管轄區裁判
所判事に送付すへし

第二十一條 前條第二項の場合に於て區裁
判所判事異議の申立を理由なしとするこ
きは其の旨を市町村長及異議申立人に通
知すへし異議の申立を理由ありとするこ
きは陪審員資格者名簿を修正すへきこと
を命し其の旨を異議申立人に通知すへし
前項の通知は異議申立書の送付を受けた
日より二十日以内に之を爲すへし

第二十二條 地方裁判所長は毎年九月一日
迄に翌年所要の陪審員の員數を定め管轄
區域内の市町村に割當て之を市町村長に
通知すへし

第二十三條 市町村長前條の通知を受けた
るときは第二十條及第二十一條の規定に
依り整理したる陪審員資格者名簿に基き
抽籤を以て前條の規定に依り割當てられ
たる員數の陪審員候補者を選定し陪審員
候補者名簿を調製すへし

前項の抽籤は資格者三人以上の立會を以
て之を爲すへし

第十七條第二項及第三項の規定は陪審員
候補者名簿に之を準用す

第二十四條 區裁判所判事は陪審員候補者

の選定に關する事務に付市町村長を監督
す
區裁判所判事は前項の事務に付市町村長
に必要な指示を爲すことを得

第二十五條 市町村長は十一月三十日迄に
陪審員候補者名簿を管轄地方裁判所長に
送付すへし
市町村長は陪審員候補者名簿に登録せら
れたる者に其の旨を通知し且其の氏名を
告示すへし

第二十六條 市町村長前條の規定に依り陪
審員候補者名簿を送付したる後其の候補
者中死亡し若は國籍を喪失したる者ある
ときは又は第十三條若は第十四條の各號の
一に該當するに至りたる者あるときは市
町村長は選滞なく之を管轄地方裁判所長
に通知すへし

第二十七條 陪審の評議に付すへき事件に
付公判期日定期たるときは地方裁判所長
は豫め定めたる市町村の順序に依り各陪
審員候補者名簿より一人又は數人の陪審
員を抽籤し陪審員三十六人を選定すへし
前項の抽籤は裁判所書記の立會を以て之
を爲すへし

第二十八條 陪審員として呼出に應じたる
者は其の市町村に於ける陪審員候補者名

簿に登録せられたる者四分の三呼出に應
じたる後に非されは其の年内再び陪審員
に選定せらるることなし

第二十九條 陪審は十二人の陪審員を以て
之を構成す
第三十條 陪審は檢察被告事件を陳述する
時より裁判所書記陪審の答申を朗讀する
迄同一の陪審員を以て之を構成すること
を要す

第三十一條 裁判長は事件二日以上引續き
開廷を要すと思料するときは十二人の陪
審員の外一人又は數人の補充陪審員を公
判に立會はしむることを得
補充陪審員は陪審を構成すへき陪審員疾
病其の他の事由に因り職務を行ふこと能
はざる場合に於て之に代るものとす

補充陪審員數人ある場合に於て前項の職
務を行ふは第六十五條の規定に依り爲し
たる抽籤の順序に依る

第三十二條 同日に數箇の事件の公判を開
く場合に於ては數箇の事件に付同一の陪
審員を以て陪審を構成することを得此の
場合に於ては最初の事件の取調前其の手
續を爲すへし

第三十三條 檢察及被告人異議なきときは
一の事件の爲構成せられたる陪審をして

同日に審理すへき他の事件の爲其の職務
を行はしむることを得

第三十四條 陪審員には勅令の定むる所に
依り旅費、日當及止宿料を給與す

第三章 陪審手續

第一節 公判準備

第三十五條 陪審の評議に付すへき事件に
付ては裁判長は公判準備期日を定むへし

第三十六條 被告人公判準備期日前辯護人
を選任せざるときは裁判長は其の裁判所
所在地の辯護士中より之を選任すへし
被告人の利害相反せざるときは同一の辯
護人をして數人の辯護を爲さしむること
を得

第三十七條 公判準備期日には被告人及辯
護人を召喚すへし

公判準備期日は之を檢察に通知すへし

第三十八條 召喚狀の送達の日を公判準備
期日との間には少くとも五日の猶豫期間
を存すへし

第三十九條 公判期日を定めたる後被告人
の請求に因り事件を陪審の評議に付すへ
きものとしたるときは其の公判期日を公
判準備期日とす

第四十條 公判準備期日に於ける取調は定
數の判事、檢察及裁判所書記列席して之

を爲す
公判準備期日に於ては辯護人出頭するに
非されは取調を爲すことを得辯護人數
人あるときは其の一人の出頭を以て足る
公判準備期日に於ける取調は之を公行せ
す

第四十一條 第二條の規定に依り事件を陪
審の評議に付するときは裁判長は被告人
に對し事件を陪審の評議に付することを
辭し得へき旨を告知すへし

第四十二條 公判準備期日に於ては裁判長
は公訴事實に付頭したる被告人を訊問
すへし
陪席判事は裁判長に告げ被告人を訊問す
ることを得
檢察及辯護人は裁判長の許可を受け被告
人を訊問することを得

第四十三條 公判準備期日に於ては裁判所
は必要なる證據調の決定を爲すへし
檢察、被告人及辯護人は證人訊問、鑑定、
檢證又は證據物若は證據書類の集取を請
求することを得
前項の請求を却下するときは裁判所は決
定を爲すへし

第四十四條 裁判所書記は公判準備調書を
作り公判準備期日に於ける被告人に對す

る訊問及其の供述、檢察被告人辯護人の
申立、裁判所の裁判其の他一切の訴訟手
續を記載すへし

第四十五條 公判準備調書には前條に規定
する事項の外被告事件、被告人及出頭し
たる辯護人の氏名並手續を爲したる裁判
所年月日及裁判長陪席判事檢察裁判所書
記の官氏名を記載し被告人出頭せざるこ
きは其の旨を記載すへし

第四十六條 公判準備調書は三日内に之を
整理し裁判長及裁判所書記署名捺印すへ
し
裁判長は署名捺印前に公判準備調書を檢
閲し意見あるときは其の旨を記載すへし

第四十七條 檢察、被告人及辯護人は公判
準備期日前第四十三條第二項の請求を爲
すことを得公判期日七日前迄亦同し

第四十八條 裁判所公判準備期日外に於て
證據決定を爲したるときは之を檢察、被
告人及辯護人に通知すへし

第四十九條 公判準備期日外に於て證人又
は鑑定人の訊問を爲すときは被告人も亦
之に立合ふことを得

裁判所外に於て前項の手續を爲すときは

拘禁せられたる被告人は之に立會ふことを得ず但し裁判所必要と認むるときは之に立會はしむることを得

第五十條 前條第一項の手續を爲すへき日時及場所は被告人に之を通知すへし

第五十一條 公判準備中陪審の評議に付す可からざる事由生したる時は通常の手續に従ひ審判を爲す可し

公判準備期日に於て前項の事由生したる時は公判期日とす但し訴訟關係人中出頭せざる者ある時は此の限りに在らず

第五十二條 被告人は公判準備期日に管轄連の申立を爲す事を得

前項の申立は豫審を経たる事件に付ては豫審判事に對して申立をなしたる場合に非されば之を爲す事を得ず

第五十三條 裁判所公判準備期日に公訴棄却又は管轄連の原由あることを認めたるときは決定を爲すへし

第五十四條 裁判所公判準備期日に免訴の原由あることを認めたるときは決定を爲すへし

免訴の決定確定したるときは同一の事件に付更に公訴を提起することを不得

第五十五條 前二條の決定を爲すには訴訟關係人の意見を聽くへし

得忌避することを得へき人員奇數なるときは被告人は尙一人を忌避することを得被告人數人あるときは忌避は共同して之を行ふ共同の方法に付協議整はざる時は忌避を行はしむる方法は裁判長之を定む

第六十五條 裁判長は陪審員の氏名票を抽籤函に入れたる後検事及被告人の忌避する事を得る員數を告知す可し

裁判長は氏名票を一票宛抽籤函より抽出し讀上可し

裁判長氏名を讀上げたるときは検事及被告人は承認又は忌避する旨を陳述すへし其の順序は検事を先にし被告人を後にす忌避の理由は之を陳述することを不得

次の氏合票を抽籤函より抽出す迄に陳述を爲さざるときは承認の陳述を爲したるものと看做す裁判長抽籤終りたる旨を宣言する迄陳述を爲さざることも同し

陳述は次の氏名票を抽出したる後は之を取消すことを得ず裁判長抽籤終りたる旨を宣言したる後亦同し

第六十六條 前條の手續に依り陪審を構成すへき陪審員及補充陪審員の數を充したるときは裁判長は抽籤終りたる旨を宣言すへし

第六十七條 陪審を構成すへき陪審員は初

決定に對しては即時抗告を爲すことを得

第五十六條 第五十一條又は第五十三條の場合に於て公判準備中に爲したる手續は其の效力を失はず

第五十七條 公判期日には第二十七條の規定に依りて選定したる陪審員を呼出すへし

第三十八條の規定は前項の場合に之を準用す

第五十八條 陪審員に對する呼出状には出頭すへき日時、場所及呼出に應ぜざるべきは過料に處することあるへき旨を記載すへし

第五十九條 陪審員疾病其の他止むことを得ざる事由に因り呼出に應ずること能はざる場合に於ては其の職務を辭することを得此の場合に於ては書面を以て其の事由を疏明すへし

第六十條 陪審構成の手續は判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及陪審員列席し公判廷に於て之を行ふ

前項の手續は之を公行せず

第六十一條 前條第一項の手續は陪審員二十四人以上出頭するに非されば之を行ふことを不得

に當議したる十二人を以て之に充て補充陪審員は其の他の當議者を以て之に充つ

第六十八條 陪審員は第六十五條の規定に依り爲したる抽籤の順序に従ひ着席すへし

第六十九條 裁判長は檢事の被告事件陳述前陪審員に對し陪審員の心得を諭告し之を以て宣誓を爲さしむへし

宣誓は宣誓書に依り之を爲すへし

宣誓書には良心に従ひ公平誠實に其の職務を行ふべきことを誓ふ旨を記載すへし

裁判長は起立して宣誓書を朗讀し陪審員をして之に署名捺印せしむへし

第七十條 裁判長は陪審判事の一人をして被告人の訊問及證據調を爲さしむることを得陪審員は裁判長の許可を受け被告人、鑑定人、通事及翻譯人を訊問することを不得

第七十一條 證據は別段の定ある場合を除くの外裁判所の直接に取調へたるものに限る

第七十二條 左に掲ぐる書類圖畫は之を證據と爲すことを得

一、公判準備手續に於て取調へたる證人の訊問調書

二、檢證、押取又は捜索の調書及之を補充する書類圖畫

三、公務員の職務を以て證明することを得べき事實に付公務員の作りたる書類

四、前號の事實に付外國の公務員の作りたる書類にして其の真正なることの證明あるもの

五、鑑定書又は鑑定調書及之を補充する書類圖畫

第七十三條 裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事其他法令に依り特別に裁判權を有する官署、檢事、司法警察官又は訴訟上の共助を爲す外國の官署の作りたる訊問調書及之を補充する書類圖畫は左の場合に限り之を證據と爲すことを得

一、共同被告人若しは證人死亡したるとき又は疾病其の他の事由に因り之を召喚し難きとき

二、被告人又は證人公判外の訊問に對して爲したる供述の重要な部分を公判に於て變更したるとき

三、被告人又は證人公判廷に於て供述を爲さざるべき

第七十四條 前二條の場合の外裁判外に於て被告人其他の者の供述を録取したる書類又は裁判外に於て作成したる書類圖畫は供述者若しは作成者死亡したるとき

出頭したる陪審員二十四人に達せざるべきは裁判長は之を補充する爲裁判所所在地又は其の附近の市町村の陪審員候補者名簿より抽籤を以て必要なる員數の陪審員を選定し便宜の方法に依り之を呼出すへし

前項の抽籤は裁判所書記の立會を以て之を爲すへし

第六十二條 陪審員二十四人以上出頭したるときは裁判長は其の氏名、職業及住居地を記載したる書面を示し檢事及被告人に對し陪審員中除斥せらるべき者ありや否を問ふへし

裁判長は陪審員に被告人の氏名、職業及住居地を告げ除斥の原因ありや否を問ふへし

檢事、被告人及陪審員除斥の原因ありとするときは其の旨の申立を爲すへし

除斥の原因ありとするときは裁判所は決定を爲すへし

第六十三條 出頭したる陪審員中第十二條乃至第十四條の規定に依り陪審員たる資格を有せざる者ありとするときは裁判所は決定を爲すへし

第六十四條 檢事及被告人は陪審を構成すへき陪審員及補充陪審員の員數を超過する員數に付各其の半數を忌避することを

は疾病其の他の事由に因り召喚し難きとき限り之を證據と爲すことを得

第七十五條 證據と爲すことに付訴訟關係人の異議なき書類圖畫は前三條の規定に拘らず之を證據と爲すことを得

第七十六條 證據調終りたる後検事、被告人及辯護人は犯罪の構成要素に關する事實上及法律上の問題のみに付意見を陳述すべし

辯護人數人ある場合に於て被告人の爲にする意見陳述は重複して之を爲すことを得ず

公判廷に現はれざる證據は之を採用することを不得

被告人又は辯護人には最終に陳述する機會を與ふべし

第七十七條 前條の辯論終結後裁判長は陪審に對し犯罪の構成に關し法律上の論點及問題なる可き事實並證據の要領を説示し犯罪構成事實の有無を問ひ評議の結果を答申すべき旨を命すべし但證據の信否及罪責の有無に關し意見を表示する事を得

第七十八條 裁判長の説示に對しては異議を申立つることを得ず

第七十九條 裁判長の間は主問と輔問とに區別し陪審に於て然り又は然らずと答へ得べき文言を以て之を爲すべし

主問は公判に付せられたる犯罪構成事實の有無を評議せしむる爲之を爲すものとす

輔問は公判に付せられたるものと異りたる犯罪構成事實の有無を評議せしむる必要ありと認むるときは其の間は他の問と分別して之を爲すべし

第八十條 陪審員、検事、被告人及辯護人は問の變更の申立を爲すことを得

前項の申立ありたるときは裁判所は決定を爲すべし

第八十一條 裁判長は問書に署名捺印し之を陪審に交付すべし

陪審員は問書の謄本の交付を請求することを得

第八十二條 裁判長は評議を爲さしむる爲陪審員をして評議室に退かしむべし

裁判長は公判廷に於て示したる證據物及證據書類を陪審に交付することを得

第八十三條 陪審員は裁判長の許可を受く

第八十四條 陪審の答申前陪審員をして裁判所を退出せしむる場合に於ては裁判長は陪審員に對し滞留の場所及他人との交通に關し遵守すべき事項を指示すべし

第八十五條 陪審員第八十三條第一項の規定に違反したるとき又は前條の規定に依り指示せられたる事項を遵守せざるときは裁判所は其の陪審員に對し職務の執行を禁止することを得

第八十六條 陪審員は陪審長を互選すべし

陪審長は議事を整理す

第八十七條 陪審は評議を了る前更に説示を請求することを得此の場合に於ては公判廷に於て其の申立を爲すべし

第八十八條 答申は問に對し然り又は然らずの語を以て之を爲すべし但し問に掲ぐる事實の一部を肯定又は否定するときは之に付然り又は然らずの語を以て答申すべし

第八十九條 評議は先づ主問に付之を爲すべし

主問を否定したる場合に於て輔問あると

るに非されば評議を了る前評議室を出て又は他人と交通することを不得

陪審員に非ざる者は裁判長の許可を受くるに非されば評議室に入ることを不得

第八十四條 陪審の答申前陪審員をして裁判所を退出せしむる場合に於ては裁判長は陪審員に對し滞留の場所及他人との交通に關し遵守すべき事項を指示すべし

第八十五條 陪審員第八十三條第一項の規定に違反したるとき又は前條の規定に依り指示せられたる事項を遵守せざるときは裁判所は其の陪審員に對し職務の執行を禁止することを得

第八十六條 陪審員は陪審長を互選すべし

陪審長は議事を整理す

第八十七條 陪審は評議を了る前更に説示を請求することを得此の場合に於ては公判廷に於て其の申立を爲すべし

第八十八條 答申は問に對し然り又は然らずの語を以て之を爲すべし但し問に掲ぐる事實の一部を肯定又は否定するときは之に付然り又は然らずの語を以て答申すべし

第八十九條 評議は先づ主問に付之を爲すべし

き法令及刑に付意見を陳述すべし

被告人及辯護人は意見を陳述することを得

被告人又は辯護人には最終に陳述する機會を與ふべし

第九十七條 陪審の答申を採擇して判決の言渡を爲すには裁判所は陪審の評議に付して事實の判断を爲したる旨を示すべし

有罪の言渡を爲すには罪と爲るべき事實及法令の適用を示すべし刑の加重減免の理由たる事實上の主張ありたるときは之に對する判断を示すべし

無罪の言渡を爲すには犯罪構成事實を認めざることを又は被告事件罪と爲らざることを示すべし

第九十八條 引續き七日以上開延せざりし場合に於ては公判手續を更新すべし

陪審を構成すべき陪審員疾病其の他の事由に因り職務を行ふこと能はざる場合に於て補充陪審員なきとき亦前項に同じ

前二項の場合に於ては新に陪審構成の手續を爲すべし

第九十九條 裁判所は訴訟の如何なる程度に在るを問はず公訴棄却、管轄違又は免訴の裁判を爲すべき理由あることを認めたる場合に於ては陪審の評議に付せず

第十條 陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

第一百條 陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

第一百條 陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

第一百條 陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

第一百條 陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

第一百條 陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

第一百條 陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

第六十二條 第三項の申立を爲さざりしときは此の限に在らず
 四、忌避せられたる陪審員評議に關與したるときは但し評議を了る前訴訟關係人異議を述べざりしときは此の限に在らず
 五、裁判長の説示法律に違反したるとき
 六、裁判長證據として説示したるもの法律上證據と爲すことを得ざるものなるとき
 七、裁判長法律上の論點に關し不當の説示を爲したるとき
 第五條 上告裁判所原判決を破毀する場合に於ては事實の審理を爲さずして自ら裁判を爲す場合を除くの外事件を原裁判所に差戻し又は原裁判所と同様な他の裁判所に移送すべし
 破毀の理由と爲りたり事項陪審の評議の結果に影響なきものなるときは陪審の答申は其效力を有す此の場合に於ては事件の差戻し又は移送を受けたる裁判所は答申以後の手續のみを爲すべし
 第四章 陪審費用
 第六條 左に掲ぐるものを以て陪審費用とし訴訟費用の一部とす
 一、陪審員の呼出に要する費用

二、陪審員に給與す可き旅費日當及止宿料
 第七條 陪審費用は第三條の場合に於て刑の言渡を爲すときは其の全部又は一部を被告人の負擔とす
 第五章 罰則
 第八條 陪審員は左の場合に於ては五百圓以下の過料に處す
 一、故なく呼出に應ぜざるとき
 二、宣誓を拒みたるとき
 三、第八十三條第一項の規定に違反したるとき
 四、故なく退廷したるとき
 五、第八十四條の指示に違反したるとき
 第九條 陪審員評議の顛末又は各員の意見若し其の多少の數を漏泄したるときは千圓以下の罰金に處す
 前項の事項を新聞紙其の他の出版物に掲載したるときは新聞紙に在りては編輯人及發行人其の他の出版物に在りては著作人及發行者を二千圓以下の罰金に處す
 第十條 裁判長の許可を受けずして陪審の評議室に入り又は陪審の評議を了る前裁判所内に於て陪審員と交通したる者は五百圓以下の罰金に處す
 第十一條 陪審の評議に付せられたる事

件に付陪審員に對し誹謗を爲し又は評議を了る前私に意見を述べたる者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す
 第十二條 過料の裁判は陪審員を呼出したる裁判所檢察の意見を聽き決定を以て之を爲すべし
 前項の決定に對しては抗告を爲すことを得此の抗告は執行を停止する効力を有す過料の裁判の執行に付ては非訟事件手續法第二百八號の規定を準用す
 第六章 補則
 第十三條 市制第六條の市に於ては本法中市に關する規定は區に、市長に關する規定は區長に之を適用す
 町村制を施行せざる地に於ては本法中町村に關する規定は町村に準ずべきものに、町村長に關する規定は町村長に準ずべき者に之を適用す
 第十四條 第十二條の直接國稅の種類は勅令を以て之を定む
 附則
 本法施行の期日は各條に付勅令を以て之を定む
 本法施行前公判期日の定りたる事件に付ては本法を適用せず

行政

中央行政官廳

内閣

内閣は國務大臣を以て組織され總理大臣、これに首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す

内閣所屬部局

内閣には官房及び恩給、拓殖、統計、印刷、資源の五局を置き内閣書記官長及各局長を置く
 賞勳局 は内閣に隸屬し勳位勳章及年金其他賞件に關する事務を掌る

各省通則

大臣 各省大臣は主管の事務につき其の責に任ずると同時に國務大臣として天皇輔弼の責に任ず
 政務次官 各省一人、大臣を佐け政務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理す
 事務次官 各省一人、大臣の命を承け帝國議會との交渉事項其の他の政務に參與す
 局長 は大臣の命を承け其の主務を掌理し局中各課の事務を指揮監督す

各省組織

行政——中央行政官廳

外務省 (魏町區霞ヶ關)

亞細亞、歐米、通商、條約の四局に分る
 外に情報部の設けあり
 内務省 (魏町區大手町二丁目)
 神社、地方、警保、土木、衛生の五局に分る、省外局社會局及復興局は内務大臣の管理に屬す
 大藏省 (魏町區大手町二丁目)
 主計、主税、理財、銀行の四局に分たれ外に預金部を置く、專賣局は大藏大臣の管轄に屬す
 陸軍省 (魏町區永田町一丁目)
 人事、軍務、兵器、經理、醫務、法務の六局に分る
 海軍省 (魏町區霞ヶ關二丁目)
 軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分る
 司法省 (魏町區日比谷町)
 民事、刑事、行刑の三局に分る
 文部省 (魏町區元衛町)
 専門學務、普通學務、實業學務、圖書、宗教の五局に分る
 農林省 (魏町區大手町二丁目)
 農務、山林、水産、畜産の四局に分る
 商工省 (京橋區木挽町十丁目)
 商務、工務、鐵山の三局外に特許局は商

工大臣の管理に屬す

逓信省 (魏町區大手町二丁目)
 通信、電氣、管船、航空、經理の五局及び貯金局、簡易保險局に分る
 鐵道省 (魏町區永樂町)
 監督、運輸、建設、工務、工作、電氣、經理の七局に分る

内閣

内閣總理大臣	男爵 田中 義一
外務大臣	兼攝 田中 義一
内務大臣	望月 圭介
大藏大臣	三土 忠造
陸軍大臣	白川 義則
海軍大臣	岡田 啓介
司法大臣	原 嘉道
文部大臣	勝田 主計
農林大臣	山本 悌二郎
商工大臣	中橋 徳五郎
逓信大臣	久原 房之助
鐵道大臣	小川 平吉
内閣書記官長	鳩山 一郎
法制局長官	前田 米藏
警視總監	宮田 光雄
外務政務次官	森 田 實
事務次官	吉田 實

參典官	植原悦二郎	司法政務次官	廣田國松	事務次官	桑山鉄男
內務政務次官	秋田清	事務次官	小原直	參典官	向井倭雄
參典官	潮惠之助	文部政務次官	磯部尙	參典官	上野安太郎
大藏政務次官	加藤久米四郎	事務次官	山崎達之輔	參典官	八田嘉明
參典官	大口喜六	農林政務次官	栗屋謙	參典官	志賀和多利
陸軍政務次官	山口英一	事務次官	安藤正純	殖民地長官	山梨半造
參典官	竹内友治郎	事務次官	東壽武	朝鮮總督	池上四郎
海軍政務次官	中將 阿部信行	事務次官	阿部壽政	同政務總監	川村竹治
參典官	中將 八田宗吉	事務次官	砂田重政	臺灣總督	河原田綠吉
事務次官	內田信也	事務次官	吉植庄一郎	同總務長官	木下謙次郎
參典官	大角岑生	事務次官	四條隆英	關東廳長官	水田勝助
參典官	中將 松本君平	事務次官	牧野良三	南洋廳長官	豐田勝藏
		事務次官	廣岡宇一郎	樺太廳長官	

歷代內閣一覽表

成立	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣	鐵道大臣
明治 一八、三、三	伊藤 博文 井上 馨 伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文	伊藤 博文
二、四、二〇	黑田 清隆 三條 實美	重信 西郷	山縣 有朋	松方 正義	大山 巖	西郷 從道	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
三、三、三〇	山縣 有朋 青木 周藏	西郷 從道	山縣 有朋	正義 大山	巖 西郷	西郷 從道	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚

備考 左表中印は兼任 印は臨時 農商務大臣の欄中△印は商工 ○印は農林大臣である

成立	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣	鐵道大臣
四、五、六	松方 正義	榎本 武揚	西郷 從道	松方 正義	大山 巖	西郷 從道	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
五、八、八	伊藤 博文 黑田 清隆	宗光 井上 宗光 野村	陸奥 宗光 西園寺 公望	板垣 退助 渡邊 國武	大山 巖 西郷 從道	西郷 從道	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
九、九、八	松方 正義	大隈 重信	西郷 從道	松方 正義	高島 駒之助	西郷 從道	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
二、一、三	伊藤 博文	西郷 從道	西郷 從道	西郷 從道	西郷 從道	西郷 從道	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
二、六、三	大隈 重信	板垣 退助	板垣 退助	板垣 退助	板垣 退助	板垣 退助	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
二、二、八	山縣 有朋	周藏 西郷	周藏 西郷	周藏 西郷	周藏 西郷	周藏 西郷	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
三、一〇、九	伊藤 博文	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
三、六、二	桂 太	曾根 荒助	曾根 荒助	曾根 荒助	曾根 荒助	曾根 荒助	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
三、九、一	西園寺 公望	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
四、一、七	西園寺 公望	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚
四、七、二	桂 太	寺内 正毅	寺内 正毅	寺内 正毅	寺内 正毅	寺内 正毅	山田 顯義	森 有禮	谷 干城	榎本 武揚	榎本 武揚

行政一覽表

昭和三十二年	田中 義一	●田中義一	望月 圭介	三土 忠造	義則岡田	啓介原	嘉道水野	勝田主計	久原房之助	小川 平吉
四、八、三〇	四國寺公望	●林 發原	敬山本	達雄石本	新六齋藤	實松田	正久長谷	●牧野純孝	牧野仲顯	仲顯林
大正三、三	桂 太郎	●桂 太郎	兼武若槻	禮次郎木越	安綱齋藤	實松室	致紫田	家門仲小路	廉後藤	新平
二、二、二〇	山本權兵衛	牧野 仲顯	敬高橋	是清木越	安綱齋藤	實松田	正久奧田	義人山本	達雄元田	肇
三、四、六	大隈 重信	加藤 高明	●大隈重信	若槻禮次郎	岡市之助	八代六郎	尾崎 行雄	義人大岡	育造	兼武武富
五、一〇、九	寺内 正毅	●寺内正毅	後藤 新平	寺内正毅	大島 健一	加藤友三郎	松室 致岡田	良平仲小路	廉田 健治郎	
七、九、三	原 敬	●原 敬	内田 康哉	床次竹二	高橋	是清田中	山梨 牛造	加藤友三郎	原 大木	遠吉
一〇、一、一三	高橋 是清	内田 康哉	床次竹二	●高橋是清	山梨 牛造	加藤友三郎	大木 遠吉	中橋德五郎	山本 達雄	野田卯太郎
二、六、二	加藤友三郎	内田 康哉	水野鍊太郎	市來 乙彦	山梨 牛造	加藤友三郎	大木 遠吉	中橋德五郎	山本 達雄	野田卯太郎
三、九、二	山本權兵衛	●山本權兵衛	伊集院彦吉	後藤 新平	井上準之助	田中 義一	財部 彪	●田健治郎	犬養 毅	健治郎
三、一、七	清浦 奎吾	松井慶四郎	水野鍊太郎	勝田 主計	字垣 一成	村上 格一	鈴木喜三郎	江木 千之前田	利定藤村	義朗小松
三、六、二	加藤 高明	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口 雄幸	字垣 一成	財部 彪	高橋 是清	犬養 毅	健治郎	犬養 毅
四、八、二	加藤 高明	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口 雄幸	字垣 一成	財部 彪	高橋 是清	犬養 毅	健治郎	犬養 毅
五、一、三	若槻禮次郎	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口 雄幸	字垣 一成	財部 彪	高橋 是清	犬養 毅	健治郎	犬養 毅

縣 廳

知事、部長並課長

- 知事 丸茂 藤平
- 内務部長(書記官) 中島 萬平
- 警察部長(書記官) 三井 鏡
- 學務部長(書記官) 栗田 五百枝
- 官房主事(地方事務官) 藤野 英陽
- 庶務課長(地方事務官) 三好 重夫
- 地方課長(地方事務官) 佐藤 二郎
- 土木課長(地方技師) 中原 藤一郎
- 農務課長(地方事務官) 田村 浩
- 商工水産課長(地方事務官) 黒澤 喜一郎
- 山林課長(地方技師) 西澤 治郎
- 耕地整理課長(地方技師) 坂部 重遠
- 會計課長(屬) 小島 鐵熊
- 學務課長(地方視學官) 藤澤 秀三郎
- 社寺兵事課長(地方事務官) 崎田 義雄
- 社會課長(地方事務官) 桃井 直美
- 高等警察課長(警部) 高橋 小兵衛
- 特別高等警察課長(地方警視) 工藤 慶一
- 警務課長(警部) 鈴木 要吉
- 保安課長(地方警視) 櫻井 三郎
- 衛生課長(地方技師) 東海林 豊治
- 刑事課長(警部) 小守林 助藏

各課の組織及事務分掌

「知事官房」秘書係、文書係、統計係を置き左の事務を分掌せしむ

- 一、御眞影 秘書係
 - 二、行幸啓及献納
 - 三、機密文書
 - 四、官吏の定員
 - 五、官吏の進退賞罰身分及勤惰
 - 六、恩給扶助料及一時給與金
 - 七、叙位叙勳
 - 八、官印、縣印の管守
 - 九、廳中の儀式
 - 十、處務及服務規程
 - 十一、褒賞
 - 十二、宿直に關する事項を管掌す
- 文書係
- 一、文書の收受發送
 - 二、文書の淨寫
 - 三、文書の編纂保存
 - 四、官報々告
 - 五、縣令規程の編纂
 - 六、縣報發行
 - 七、圖書保管に關する事項を管掌す
 - 一、縣統計
- 二、内閣統計材料
 - 三、學事統計
 - 四、農林省統計報告
 - 五、商工省統計報告
 - 六、内務報告例(一部)
 - 七、國勢調査
 - 八、縣統計書の編纂及刊行
 - 九、勞働統計
 - 十、軍需工業動員に關する事項を管掌す
- 「内務部」庶務課、地方課、土木課、農務課、商工水産課、山林課、耕地整理課、會計課を置き左の事務を分掌せしむ
- 一、貴族院多額納稅者議員選舉
 - 二、衆議院議員選舉
 - 三、縣會議員選舉
 - 四、縣會及縣參事會
 - 五、縣經濟に屬する歳入歳出豫算
 - 六、縣債
 - 七、縣稅賦金、使用料、手数料の賦課、徵收方法
 - 八、縣稅賦課の監査
 - 九、縣有財産
 - 十、縣公團管理
 - 十一、縣公會堂管理
 - 十二、民籍
 - 十三、他部課の主管に屬せざる事項を管

學務

地方課

- 一、市町村其他地方公共團體の行政監督
- 二、水利組合の行政監督
- 三、市町村の廢置分合及區域並名稱變更に關する事項を管掌す

土木課

- 一、道路、橋梁、河川、港灣、堤塘、溜池、溝渠及砂防
- 二、營繕
- 三、鐵道、軌道、索道
- 四、陸地測量標
- 五、土地收用及使用
- 六、國有土地水面
- 七、公有水面埋立
- 八、上下水道の工事
- 九、縣廳舍及庭園
- 十、水利
- 十一、公會堂の營繕に關する事項を管掌す

農務課

- 一、普通農事
- 二、農會
- 三、自作農創設維持
- 四、病虫害除豫防
- 五、肥料取締
- 六、副業

- 七、穀物検査
- 八、氣象觀測
- 九、畜産
- 十、獸醫及蹄鐵工
- 十一、家畜傳染病(狂犬病を除く)
- 十二、蠶絲業及蠶業取締に關する事項を管掌す

商工水産課

- 一、銀行、無盡業、信託業、其他金融業
- 二、商工業
- 三、商工會議所及市場
- 四、通信、運輸
- 五、博覽會、共進會及品評會
- 六、船舶
- 七、度量衡
- 八、重要物産同業組合其他諸組合
- 九、産業倉庫
- 十、農業倉庫
- 十一、水産に關する事項を管掌す

山林課

- 一、營林監督
- 二、保安林並森林開墾
- 三、林業上土地收用使用
- 四、森林組合
- 五、林業に關する同業組合其他諸組合
- 六、地方森林會
- 七、植樹獎勵

- 八、林産物獎勵
 - 九、縣有植範林
 - 十、公有林野入會整理及部落有林野統一
 - 十一、社寺有林施業
 - 十二、森林保護
 - 十三、林野火入整理許可區域指定
 - 十四、木炭検査
 - 十五、公有林野官行造林
 - 十六、山林會
 - 十七、木炭倉庫
 - 十八、礦業
 - 十九、其他林業に關する事項を管掌す
- 耕地整理課
- 一、耕地整理及土地改良
 - 二、開墾助成
 - 三、開墾地移住獎勵
 - 四、土地利用調査
 - 五、耕地整理施業に伴ふ國有土地水面の管理及處分
 - 六、農業水利
 - 七、耕地整理に伴ふ大字、字、區域變更並字名改稱に關する事項を管掌す
- 會計課
- 一、國費の支出支拂及其の證明
 - 二、租税外諸收入
 - 三、國庫諸貸付金
 - 四、恩給負擔分擔

- 五、出納官吏及縣出納吏
- 六、有價證券其他縣費貸付金證書保管
- 七、國費の給與規程
- 八、縣經濟に屬する歳出豫算令達
- 九、縣經濟の收出及支拂
- 十、縣經濟の決算
- 十一、縣稅及縣稅外諸收入の徵收
- 十二、各縣の縣經濟に屬する出納検査
- 十三、出納計算の検査及責任解除
- 十四、保證金及擔保品の出納並其の保管
- 十五、縣金庫
- 十六、一時借入金及其の償却
- 十七、物品の調度保管及出納
- 十八、官沒品及不用品の處分
- 十九、給仕小使其他備人の進退
- 二十、廳中の取締に關する事項を管掌す

〔學務部〕學務課、社寺兵事課、社會課を置き左の事務を分掌せしむ

學務課

- 一、學校に奉職する 御眞影及勅語贈本
- 二、學校、幼稚園の設置廢止及設備
- 三、學校組合及學區の設置、廢止
- 四、教育資金
- 五、學校職員の恩給
- 六、學校基本財産及積立金
- 七、學校委員
- 八、學校醫學、衛生

- 九、就學兒童獎勵並猶豫、免除
- 十、義務教育費國庫負擔金並國庫補助金
- 十一、史蹟名勝天然記念物
- 十二、教員住宅
- 十三、學校、幼稚園授業料、保育料
- 十四、教育學藝に屬する法人
- 十五、學事の視察、監督及獎勵
- 十六、學校、幼稚園職員の進退、賞罰及身分
- 十七、教員檢定及免許狀
- 十八、教育會、講習會及其他學事會
- 十九、年功加俸
- 二十、壯丁教育調査
- 二十一、其他他教育學藝に關する事項を管掌す

社寺兵事課

- 一、兵事
- 二、神職の進退、賞罰及僧侶の身分
- 三、神社、寺院、佛堂及宗教に關する事項を管掌す

社會課

- 一、社會事業の助成、監督並聯絡統一
- 二、勞資協調
- 三、職業紹介所、公營住宅、住宅組合、公設市場、公設浴場、公益質屋其他經濟的保護施設
- 四、姪産婦保護、公設産婆、托兒所、養育

- 事業、感化教育其他兒童保護施設
- 五、勤儉獎勵
 - 六、生活改善其他社會改良
 - 七、戶主會、主婦會
 - 八、罹災救助、窮民救助、其他賑恤救濟
 - 九、行旅病人及行旅死亡人
 - 十、軍人救護
 - 十一、恩賜財團、濟生會施療施業
 - 十二、免囚保護
 - 十三、移民
 - 十四、運動競技其他體育
 - 十五、社會教育
 - 十六、男女青年團
 - 十七、圖書館
 - 十八、青年訓練所
 - 十九、其他、他部課に屬せざる社會事業に關する事項を管掌す

〔警察部〕高等警察課、特別高等警察課、警務課、保安課、衛生課、刑事課を置き左の事務を分掌せしむ

高等警察課

- 一、政治警察に關する事項
 - 二、宗教警察に關する事項
 - 三、出版警察に關する事項
 - 四、前各號の外普通高等警察に關する事項
- 特別高等警察課
- 一、思想問題、勞働問題其他社會問題の

取締に關する事項

- 二、外事警察に關する事項
- 三、前各號の外特別高等警察に關する事項

警務課

- 一、警察部に屬する文書の收受發送及淨寫
- 二、警察部に屬する文書の編纂及保存
- 三、警備、警備
- 四、紀律
- 五、警察區劃及巡查配置
- 六、巡查の進退、賞罰、身分及勤惰
- 七、巡查召集及其の教習訓練
- 八、警部補巡查恩給扶助料、療治料、給助料、弔祭料等給與
- 九、警察賞與
- 十、戸口調査
- 十一、警察用電話
- 十二、警察衛生統計
- 十三、巡查精勤證書授與
- 十四、警察部の宿直
- 十五、警察部に屬する小使給仕其他備人の進退
- 十六、警察部長印及部印の管守
- 十七、警察巡閱、巡視、監督
- 十八、非常召集
- 十九、警察部に屬する物品調度保管及出納

納

- 二十、警察部に屬する不用品處分
- 二十一、警察共済組合
- 二十二、警察部中他課の主管に屬せざる事項を管掌す

保安課

- 一、御紋草及徽章
- 二、變災警防
- 三、狩獵
- 四、交通上の取締
- 五、船燈、信號器監査
- 六、難破船、漂流物、遺失物及埋藏物
- 七、寄附金募集
- 八、汽機汽機取締
- 九、工場法施行其他工場取締
- 十、銃砲火藥爆發物其他危險物取締
- 十一、電氣事業監督
- 十二、市場及諸興行其他群衆取締
- 十三、營業取締
- 十四、風紀取締
- 十五、海外渡航
- 十六、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工業労働者最低年齢法施行
- 十七、労働争議調停
- 十八、其他保安に關する事項を管掌す
- 刑事課
- 一、犯罪豫防

九區

- 二、犯罪捜査
- 三、刑事鑑識
- 四、移動警察
- 五、違警罪即決
- 六、變死、變傷者
- 七、釋放者
- 八、刑事要視察人
- 九、保護青少年少女の視察
- 十、囚人刑事被疑者被告人等留置及押送
- 十一、貨幣、紙幣又は銀行券の偽造變造
- 十二、所在不明者捜索
- 十三、其他刑事に關する事項を管掌す

衛生課

- 一、飲食物其他物品取締
- 二、屠場及屠畜
- 三、飲料水、上水及下水
- 四、汚物掃除
- 五、墓地、火葬場及埋、火葬
- 六、獸屍埋場、化製場及獸屍の處分
- 七、鑛泉及湯屋衛生
- 八、中毒
- 九、保健調査
- 十、工場、工場法の適用を受けざる衛生
- 十一、傳染病、特種傳染病及地方病
- 十二、狂犬病
- 十三、痘瘡及血清其他細菌學的豫防治療品

職務權限

知事官房に主事、課に課長を置く
官房主事は上司の指揮を受け知事官房の事務を掌理す、課長は上司の指揮を受け其の課に屬する事務を掌理す
課長は必要に依り課に係を設くることを得係には主任を定むべし
課長は課員の事務の擔任を定むべし
臨時又特別の事務に付ては前各條の分掌に拘らず別に委員若し主任を定め之を處理せしむることあるべし
主管の明ならざる事項あるときは知事官房に在りては官房主事、部内に在りては部長之を決し知事官房及部間にありては知事の裁定を受くべし

行政一覽

歴代知事と部長

知事

氏名	任年月日	職令	在職年限
島 惟精	明治 三、三〇	縣令	一、二
石 井 省一	明治 三、三〇	縣令	一、二
石 井 省一	明治 三、三〇	知事	一、二
服 部 直方	明治 三、三〇	知事	一、二
末 弘 直方	明治 三、三〇	知事	一、二
北 條 元吉	明治 三、三〇	知事	一、二
押 川 則吉	明治 三、三〇	知事	一、二
笠 井 信一	明治 三、三〇	知事	一、二
堤 定次郎	明治 三、三〇	知事	一、二
大 津 麟平	明治 三、三〇	知事	一、二
牛 沼 竹雄	明治 三、三〇	知事	一、二
牛 塚 虎太郎	明治 三、三〇	知事	一、二
後 藤 祐明	明治 三、三〇	知事	一、二
得 能 佳吉	明治 三、三〇	知事	一、二
丸 茂 藤平	明治 三、三〇	知事	一、二
岡 綱紀	明治 七、一〇	知事	一、二
山 田 春三	明治 七、一〇	知事	一、二
加 藤 治幹	明治 七、一〇	知事	一、二
森 岡 真	明治 七、一〇	知事	一、二
松 澤 光憲	明治 七、一〇	知事	一、二
淺 田 知定	明治 七、一〇	知事	一、二
渡 邊 孝	明治 七、一〇	知事	一、二

警察部長

氏名	任年月日	在職年限
武井才次郎	明治 三、三〇	一、二
池 永 端	明治 三、三〇	一、二
帆 足 準三	明治 三、三〇	一、二
田 中 正太郎	明治 三、三〇	一、二
永 田 秀次郎	明治 三、三〇	一、二
田 中 次郎	明治 三、三〇	一、二
松 村 才知	明治 三、三〇	一、二
豊 島 憲	明治 三、三〇	一、二
柿 沼 竹雄	明治 三、三〇	一、二
永 田 龜作	明治 三、三〇	一、二
松 原 權四郎	明治 三、三〇	一、二
大 森 佳一	明治 三、三〇	一、二
久 米 成夫	明治 三、三〇	一、二
坂 本 暢	明治 三、三〇	一、二
中 島 万平	明治 三、三〇	一、二
鳥 田 守正	明治 三、三〇	一、二
野 中 久	明治 三、三〇	一、二
山 田 春三	明治 三、三〇	一、二
久 保 誠之	明治 三、三〇	一、二
繩 脇 成苗	明治 三、三〇	一、二
笠 井 信一	明治 三、三〇	一、二
平 井 光長	明治 三、三〇	一、二
小 野 木 原次郎	明治 三、三〇	一、二
池 松 時和	明治 三、三〇	一、二
力 石 雄一	明治 三、三〇	一、二

先五

昭和三、一、一〇	三井	饒	一、四
昭和三、一、一〇	伴	東	一、三
昭和三、一、一〇	山口	織之進	一、四
昭和三、一、一〇	久米	成夫	二、二
昭和三、一、一〇	新開	諦觀	二、三
昭和三、一、一〇	古宇田	昌	〇、四
昭和三、一、一〇	澤田	竹治郎	〇、〇
昭和三、一、一〇	梅谷	光貞	一、八
昭和三、一、一〇	齋藤	行三	〇、九
昭和三、一、一〇	岩田	三衛	四、三
昭和三、一、一〇	石原	三衛	一、九

學務部長

大正五、七、一 關 壯二 〇、二
 昭和二、二、二九 栗田 五百枝

支

下閉伊支廳 加藤 守道
 支廳長(地方事務官)
 九戸支廳 澤野 房次郎
 支廳長(地方事務官)
 位置及管轄區域
 下閉伊支廳 (宮古町)
 區域 宮古町、山田町、崎山村、田老村

小本村、田野畑村、普代村、岩泉町、有藝村、安家村、小川村、大川村、山口村、千徳村、花輪村、茂市村、刈屋村、川井村、門馬村、小國村、磯鷄村、津輕石村、重茂村、豊間根村、大澤村、織笠村、船越村
 九戸支廳 (久慈町)
 區域 久慈町、長内村、宇部村、野田村、山根村、山形村、大川目村、夏井村、侍濱村、中野村、種市村、大野村、輕米町、小輕米村、晴山村、江刺家村、伊保内村、戸田村、葛巻村、江刈村

職務權限

- 一、支廳長は地方事務官を以て之に充つ知事の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を掌理し部下の官吏を指揮監督す
- 二、支廳長は行政事務に付其の部内の町村長を指揮監督す
- 三、支廳長は町村長の處分にして成規に違ひ公益を害し又は權限を冒すものありと認むるときは其の處分を取消し又は停止することを得

委任事項

左に掲ぐる事項は支廳長之を處理すへし

- 一、雇員の採用、解雇及賞與
- 二、所屬雇員の賜暇、旅行及除服出仕
- 三、復姓、改名
- 四、船艦札規定に依る船艦札
- 五、町村立小學校、青年訓練所、中等學校並實業學校職員の賞與
- 六、町村立小學校、青年訓練所、中等學校並實業學校職員の除服出仕
- 七、町村立小學校、青年訓練所、中等學校並實業學校職員の旅行
- 八、學齡兒童就學免除
- 九、小學校學級編成
- 十、小學校兒童出席督勵
- 十一、小學校長地域外居住
- 十二、高等小學校授業料徴收
- 十三、小學校夏季、冬季休業日の變更及臨時休業
- 十四、郷社以下神社の社掌定員
- 十五、郷社以下神社修繕に關する事項(但し式内社及特別由緒ある神社を除く)
- 十六、郷社以下神社に關し明治四十一年内務省令第十二號神社の財産登錄及管理並會計(第五條及第十六條第二項に關する事項)
- 十七、郷社以下神社に關し大正二年内務省令第六號官國幣社以下神社の祭神、

- 神社名、社格、明細帳、境内、創立、移轉、廢合、參拜、拜觀、寄附金、講社、神札等(第二十七條及第二十八條に關する事項)
- 十八、佛像開帳に關する事項
 - 十九、寺院佛堂境内枯損及障木竹伐採
 - 二十、寺院佛堂境内地使用
 - 二十一、寺院佛像修繕(但し其の創立文明十八年以前のものを除く)
 - 二十二、漁業組合假理事選任
 - 二十三、水難救護法施行細則第七條第二項及第三項に依る地方習慣上の勞務賃金率認可

代決事項

- 支廳長の職に在る縣官吏代決事項左の如し
- 一、有給町村長にして他の報償ある業務に従事する場合の許可
 - 一、特別の事情ある町村に於て町村長又は助役をして収入役の事務を兼掌せしむる場合の許可
 - 一、町村に於ける非常災害の場合に於て危険防止の必要あるとき町村内の居住者をして之が防禦に従事せしむること
 - 一、町村制第四百一十一條第一項及第二項の規定に依り監督上必要な報告、書

- 類、帳簿を徴し實地につき事務を視察し又は出納を検閲し命令を發し若くは處分すること
- 一、町村長、助役、収入役及副収入役に故障あるとき臨時代理者の選任若くは支廳官吏の派遣又は其の代理者の給料旅費額の決定
 - 一、町村條例廢止の許可
 - 一、町村制第九十條の規定に依る舊慣の變更及廢止上の許可
 - 一、町村費寄附又は補助の許可
 - 一、町村手数料及び加入金の新設、増額及變更の許可
 - 一、町村制第二百二條第一項、第二項及第四項の規定により數人又は町村の一部に費用を負擔せしむる事の許可
 - 一、市制町村制施行令第一條の規定に依る豫算の許可
 - 一、市制町村制施行規則第三十條の規定に依る市町村吏員の事務引繼及延期の許可
 - 一、市制町村制施行規則第四十二條の規定に依る資金前後及概算拂の許可
 - 一、市制町村制施行規則第六十四條の規定に依る歲計現金預入の許可
 - 一、市制町村制施行規則第六十五條の規定に依る

定に依る財務に關し規定したる事項の許可

- 一、町村吏員の恩服及旅行
- 一、町村制施行特別例第二條規定に依る職務の權限
- 一、町村吏員事務引繼に關する報告書處理
- 一、町村公民に限りて擔任すべき職務に在る吏員又は職に就きたるが爲町村公民たる者にして禁錮以上の刑に當るべき罪の爲豫審又は公判に付せられたる場合職務の執行停止
- 一、市町村事務報告規程の規定に依る報告中左の事項を除くの外處理
 - (一) 町村長、助役の就職及異動
 - (二) 町村長の爲したる町村吏員の懲戒處分
 - (三) 他人の土地を使用し又は收用したる願末
 - (四) 町村に係る訴訟及和解
 - (五) 町村内に於ける非常事變紛議其の他重要な事項
 - (六) 町村役場、學校等の盜難、水火災其の他の異狀
- 一、農會法第二十條第二項の規定に依る町村農會の收支豫算、經費の分賦、收入方法、借入金及會則變更認可

- 一、農會法第二十一條第三項、第四項の規定に依る郡農會及町村農會の總會召集の認可及總會召集の命令
- 一、農會法第二十七條第三項の規定に依る町村農會の會長及副會長の選任認可
- 一、農會法第三十八條第二項の規定に依る郡農會及町村農會の清算人選任
- 一、農會法第三十九條第二項の規定に依る町村農會の清算方法及財産處分の認可
- 一、農會法第四十條の規定に依る町村農會の清算方法、財産處分の變更命令及清算人の解任
- 一、農會法施行規則第三十條の規定に依る事業報告及收支決算受理
- 一、農會法施行規則第三十五條の規定に依る町村農會の清算終了届の受理
- 一、農會法施行規則第三十六條の規定に依る町村農會の役員の選任解任及び清算人の就任退任に關する届の受理
- 一、小學校代用教員の採用、俸給、解職
- 一、小學校令施行規則第十七條の二の規定に依る二部教授を爲す場合の毎週教授時數の認可
- 一、小學校令施行規則第五十二條の規定に依る補習科の教科目、教科用圖書、修業年限、教授日數、教科時間及毎週教授時數の認可

- 時數の認可**
- 一、小學校令第二十七條第三項の規定に依る小學校臨時閉鎖の命令及報告受理
 - 一、郷社以下神社境内建札の指揮
 - 一、寺院、佛堂境内地の土砂、切芝の採取及樹根の採掘許可

行政區劃

市町村區劃

- 郡市町村名(△印は町。括弧内は大字名)
- 盛岡市**
- 内丸、仁王小路、日影門外小路、新山小路、長町、材木町、茅町、仁王、上田新小路、上田小路、上田興力小路、上田組町、三戸町、帷子小路、平山小路、四ッ家町、谷小路、花屋町、大工町、油町、八日町、本町、下小路、不來方町、大澤川原小路、新築地、紙町、加賀野、山岸町、山岸鍛冶町、内加賀町、加賀野新小路、新庄加賀野、新小路、葺手町、着町、吳服町、生姜町、八幡町、餌差小路、志家六日町、小人町、新穀町、穀町、馬町、鉦屋町、青物町、十三日町、上表小路、馬場小路、川原小路、鷹匠小路、大清水小路、多賀、川原町、上小路、東中野、神子田、仙北町、仙北組町、下厨川、新田

- 町、三ッ割、山岸、上米内、下米内、上田
- 岩手郡**
- 玉山村(上田、川又、日月、玉山)
 - 巖川村(加賀野、新庄、淺岸)
 - 淺岸村(加賀野、新庄、淺岸)
 - 築川村(築川、川目、根田茂、砂子澤)
 - 中野村(東中野、門、東安庭)
 - 本宮村(仙北町、本宮、向中野、下鹿妻)
 - 太田村(下太田、中太田、上太田、上鹿妻、猪去)
 - 御所村(南畑、霧宿、樂、西安庭)
 - 御明神村(上野、橋場、御明神)
 - 西山村(西根、長山)
 - 零石村
 - 瀧澤村(瀧澤、鶴飼、大澤、篠木、大釜)
 - 厨川村(下厨川、上厨川、土淵、平賀新田)
 - 川口村
 - 卷畑村(寺林、巻畑、馬場、水井、好摩)
 - 渡民村(渡民、芋田、門前寺、下田、川崎松内)
 - 大更村
 - 田頭村(田頭、平笠)
 - 松尾村(松尾、寄木、野駄)
 - 平館村(平館、堀切)
 - 寺田村(寺田、上關、荒木田、帷子)
 - 一方井村(坊、一方井、黒石、葉木田、土

- 川**
- 御堂村(沼宮内、江刈内、御堂、子抱、五日市、久保、大坊)
 - △沼宮内町(沼宮内、江刈内)
- 紫波郡**
- 乙部村(乙部、手代森、黒川、大ヶ生)
 - 長岡村(江柄、北澤、東長岡、柄内、西長岡、犬吠森、草刈)
 - 赤澤村(赤澤、船久保、紫野、遠山、北田、山屋)
 - 佐比内村
 - 彦部村(星山、大巻、彦部、犬吠森)
 - 赤石村(北日詰、南日詰、大淵、平澤、櫻町)
 - 志和村(土館、片寄、上平澤、稻藤)
 - 水分村(上松本、下松本、小屋敷、吉水、南傳法寺、宮手升澤)
 - 不動村(岩清水、室岡、太田、白澤、北傳法寺、和味)
 - 煙山村(廣宮澤、煙山、赤林、又兵衛新田、南矢幅、北矢幅、上矢吹、下矢吹)
 - 飯岡村(上飯岡、下飯岡、羽場、飯岡新田、湯澤、永井)
 - 見前村(東見前、西見前、津志田、三本柳)
 - 徳田村(東徳田、西徳田、間野々、北郡山、土橋、高田、藤澤、高水寺)
 - 古館村(二日町新田、高水寺、中島、陣

- △日詰町(日詰新田、櫻町)**
- 稗貫郡**
- △大迫町
 - 内川目村
 - 外川目村
 - 龜ヶ森村
 - 八重畑村(八重畑、關口、瀧田、猪鼻、五大堂、東中島)
 - 新堀村(新堀、戸塚)
 - 矢澤村(矢澤、高松、幸田、東十二丁目、高木)

- 好地村(好地、北寺林、大瀬川、大興寺、松林寺、富澤、長谷堂)
- 八幡村(八幡、中寺林、南寺林、江曾、四中島、黒沼、小森林)
- 湯本村(湯本、北湯口、大畑、二枚橋、臺、金矢、小瀬川、桐ノ目、狼澤、糖塚)
- 宮野目村(東宮野目、西宮野目、葛、田力、庫裡、柏葉、上似内、下似内、飯豊)
- △花巻町(花巻、北萬丁目、高木)
- △花巻川口町(里川口、南萬丁目、高木、下根子、四十二丁目、外臺)
- 湯口村(湯口、圓萬寺、鍋倉、膝立、四晴山、上根子、中根子、鉛、下之澤、豊澤)
- 太田村

- 和賀郡**
- △黒澤尻町(黒澤尻町分、黒澤尻町里分)
 - 鬼柳村(上鬼柳、下鬼柳)
 - 岩崎村(煤孫、山口、岩崎、岩崎新田)
 - 横川目村(横川目、野川目)
 - 藤根村(藤根、長沼、後藤)
 - 江釣子村(上江釣子、下江釣子、滑田、新平、鳩岡崎、北鬼柳)
 - 笹間村(中笹間、北笹間、南笹間、森木、柄内、横、志田、尻平川)
 - 飯豊村(成田、村崎野、藤澤、飯豊、二子村)
 - 更木村(臥牛、更木)
 - 立花村(平澤、黒岩、湯澤、立花)
 - 中内村(毒澤、宮田、浮田、石持、落合、小通、中内、南成島)
 - 谷内村(倉澤、砂子、谷内、小友、鷹巢堂、館迫、晴山、町井、小原、田瀬)
 - 十二鋪村(十二ヶ、東晴山、安俵、北成島)
 - 小山田村(上小山田、下小山田、澤内村、新町、前郷、大野、太田、川舟、猿橋)
 - 湯田村
 - 膽澤郡
 - 衣川村(下衣川、上衣川)
 - △前澤町(白鳥、前澤、稻置)
 - 古城村(古城、稻置)

白山村 (白山、稻置)
 姉体村 (白山、秋成)
 真城村 (秋成、常磐、中野)
 小山村
 若柳村 (若柳、東田)
 南都田村 (南下幅、都島、東田)
 △水澤町 (鹽竈、北下幅、常磐)
 佐倉河村 (宇佐、下河原、常磐、満倉)
 永岡村 (永榮、永澤)
 △金ヶ崎町 (西根、三ヶ尻)
 相去村
 江刺郡
 △岩谷堂町
 愛宕村
 羽田村
 黒石村
 田原村 (田代、石原)
 藤里村
 伊手村
 米里村
 玉里村
 藤川村
 福岡村
 廣瀬村 (廣瀬、稻瀬)
 稻瀬村 (照澤、稻瀬)
 西野井郡
 永井村

浦津村
 油島村 (油田、蝦島)
 花泉村 (花泉、奈良坂)
 金澤村
 老松村
 日杉村
 彌榮村
 真瀧村 (狐禪寺、瀧澤、眞榮、三關)
 △一ノ關町
 萩莊村 (市野々、達古袋、上黒澤、下黒澤)
 殿美村 (五串、猪岡)
 山ノ目村 (赤萩、山目)
 中里村 (中里、川邊)
 平泉村 (中尊寺、戸河内、平泉)
 東磐井郡
 折壁村 (下折壁、濱横澤)
 矢越村 (上折壁、釘子)
 小梨村 (小梨、清田)
 八澤村 (砂子田、徳田、新沼、増澤)
 大津保村 (津谷川、保侶羽、大瀧)
 △藤澤町 (藤澤、西口)
 黄海村
 薄衣村
 △千厩町
 奥玉村
 磐前水村
 門崎村

松川村
 舞川村 (相川、舞草)
 長島村 (小島、長部)
 生母村 (母体、赤生津)
 田河津村
 長坂村
 狼澤村
 摺澤村
 瀧民村 (瀧民、曾根)
 興田村 (沖田、島海、中川)
 △大原町
 氣仙郡
 △盛町
 赤崎村
 大舟渡村
 末崎村
 小友村
 廣田村
 米崎村
 △高田町
 △氣仙町
 矢作村
 矢駒村
 横田村
 世田米村
 下有住村
 上有住村

日頃市村
 猪川村
 立根村
 吉濱村
 唐丹村
 綾里村
 越喜來村
 上閉伊郡
 △遠野町
 綾織村 (上綾織、下綾織、新里、鷺崎)
 鱒澤村 (上鱒澤、下鱒澤)
 小友村
 宮守村 (上宮守、下宮守)
 達曾部村
 松崎村 (松崎、駒木、白岩、光興寺)
 附馬牛村 (上附馬牛、下附馬牛、東禪寺、安居臺)
 土淵村 (土淵、柏崎、山口、枳内、飯豊)
 青笹村 (青笹、糖前、中澤)
 上郷村 (板澤、來内、細越、佐比内、平倉平ノ原)
 △釜石町 (釜石、平田)
 甲子村
 鷺住居村 (鷺住居、兩石、箱崎、片寄)
 栗橋村 (栗林、橋野)
 △大槌町 (大槌、小槌、吉里)

金澤村
 下閉伊郡
 △宮古町 (宮古、鎌ヶ崎)
 崎山村 (崎山、鎌ヶ崎)
 田老村 (田老、乙部、末前、攝待)
 山口村 (山口、近内、田代)
 千徳村 (千徳、根市、花原市)
 花輪村 (田鎖、松山、長澤、老木、花輪)
 茂市村 (茂市、暮目、腹帯)
 刈屋村 (刈屋、和井内)
 磯鶴村 (磯鶴、小山田、八木澤、高濱、金濱)
 津輕石村 (津輕石、赤前)
 重茂村 (重茂、音部)
 豊間根村 (豊間根、荒川、石峠)
 △山田町 (山田、飯岡)
 大澤村
 織笠村
 船越村
 川井村 (川井、古田、箱石、鈴久名、小内、片集、夏屋)
 門馬村 (門馬、田代、平津戸)
 小國村 (小國、江繁)
 小本村 (小本、中里、中島、斐野)
 田野畑村 (田野畑、濱岩泉、沼袋)
 普代村
 △岩泉町 (岩泉、乙茂、猿澤、二升石、尼額)

有藤村 (上有藤、下有藤、風入)
 安家村
 小川村 (穴澤、斐綿、門)
 大川村 (大川、斐内、釜津田)
 九戸郡
 △久慈町 (下大川目、門前、長久寺、長内)
 長内村 (小久慈、長内)
 宇部村
 野田村 (野田、玉川)
 山根村 (上戸鎖、下戸鎖、細野、木賣内、深山形村 (戸呂町、日野澤、小國、荷輕部、川井、霜畑、繁)
 大川目村 (上大川目、繁)
 夏井村 (大崎、鳥谷、早坂、閉伊ノ口、黒沼夏井)
 侍濱村 (南侍濱、北侍濱、白前)
 中野村 (中野、有家、小子内)
 種市村
 大野村 (大野、阿子木、帶島、水澤)
 小輕米村 (小輕米、園子、蛇口)
 △輕米町 (輕米、上館、高家、長倉)
 晴山村 (晴山、山内、狄塚)
 江刺家村 (江刺家、山屋)
 伊保内村 (伊保内、長興寺、小倉、荒谷、雪谷)
 戸田村 (戸田、山根)
 寫卷村

Table of administrative divisions and names in the top right section, including entries like 氣仙郡, 大野, and 高橋.

Table of administrative divisions and names in the middle right section, including entries like 上閉伊郡, 遠野, and 伊東.

Table of administrative divisions and names in the bottom right section, including entries like 下閉伊郡, 田崎, and 小野寺.

Table of administrative divisions and names in the top left section, including entries like 九戸郡, 船織, and 小野.

Table of administrative divisions and names in the middle left section, including entries like 二戸郡, 鳥浪, and 山形.

Vertical text describing administrative regions and camps: 管區, 菅林局區劃, 沼宮内管林署, 菅林署, 菅林署, 菅林署.

行政—行政區劃

川尻營林署

管區 和賀郡(黒澤尻町、二子村、立花村、鬼柳村、更木村、佐間村、横川目村、藤根村、江釣子村、飯豊村、岩崎村、中内村、湯田村、澤内村)膽澤郡(相去村、金ヶ崎町大字西根の一部)

水澤營林署

管區 膽澤郡、江刺郡一圓
一ノ關營林署
管區 四磐井郡一圓、東磐井郡(大津保村を除く)

盛營林署

管區 氣仙郡(米崎村、高田町、氣仙町、小友村、廣田村、矢作村を除く)

高田營林署

管區 氣仙郡(米崎村、高田町、氣仙町、小友村、廣田村、矢作村)東磐井郡(大津保村)

遠野營林署

管區 和賀郡(谷内村、十二鋪村大字東晴山字砥森國有林)上閉伊郡(達曾部村字飛龍山國有林、宮守村大字下宮守字黒日影國有林(甲子村字檜山國有林を除く))

宮古營林署

管區 下閉伊郡(小川村、大川村、小本村、田野畑村、田老村、有藝村を除く)

岩泉營林署

管區 下閉伊郡(小川村、大川村、小本村、田野畑村、田老村、有藝村)
久慈營林署
管區 下閉伊郡(普代村、安家村)九戸郡一圓

秋田營林局管内

花輪營林署
管區 二戸郡(田山村)

盛岡稅務署

盛岡稅務監督局の管轄
管轄區域 盛岡市、岩手、紫波二郡、市一、町二、村三八

花巻稅務署

管轄區域 稗貫、和賀二郡、町四、村二九
水澤稅務署
管轄區域 膽澤、江刺二郡、町三、村二四

遠野稅務署

管轄區域 上閉伊郡、町三、村一四
一關稅務署
管轄區域 東磐井、四磐井二郡、町二、村三五

盛稅務署

管轄區域 氣仙郡、町二、村二〇
下閉伊稅務署

管轄區域 下閉伊郡、町三、村二五

久慈稅務署
管轄區域 九戸郡、町一、村一九
二戸稅務署
管轄區域 二戸郡、町二、村一三

土木監督區劃

岩手縣土木課の管轄
盛岡土木管區 盛岡市
所管區域 盛岡市、岩手郡、九戸郡の内葛卷村(葛卷村の内葛卷沼宮内線の區域)
花巻土木管區 稗貫郡花巻町
所管區域 紫波郡、稗貫郡、和賀郡(谷内村を除く)

一關土木管區

西磐井郡一關町
所管區域 西磐井郡、東磐井郡、膽澤郡、江刺郡
福岡土木管區 二戸郡福岡町
所管區域 二戸郡、九戸郡(葛卷村葛卷沼宮内線の區域を除く)

遠野土木管區

上閉伊郡、氣仙郡、和賀郡(谷内村)
宮古土木管區 下閉伊郡宮古町
所管區域 下閉伊郡

官吏

高等官等級表

勅任	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等
知事	同上	書記官	同上	同上	同上	同上	同上	同上
地方技師	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
地方事務官	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
地方警視	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
地方小作官	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
師範學校長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

判任官等級表

特別級	三級	三級	三級	三級	三級	三級	三級	三級
一級俸	四級	四級	四級	四級	四級	四級	四級	四級
二級俸	五級	五級	五級	五級	五級	五級	五級	五級
月俸九十五圓未滿五十五圓以上	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
月俸八十五圓未滿五十五圓以上	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級
月俸七十五圓未滿五十五圓以上	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級
月俸六十五圓未滿五十五圓以上	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級
月俸五十五圓未滿五十五圓以上	十二級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級

地方待遇職員官等表

三等待遇	四等待遇	五等待遇	六等待遇	七等待遇	八等待遇
事務職員	同上	同上	同上	同上	同上
技術職員	同上	同上	同上	同上	同上

高等官及判任官俸給表

官等	知事	書記官	地方技師	地方事務官	地方警視	師範學校長	判任官
一等	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000
二等	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500
三等	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000
四等	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500
五等	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000
六等	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500
七等	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0
八等	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0	0
九等	2,000	1,500	1,000	500	0	0	0
十等	1,500	1,000	500	0	0	0	0
十一等	1,000	500	0	0	0	0	0
十二等	500	0	0	0	0	0	0

地方待遇職員俸給表

Table with 2 columns: 俸給 (Salary) and 待遇 (待遇). Rows include 特別俸 (特別俸), 一級 (一級), 二級 (二級), 三級 (三級), 四級 (四級), 五級 (五級), 六級 (六級), 七級 (七級), 八級 (八級), 九級 (九級), 十級 (十級), 十一級 (十一級), 十二級 (十二級).

高等試験令改正要綱

一、文官高等試験令中試験科目に關する條項を左の如く改むる事
一、行政科
必修科目 憲法、行政法、民法、經濟學

縣政

縣會

縣會の組織

現行の府縣制に依るる縣會は一定の資格を有する選舉人に依つて選舉されたる年齢滿二十五年以上の縣内市町村に公民たる男子を議員としその定数は人口七十萬未滿は議員三十名七十萬以上百萬未滿は五萬を加ふる毎に一人を増し二百萬以上は七萬を加ふる毎に一人を増す(本縣定員は三十三名)

議員の選舉

一、市制町村制改正の結果公民權の積極要件中「獨立の生計」及納稅資格を撤廢し帝國臣民たる年齢廿五才以上の男子にして二年以上市町村住民たる者はすべて市町村公民としたる事
二、選、被選舉權の資格要件は全部普通選舉法に準じたる事從て問題の「貧困に因り生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受ける者」及「六年の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者」即ち刑余者の資格規定事項等は全部衆議院議員選舉法と同一致なる

縣政——縣會

外交科

必修科目 國際公法、憲法、外國語、外交史

司法科

必修科目 憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法

一、選擇科目は現在の各科目の外十一科目を加へそのうち二科目を選択せしむ
一、新たに増加すべき選擇科目は哲學、心理學、社會學、文明史、商品學、倫理學等の一般社會科學に關する各學科とし前内閣當時の原案にあつた自然科學、數學等の諸科目はこれを加へざる事

一、口述試験科目筆記試験を受けたる科目中の二科目を選択受験せしむる事

文官任用令改正要綱

一、勅任文官の任用に關する件
(イ)自由任用の範圍は現在通りとす
(ロ)勅任文官の全部にわたつて選考任用の途を開く事
(ハ)被選考資格については幹事會において具體的立案をなさしむ

(エ)資格任用の制度については現行のままとすも官吏の進級に關する在任期間の制限は改正緩和するの必要あり

一、委任文官の任用に關するもの
(イ)自由任用の範圍は現行のままとす
(ロ)二、三の例外を除き全部に對し選考任用の途を開く事
(ハ)被選考資格については幹事會において立案せしむ

(ニ)資格任用の制定は現行のままとす
一、判任文官の任用に關するもの
(イ)選考任用の途を開く
(ロ)資格任用の範圍は現行のままとす
(ハ)被選考資格は現行のままとす
一、以上の中勅任文官選考に關しては特に選考機關を設くる事

一、選考委員會の組織に關しては幹事會をして具體的立案をなさしめ改めて審議會總會に付議する事
右選考機關に關する組織の立案ができた上更に全部の文官任用令改正の立案に着手する事

たる事

一三、市參事名譽職區長委員は市町村の推選に依り市町村會これを定むる事
尙市町村助役、收入役等の補助機關の選任に對する監督官廳の認可權を始めとし上級官廳の認可許可事項二十數項目を整理し以て自治權擴張及事務簡捷に資せり
府縣改制、被選舉權の擴張選舉方法等は大體市町村制と同一なるを以て、には單に市町村制の改正點と著しく異なる點のみを擧ぐ

議決事件

縣會は左の事件に付いて議決することを得
一、歳入歳出豫算を定むること
二、決算報告に關すること
三、法律命令に定むるものを除く外使用料、手数料、縣稅及び夫役現品の賦課徴收に關すること
四、不動産の處分並に質受讓に關すること
五、積立金敷等の設置及處分に關すること
六、歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及び額

物の抛棄を爲すこと 七、財産及び遺留物の管理方法を定むること 但し法律命令中別段の規定あるものは此の限に在らず 八、其他法律命令に依り府縣會の権限に屬する事項

議長、副議長

議長 (六〇〇圓) 副議長 (五〇〇圓)

關口松太郎 細川久

歴代正副議長

(府縣制施行以前)

中村 榮需 上田 農夫 谷河 尙忠 平田 巖 丹野 彌七郎

(府縣制施行後)

工藤 啓藏 中澤 種徳 阿部 豊年 阿部 豊年 宮杜 孝一 泉田 健吉 藤原 理八

當選年度 明治三三、〇 同 三三、三 同 三三、〇 同 三三、〇 同 三三、七 同 三三、七 大正 四、〇

副議長

氏名

大矢 馬太郎 大矢 馬太郎 長内 庄七 高橋 國治 大矢 馬太郎 關口 松太郎

大正 四、〇 同 八、〇〇 同 二、九 同 三、〇 昭和 三、〇 同 三、七

中澤 種徳 小野 哲之助 岩崎 龜治 岩持 祐助 長内 庄七 玉懸 八十九 高橋 國治 上野 廣成 佐藤 愛助 細川 久

當選年度 明治三三、〇 同 三三、四 同 三三、〇 同 三三、〇 同 三三、〇 同 三三、〇 同 三三、〇 昭和 三、〇

事務所

書記長、書記(二名)速記士(二名)を置く、書記は議事録其他の文書案を作成し、事務を掌理す、書記長は議長の指揮の下に書記の事務を監督し、公文に署名す 書記長 百岡 胤二

縣參事會

組織一縣參事會は縣知事、縣高等官二名、名譽職參事會十名を以て組織し、名譽職參事會員は縣會において議員中より選舉す(任期二ケ年)

岩手縣參事會會議規則

- 第一條 名譽職參事會員の席次は改選毎に抽籤を以て之を定め議席に番號を付す 補缺員は前任者の席を襲ふ 第二條 會員缺席するときは開會前議長に届出づべし 第三條 會議は午前十時に始む但し時宜に依り議長之を變更することを得 第四條 議案は一讀會を以て確定議とす 但會員の要求に依り會議に於て可決したるときは議長の意見に依り三讀會を経て之を議決することを得 第五條 議長は書記をして會議録を製し會議の顛末を記載せしむべし 會議録には左の事項を記載すべし 一、開會閉會の年月日 一、出席員缺席員の氏名 一、議事參與官吏吏員の官職氏名 一、議長の宣告及報告 一、會議に付したる事件名

一、議決の顛末

- 一、選舉の顛末 一、其他必要と認めたる事項 第六條 會議録に署名すべき參事會員の數は二名とし議長之を指名す 第七條 會議に關しては本則の定むる事項の外縣會會議規則第八條乃至第十一條第十七條第三十條第三十一條第三十七條第三十八條第四十一條を準用す 第四條但書の場合に於ては前項の外縣會議事規則第二十一條乃至第二十八條を準用す

委任事項

- 一、法律命令の結果に因る歳入歳出豫算更正に關する件 二、年度繰越事業に屬する歳入歳出豫算追加に關する件 三、金額二萬圓未満の歳入歳出豫算追加更正に關する件 四、既定の目的に反せざる繼續費の變更に關する件 五、起債及償還方法を變更し又は低利借替の爲にする起債及償還方法を定むる件但し縣債の總額を増加し又は償還年限を延

長することを得ず

- 六、低利借替又は前二項に因る歳入歳出追加更正に關する件 七、特別會計に屬する歳入歳出追加更正に關する件 八、歳入歳出豫算を以て定めたる不動産の處分並買受に關する件 九、歳入歳出豫算に定めざるものにして見積價格金二千圓未満の不動産處分並買受に關する件 十、歳入歳出豫算を以て定めたるものを除く外新に一千圓未満の義務を負担し若は權利の放棄に關する件

名譽職參事會員

二年十月十一日臨時縣會に於て行ひたる名譽職參事會員及名譽職參事會員補充員の選舉に當選したる者左の如し 名譽職參事會員 外岡 佐七郎 村上 順平 上館 市太郎 及川 正巳 柴田 半左衛門 荻田 甚助 高橋 榮次郎 村上 德一 村 上 德 一 郎

高橋 寬城

名譽職參事會員補充員 關口 松太郎 千葉 小平太 菊池 松雄 三浦 金之助 菊池 和太郎 東 西兵衛 小笠原 一 櫻井 弘 高橋 與平 柴田 半左衛門

縣參事會各役員決定

二年十月二十二日初の縣參事會を開會土地收用審査會委員地方森林會議員其他會員選舉を行ひ左の如く決定を見た 土地收用審査會委員 松川 昌藏 柴田 半左衛門 村上 順平 村上 德一 高橋 榮次郎 高橋 寬城 及川 正巳 高橋 寬城 市吏員懲戒審査會委員 外岡 佐七郎 高橋 榮次郎 荻田 甚助

縣會議員

(昭和二年九月改選)

舉區選 住 所 職業 氏 名 生年月日 岩手 岩手郡本宮村 農業 中村 佐一 明治三三、二、一

同 紫波 紫波郡見前村 同 紫波 紫波郡志和村

公吏 金矢 光一 明治三〇、一、二九 同 高橋 寬城 同 三、三、三〇 同 吉田 耕一郎 同 三、三、三九 同 久 同 六、九、二一

稗貫	稗貫郡花卷川口町商	業	高瀬新太郎	明治七、一、三〇	氣仙	氣仙郡高田町	木材商	柴田半左衛門	明治六、一〇、九
同	稗貫郡花卷町	同	瀨川松次郎	同 三、二、三	上閉伊	上閉伊郡遠野町	無職	菊池松雄	同 六、一、三
和賀	和賀郡黒澤尻町	同	三浦金之助	同 九、三、三	同	上閉伊郡釜石町	無職	東西兵衛	同 三、一、一
同	和賀郡湯田村	公吏	高橋榮次郎	同 四、九、三	同	上閉伊郡遠野町	無職	村上順平	同 一八、五、一六
同	同	公吏	及川正巳	同 五、八、八	下閉伊	下閉伊郡宮古町	公吏	關口松太郎	文久二、一〇、一〇
同	同	公吏	高橋與平	同 八、四、九	同	下閉伊郡小川村	公吏	上館市太郎	明治五、六、五
同	同	公吏	菊池和太郎	同 一四、九、三	同	下閉伊郡花輪村	公吏	中野徳之助	同 七、一、三
同	同	公吏	萩田甚助	同 八、三、七	同	同	同	村上徳一郎	同 三〇、六、五
同	同	公吏	江刺郡岩谷堂町	同 二〇、三、三	同	同	同	三浦榮五郎	同 三〇、三、八
同	同	公吏	西磐井郡油島村	同 二〇、三、三	同	同	同	小笠原榮一	同 三六、一、三
同	同	公吏	西磐井郡日形村	同 三、二、三	同	同	同	外岡佐七郎	同 二、五、一
同	同	公吏	東磐井郡一關町	同 二五、二、三	同	同	同	國分謙吉	同 二、二、五
同	同	公吏	東磐井郡藤澤町	同 五、一、五	同	同	同	重役大矢馬太郎	同 三、六、三
同	同	公吏	東磐井郡八澤村	同 三、七、一	同	同	同	龜島重治	同 四、九、三
同	同	公吏	氣仙郡上有住村	同 三、二、〇	同	同	同	同	同 四、九、三

都市計畫地方委員選舉

三年七月五日縣會議員に於いて選舉を執行した結果左記二氏當選した

吉田耕一郎
千葉小平太

岩手縣會議規則

第一章 議員の議席及選舉會

第一條 議員の議席は議員改選毎に抽籤を以て之を定め各席番號を付す

第二條 議長の選舉會は年長の議員議長の職務を行ひ假議長を選舉す

第二章 議事日程開議散會及延會

第三條 議長は議事日程を定めて少くとも會議一日前之を議員に報告す

第四條 凡て會議に付すべき事件及次序並開議の時は之を議事日程に記載す

第五條 緊急事件に付き開議の動議を起すものあるときは議長自ら緊急事件を認むるときは討論を用ひずして議會に諮ひ議事日程を變更することを得

第六條 議事日程に指定したる日に於て其の記載事件の會議を開くこと能はざるときは會議終局に至るときは議長は更にその日程を定む

第七條 會議は通常午後一時に始む

第八條 議事開始の時刻に至るときは議長その席に着き請般の報告をなして後に會議を開くことを宣告す議長開議を宣告せざる間は何人も議事に付き發言することを得

第九條 議事日程に記載したる議事を終りたるときは議長は議會に諮ひして散會を宣告す

議事未だ終らざるも午後四時に至るときは議長は延會を宣告することを得但し緊急の議事に付てはこの限にあらす議長散會又は延會を宣告したる後は何人も議事に付き發言することを得

第三章 議事

第一節 動議發議及再議

第十條 議案に對する修正の動議は其の案を具へ之を議長に提出し又は會議に於て口述す

但し議長は文書の提出を求むることを得

第十一條 議案の發議はその案を具へ意見書案の發議はその案を具へ若は其の要領を記し規定の賛成者と共に連署して是を議長に提出し議長は印刷して是を各議員に配布す

但し其の簡單なるものは印刷を省略し會議に於て朗讀通告をなすことを得

第十二條 議案に對する修正の動議意見書案及議案の發議は二人以上の賛成あるにあらざれば議題となすことを得

第十三條 委員の報告に係る修正は賛成者を須たすして議題となす

第十四條 特に規定したる場合を除く外凡て動議は賛成者あるにあらざれば議題となすことを得

第十五條 議員其の動議發議を撤回すも雖

も他の議員規定の賛成者と共に之を繼續することを得

第十六條 凡て會議に於て否決したる議員提出の議案及意見書案は同會期中に於て再び之を提出することを得

第十七條 修正案原案共に過半数の賛成を得ざる場合に於て廢棄すべからざるものと議決するときは特に委員をしてその案を起さしめ會議に付することを得

第二節 議會

第十八條 凡て議事を開くときは議長は書記をして議案を朗讀せしむべし但し議長は便宜議案の朗讀を省略せしむることを得

第十九條 凡て議案は三讀會を経て之を議決すべし但し議員二人以上の要求又は議長の見解に依り議會之を可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十條 第一讀會は議案を各議員に配布したる後少くとも一日を隔てて之を開くべし但し緊急事件はこの限にあらす議長は議會に諮ひ前項開會、時日を短縮することを得

第二十一條 第一讀會に於ては議案は大体を附議したる後第二讀會を開くや否やを決すべし若し委員に附託するの動議あり

て之を可決したる時は其の報告を待ち第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

第二讀會を開くべし或は之を議決すべし

は法律規則に抵触する事項あることを發見し必要の修正を動議するはこの限にあらず

第三節 討論

第二十九條 凡て發言せんと欲するものは起立して議長と呼び其の許しを待て發言すべし

第三十條 二人以上起立して發言を求むるときは議長は先起立者と認むる者をして發言せしむ同時の起立なるときは議長の指定する所に依る

第三十一條 討論は議題外に涉ることを得ず

第三十二條 議員動議を提出するも議題に爲らざるものに對して他議員討論するを得ず

第三十三條 議長自ら討論に興らむるときは議長に著き副議長をして議長席に着かしむべし

第三十四條 議長討論に興りたるときは其の問題の表決に至るまで議長席に復することを得ず

第三十五條 發言者未だ盡すも雖も議長討論終結と認むるときは議會に諮ひ討論を用ひずして之を決定すべし

第三十六條 凡て發言は演壇に於て之をなすも又は議席にありて之をなすも發言者

の自由に任す

第四節 表決

第三十七條 表決の際議場に現在せざる議員は表決に加ふことを得ず

第三十八條 修正案は原案に先ちて決むるべし

第三十九條 表決の順序は原案に遠きものより先にす

同一の原案に付數個の修正案提出せられたるときは議長は表決の順序を定む若し議員異議を提出し賛成者あるときは議長は議會に諮ひ討論を用ひずして之を決すべし

第四十條 議長表決を取らむるときは表決に付すべき問題を宣告すべし議長表決に付すべき問題を宣告したる後は議員は議題に付發言することを得ず

第四十一條 議長表決を取るには問題を可とする者を起立せしめ起立者の多少を認定し可否の結果を宣告すべし其結果疑しと認むるときは議長は對し議員異議を提出し賛成者あるときは議長は書記をして氏名の點呼をなさしむべし

第四十二條 議長必要と認むるときは議員十名以上の要求あるときは起立の方法を用ひずして記名又は匿名投票を以て表決をなさしむべし

第四十三條 議員は自己表決の更正を求むることを得ず

第四章 委員

第四十四條 議員二人以上の要求あるときは議長必要と認むるときは議會に諮ひ委員を設けて議案意見書案又は決算報告書を審査し又は修正し又は起案せしむることを得

第四十五條 委員の數は五人以上奇數を以て定め議員中にて互選すべし委員の選舉は匿名投票を以て連記選舉し多數を得たるものを以て當選者とする同數者あるときは抽籤を以て之を定む

議會は委員の數及其選舉を議長に委任することを得

第四十六條 委員會は委員中より委員長を選挙すべし

第四十七條 委員に選舉せられたる者は正當の事由なくして其の任を辭することを得ず

第四十八條 議會は委員に付託したる事件に連繫する他の事件を併せて之に付託することを得

第四十九條 委員の審査は議會が付託したる事の外に涉ることを得ず委員の修正又は起案は議會決議の趣旨を變更することを得ず

第五十條 委員會は委員多數以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず

第五十一條 委員會の議事は出席員の過半数を以て決す可否同數なるときは委員長決する所に依る過半数を得ざるときは多數を以て決しその事由を議會に報告すべし

第五十二條 委員會に於て少數を以て廢棄せられたる意見を議會に提出せんと欲する者出席委員三分一に及ぶ時は委員會の報告と共に其の意見を議會に提出することを得

第五十三條 議案又は意見書案を提出したる議員は其委員會議に列席し其の趣旨を辯明することを得但し表決の數に興らず

第五十四條 議會は期限を定め委員會の結果を報告なさしむることを得

第五十五條 委員會は議員及議長の許可を得たる新聞記者の外傍聴を禁ず但し委員會の決議を以て秘密會となすことを得

第五章 會議錄

第五十六條 會議錄は速記法を用ひ府縣制第六十三條規定の外左記の事項を記載す

- 一、開會延會中止及散會の日時
二、出席縣知事及參與官吏の氏名
三、議長報告の件
四、會議に付したる議案の題目

第六章 會議

五、議案となりたる勸講及動議者の氏名

六、決議の事件

七、表決及可否の數を計算したるときは其數

八、選舉の顛末

九、議會に於て必要と認めたる事項

第五十七條 府縣制第五十九條に依り議長取消を命したる發言は會議錄に記載せず

第五十八條 議員會議錄に記載したる事項に關し異議あるときは議長之に答辯すべし議員其の答辯に服せず又議長の處置に對し不服あるときは議長は討論を用ひずして議會の決を取るべし

第五十九條 會議錄署名の議員を三名と定め其議員は議長に於て指命するものとす會議錄は署名議員の外調製したる書記之に署名すべし

第六章 議場内の秩序

第六十條 議員出席したるときは議長室に設けある出席簿に押捺すべし闕席又は遲參するときは開會時刻前に其の事由を議長に届出つべし

第六十一條 遲參の議員は議長の許しを得て議席に着すべし

第六十二條 議員は議事中議長の許可を得ずして議席を退くことを得ず

第六十三條 何人も議場に在ては左の事項

を守るべし

一、吸煙すべからず

二、議事中は議員相私語すべからず

三、議事中贊聲否聲を發し又は喧嘩して議事を妨ぐべからず

四、羽織袴若し洋服を着用すべし異様の服装を爲すべからず

第六十四條 凡て秩序の問題は議長之を決す但議長は議員に諮ひ之を決する事を得

第七章 雜則

第六十五條 凡て會議規則の疑義は議長之を決す但議長は議會に諮ひ之を決することを得

第六十六條 凡そ投票を開くときは議長は議員中より二人乃至四人を指命して立會せしむべし

岩手縣會傍聽人取締規則

第一條 傍聽をなさんとする者は名刺を受付係に提出し許可を受くべし

第二條 十五歳未満の者は傍聽を爲すことを得ず

第三條 傍聽人は百人を限りとす

第四條 傍聽人は控席に憩ひ號鐘に従ひ傍聽席に着くべし

第五條 傍聽席にあるものは左の事項を遵守すべし

- 一、帽子又は外巻を着すべからず
- 二、傘杖の類を携帯すべからず
- 三、飲食吸煙すべからず
- 四、議員の言論に對し可否を評すべからず
- 五、喧擾に涉り其の他議事の妨害をなすべからず
- 第六條 武器凶器を携帯しにる者及飲酩したるものは傍聴席に入るを許さず
- 第七條 何等の事由あるも傍聴人は議席に入ることを得ず
- 第八條 前各條の外受付係に於て指揮することあるときはその指揮に従ふべし

縣會議員有權者

(二年九月二十四日現在)

議員數	選擧人數
盛岡	七、四九三
岩手	一五、六二六
紫波	九、一〇六
種別	一、六三三
和賀	三、四八三
陸奥	三、七二六
江刺	九、八三五
西井	一〇、八七六
東井	一七、三六四
氣仙	三、九八五

上閉伊	下閉伊	計
一四、七〇〇	一四、七〇〇	二九、四〇〇
一四、七〇〇	一四、七〇〇	二九、四〇〇
一四、七〇〇	一四、七〇〇	二九、四〇〇

得能知事豫算説明

(於二年十一月二十一日) 通 常 縣 會

諸君私は茲に昭和三年度豫算案並に之れに關する諸議案の内容を説明するに當りまして先づ以て豫算編成の方針に付きまして申述べたいと思ひます

御承知の通り本縣の財政は過去數年の間に於きましては年々緊縮方針を取つて參つたのでありますが今や本縣に於きましては從來の舊套を脱しまして新なる意氣精神を以て本縣將來の發展振興を策すべき時期に遭遇して居るものと信じます一面縣民の負擔を過重ならしめずして縣將來の財政を鞏固ならしめたいと言ふ點に考慮して編成しましたのが自然膨脹は阻止することは出来ないのであります又常に或程度までは其發達を助長しつゝ參らなければ縣民の福利増進の上に甚しき不利を見るのであります其意味に於きまして縣財政の許す限り新規事業の計劃を樹てまして緊急なる事柄は進んで

計劃した次第であります

以上の編成に依りました昭和三年度の歳出豫算經常部に於きまして二百八十九萬五千八百七十八圓臨時部に於きまして二百四十一萬八千三百五十四圓此合計五百三十一萬四千二百二十八圓であります之れを前年度當初豫算に比較致しますれば九十一萬八千二百二十二圓の増加であります、是より昭和一年當初豫算に比較し變更したる主なる事項に於て大體の御説明を申し述べたいと思ひます

先づ教育費に於て申し述べたいと思ひます

第一、既定計劃の福岡中學校、遠野中學校、盛岡商業學校、水澤高等女學校に於て各一學級並黒澤尻中學校の二學級の増加に伴ふ經費を計上致しました外更に黒澤尻中學校水澤農學校、水産學校の各學校に一學級の學級増加を計劃したのであります、黒澤尻中學校は創立以來年々入學志願者多く縣下中學校中第一位を占め殆ど定員の三倍に垂んとして居りますので之れが入學の緩和を致しまして可成多數の者を教養する目的を以て將來三學級並行の計劃をいたしましたのであります、又水澤農學校も縣下實業學校中入學難の聲最も喧しく是亦志願者は定員の三倍以上を示すので二學級並行として六學級を編成し緩和を圖りたいと思ふのであ

ります、水産學校は從來の水産科を分科して新に漁撈科を設け第三學年より分科することとしたのであります之れがため完成の曉には二學級の増加となるのであります、明年度に於て一學級丈けを増加致しまするのであります

第二、女子師範學校に幼稚園を設置致しましたことであります

幼稚園令は昨年新に發布せられまして女子師範學校が將來幼稚園に關する研究を爲し又は保姆の資格者を教養するため附屬幼稚園の必要に迫られて參つたのであります之れに要する經費千八百五十二圓を計上致したのであります

第三、工業、一關中學兩校の改築であります

兩校共三十有年前の舊築でありまして校舎の腐朽は申すに及ばず生徒の數増加に伴ひまして教室其の他の設備狹隘を告げて教授上支障を見まするので改築を忽にするこゝが出来なくなつたので茲に兩校の改築計劃を樹て此の經費三十四萬九千九百圓を二ヶ年の繼續事業として支出すること、致して明年度は十五萬圓を豫算に計算したのであります

敷地は一關中學校に於ては一關町、山ノ目村及中里村より寄附の申出がありますから

縣會

此所に改築のこゝし、工業學校敷地は現在の大澤川原盛岡農學校の跡地に改築する計劃であります

第四、特別會計教育資金中に新に教育調査費、視學委員、體育獎勵費を設けたことあります

從來本縣教育上の調査は多くは教育者のみの調査であつたのでありますが學校教育は社會に有用の材を養ふを本旨とするものでありますから政府の獎勵方針に基きまして各方面の人々を網羅し本縣教育の向上開發のために各項目に亘り調査研究を遂げ以て教育の社會化實際化を圖らんとするのであります

次に視學委員費であります、小學校教育及補習教育の指導を縣視學と共に中等學校の職員をして之れに當らしむるを必要と認めましたので所要經費を計上致しましたのであります、體育獎勵費は從來中等學校生徒の體育運動の指導獎勵をして教育的ならしむる爲め又各學校に於て自主的に實施せしむるの必要あると共に各校の連絡を保つるの必要あるを以て先般縣立學校聯合體育會の組織を見たのも全く此の必要に於てしたのであります、縣は其の方針の下に健全なる體育の發達を獎勵せんがため之れに要する獎勵費を計上したのであります

一二七

次は勸業費であります、之に於て第一申述べたことは種鶏場の新設に要する經費一萬四千七百五十四圓を計上したことであります、我國内地に於ける鶏卵の需要は年々増加の趨勢にありますけれども生産之れに伴はずして年々千數百萬圓に達する巨額の輸入を仰ぎつゝあるの状況にありますので政府も之れが自給策を講ずべく夫々計劃を樹て各地に國立種鶏場を設置するの外本年度より各府縣の養鶏施設に對し補助獎勵せらるゝこととなつたのであります、故に本縣に於ても政府施設と相俟て優良種鶏卵の供給を行ひ一面夫々指導獎勵せんが爲めに茲に種鶏場を設置したのであります、敷地は紫波郡乙部地内の土地を個人の指定寄附がありましたので其の箇所を適當と認め決定したのであります

第二に小麥原種圃費であります

小麥原種圃を設置したのは近時我國に於ける小麥の需要が著しく増加しまして今や米穀に次ぐ重要な食糧農産物たるに拘らず生産が之に伴はず逐年多額の不足を來すの状態にありまするので一層之が生産の増殖を圖ることは食糧の充實上最も緊要のことでありまして政府に於ても道府縣に對し助成金を交付して優良品種の普及増殖に關す

る事業を促進することになつたのでありま
す、本縣も農林省の委託を受け経費の全額
を得て本年度より農事試験場に於て小麥に
關する試験研究を行ひつゝあるものであり
該施設と相俟つて一層力を入れ原種圃五
反歩新設に要する諸経費であります、原種
圃は町村又は町村農會の採種圃に配付するの
計畫であります

第三、水産試験場指導船建造費十九萬五千
圓を計上したことであります

水産業は前途進展の餘地を存しまして殊に
遠洋に於ても多大なるものが指導の中心
たるべき水産試験場所屬の指導船岩手丸は
最近に於て船體の主要部分が腐朽甚しく航
海危険の状態でありまして仍更に優秀な
る指導船を新造して三百哩乃至四百哩の遠
洋に出動せしめ魚群の探見搜索、漁船の指
導保護、海洋調査等の任務に服せしむるこ
共に近時ますます起る遭難漁船の搜索救護
を爲さしむる必要上之れが完全なる造船及
之に附帶する陸上無線電信受信所設備を施
すため之れに要する経費を計上したので
あります

第四、水源涵養助成費として一萬五千二百
六十七圓を増加したるは旱害及水害防止の
施設でありまして本縣に於ける治水の状態
を見るに各河川水源地に於ける森林著しく

荒廢を來したるがため年々の洪水被害實
に甚大でありますと共に又一面旱害の被
害も尠くないのでありまして此等の被害を
未前に防止せんがために國庫補助を得まし
て縣下重要河川の水源地帯に於て水源涵養
に關係ある私有及社寺有林野一萬町歩に對
し二十年計畫を樹て森林の造成を助成し
且つ三十萬町歩の水源林の保護を圖らんこ
せんがためであります

第五、耕地整理費に於て四千二百五十圓を
増額計上したことであります

耕地整理事業は開墾助成法に浴せしものは
既に八十一地區事業施行面積三千五百六十
町に達しまして年次計畫及助成命に關する
書類及設計變更等の事務又は耕地整理の認
可二百四十二地區一萬九千八百町に達し設
計の變更及調査の技術員を缺き延いて工事
完了事務の進捗を妨ぐるに尠くないので
之れに要する経費を計上したのであります
第六、勸業諸費であります、前年度に比し
一萬八千五百九圓を増加して居りまするが
其の主なるものを擧げますれば

一、桑園改良獎勵費一萬圓を計上したこと
であります本縣は夏秋蠶地として天恵を享
くるに不拘其の發達遲々として振るはざる
は要するに之れが飼料に乏しいのでありま

す、夏秋蠶専用桑園は僅に二千八百十五町
歩でありまして如何に夏秋蠶に於て發達の
餘地あるかを窺ふに足るのであります、以
上の實狀に鑑みまして現在の荒廢しある桑
園を中刈又は根刈桑園に改植せしめ夏秋蠶
の發達に資せんとするの計畫であります、
又桑苗木の栽植は年次三百萬本を越ゆるも
縣内の生産は僅かに百萬本に過ぎませぬの
で他府縣より其移入を仰ぎつゝあるの現狀
でありますから桑苗を縣内に生産せしむる
の獎勵をなしそれと共に耐寒性品種の生産
増加を圖らんとするのであります

次は水稲共同採種圃設置費四千圓を計上し
たことであります、之は農事の組合に獎勵
金を交付して水稲共同採種圃を設置經營せ
んとするのであります

次は肥料改良費に一千七百五十六圓を計上
したことであります、肥料は農養資本中最
も重要にして其の攢擇及施用の適否は收益
上多大の影響を及ぼすに不拘之が注意を缺
くもの多きを以て新に肥料獎勵に力を注ぐ
こととし肥料の合理的施用方法を指導する
と共に自給肥料の増加等肥料全般の指導獎
勵に當らしめむとするのであります

次は勸業補助費に於て養蠶技術員補助五千
圓を新に計上したのであります
近時養蠶業者の好奇心に乘じ種々の飼育法

を流布宣傳するもの多きを加へ之れ等の爲
に悲惨なる失敗を招ぐもの少くないのであ
ります又蠶の品種も多様ありまして其の結
果産繭の不統一は勿論品質の低下を來す傾
向あります、之等は看過すべからざる現象で
あります、之等の弊害を除去するに付き養
蠶組合に養蠶教師の設置を獎勵し指導方針
の統一を圖らんが爲め養蠶教師を長期に亘
り傭入れたる養蠶組合に對し補助金を交付
せんとするのであります

次は家畜農業獎勵費二千圓を計上した事
であります、近年家畜の減少に伴ひまして自
給肥料の不足を訴ふる者多く一面金肥の移
入が年々共に増加しまして農業生産費を高
め經濟の破綻を招くのみならず自給肥料を
増額して地方の維持を圖らん云ふことは是
亦緊急のことでありまして、故に茲に家畜の
飼養を獎勵して肥料經濟に資し地方消耗を
防ぎ兼て農家經濟の圓滑を期せんとするの
であります獎勵金は當歳又は二歳の牛を購
入したるものに對し購入價額の三分の一以
内百頭分を計上したのであります、又農事
試験場費に於て硝子室建築費二千八百圓を
増額計上したるは主として肥料試験用に供
する外米麥其他人工交配及病虫害研究上必
要ありますこと、膽江分場に於て根菜類貯
蔵窖新設に要する費用を計上したのは根菜

類の大量貯蔵を爲すべく設備を缺くるのみ
ならず明年度より馬鈴薯及甘藷の種苗を育
成配付する計畫もありますので其の經費
を計上したのであります、耕地整理事業獎
勵費に於て一千圓を増額計上したるは耕地
整理の調査事務の指導獎勵及助成に施設を
なす團體に對し技術員又は事務員を設置し
たる組合に對し其の費用の一部を補助せん
とするのであります

次に土木費であります土木費に於きまして
は道路保護獎勵費を新に設け千圓を計上致
しました、之は日に月に縣下の交通力繁盛
を加へ殊に自動車激増の結果非常に道路を
破損し現在の縣經濟に於きましては到底完
全に之が補修を爲すことは出来ない状態に
ありまする故に多數縣民に道路愛護の觀念
を鼓吹すると共に道路保護組合等を設けし
め以て適當なる道路の維持をなさんとする
のであります

次に道路改修費に於て三萬八千圓を増して
おりますそれは大迫黒澤尻線中二子、更木
兩村間は渡船なるを以て交通上の不便が尠
くないので架橋の必要を認めておりましたが
關係地方より三萬圓の寄附の申出がありま
したので架橋することの計劃を樹てました
のさ道路改修事業は財源の關係上前年度よ
りの引續き改修を要する道路即ち平館沼宮

内線、小本久慈線、猿澤花泉停車場線岩泉
久慈線と更に山伏川尻停車場線の改修を計
畫致しました土木費本年度支出額は既定の
如く盛釜石線、釜石宮古線、岩泉線、宮古
線國道第四號路線、藤澤花泉停車場線道路
改修並に架橋費でありまして前年度に比し
十六萬九千六百七十三圓を増して居ります
町村道路改修補助費は道路改修資金より生
ずる収入の許す範圍内に於て四千六百六圓
を増して町村道の改修を圖らんとするので
あります

先づ警察費に於きまして警部補及巡查係給
に於て六千六百八十八圓を増加致しまして居
ります之は年次警察の事務複雑多岐となり
まして現在の警察力にては警察事務の目的
を遂行するに甚だ遺憾の點尠くないので縣
下各署中に警部補及巡查の配置増員をなし
て是が缺陷に補足するの必要を認めまして
警部補三名及巡查八名の増員を計上したの
であります、次に宿舍料に於きまして金八
千九百八十六圓を増しましたのは警部警部
補巡查支給額は其の額極めて低額にして其
の名目を保持するに過ぎませぬので警察官
の待遇向上の必要を認めまして前目の經費
を増額計上したのであります
警察廳舎建築費に於て金五萬七百五十圓を
増額しましたのは花巻警察廳舎は狹隘に

して構造適宜ならず且つ本年六月警察區劃の結果置員増加し著しく狭隘を感じ執務上不純勢からざるを以て現在の廳舎及敷地を賣却し之を以て移轉改築を行はんとするのであります

次に衛生費中公醫設置費であります、農村に於きまする醫療機關の整備は保健並防疫上關係があるのであります、然るに農村の現況を見まするに經濟其の他に依ること、思ひまするが未だ開業醫師なき町村は九十ヶ村の多きに達してあるのであります之れ縣民の保健上寒心に堪へない次第であります、其の九十ヶ村中僻陬其の他の關係に依り豫算を有するも醫師を招聘し得ざる八ヶ村の診療に従事せしむべく之に要する費用を計上したのであります

次に社會事業中の農繁託兒所獎勵諸費六百圓を計上したのであります、農繁期に於ける農村の現狀を觀るに幼兒は年少の兄弟に託され或は畔路に放置せらるゝ爲め一生の不幸に陥るもの年々多きを以て之が救濟策として其の施設を獎勵せんとするのであります、又方面委員設置諸費六百圓を計上したのであります、地方篤志家の盡力に依りまして社會改善の實を挙げまするが爲め方面委員の制度を設けまして各種の救濟の徹底を期し一般的救濟の斡旋貧困者の相

談指導に任じまして社會事業の中心機關たらしめんとするの費用として計上したのであります

次に産業統計費に於て八千七百圓を計上したことであります、産業振興施設の基礎たる市町村産業統計の改善を圖るは最も急務なるも現在の市町村の統計費は僅少にして實績を擧ぐるに至らざるを以て其の實際の衝に當る市町村統計吏員及統計調査員の充分の活動を促し産業統計の改善を圖らんが爲め市町村費補助金として計上したのであります

次に歳入に付て大要申述べたいと思ひます、歳計豫算總額は前年度初豫算に比較致しす前申上しました通九十一万八百二十二圓の増額と相成つて居ります、其の内容に於きまして歳出臨時増加額七十七万餘圓を除きまして經常部豫算の膨脹に伴ひ已むを得ず増税を爲すの餘義なきに至つたのであります、即ち地租附加税營業收益税附加税所得税附加税特別地稅等に於きまして何れも制限を超過致しまして夫々増率を爲したる外雜種稅に於て人力車稅を輕減致しまして自動車稅並不動産取得稅の増率を行ひました結果稅收入に於て前年度に比し十二万九千九百十四圓の増額と相成るのであります、斯く増率を行ひましたに拘らず收入の之に

併はざるは歳きに政府に於きまして稅制の整理を行ひました外所得稅の免稅點引上げ改正に依りまして營業收益稅所得稅に於きまして實に二十九萬餘圓減少を見るに至つた爲めであります、尙稅外收入に於きまして七十八萬八千餘圓の増額でありまして之は歳出臨時部に屬する

警察廳舎建築費
教育費本年度支出額（即ち農學校工業學校の建築費）
土木費本年度支出額（土木費繼續費道路改修費）
水産試驗場指導船建造費
町村電話架設補助

等の増額に伴ふ歳入の増加を見込みましたのであります、即ち土木費繼續費の増額に付きましては特別會計道路改良資金並小學校教員加俸資金より運用して之れに充當し又水産試驗場指導船建造費に對しましては縣債によることとし其の他警察廳舎學校等の建築費並町村電話架設費補助に對しては縣有土地建物處分の上之に充當するの計劃を立て以て收支の適合を圖つたのであります、今豫算編成の跡を通觀致して見まする一般に涉りまして經費の節減に努めたるも而かも現在施設の執行上遺憾なかるべ

二、八五、八八八
二、四八、三三〇
五、三三、三三六
同 臨時部
同 合計

き程度に於て又一面時勢の要求に順應する喫緊の經費は之を適度に計上致し以て大に伸びんとする案地を作り將來の發展に資する所あらんことを期した次第であります、尙詳細なる點に付ては夫々適當の時機に於て詳細御説明を致し度い考へてあります、何卒慎重御審議を遂げられまして適當なる御協賛あらんことを希望致します。

縣政一年史

人事の異動

衆議院の解散總選舉に直面して政府は一月十日地方官の大異動を行ふたが本縣知事得能佳吉氏休職となり後任として現在の丸茂藤平氏が復興局整理部長より着任し警察部長伴東氏は滋賀縣に轉じ後任として横濱地方裁判所檢事より三井饒氏の着任となつた更に六月十三日庶務課長光田信氏島根縣に去つて三好重夫氏新潟縣より着任を見これと同時に縣廳内課長の更迭があり藤野社會課長專任官房主事となり桃井事務官新に社會課長となつた、次いで七月十一日第二次課長の異動行はれ田中學務課長宮崎縣に轉じて藤澤視學その後を襲ひ、崎田保安課長學務部に入り社寺兵事課長の椅子に着いたが、その後任には東京府屬から櫻井三郎氏

着任した、この外特高課新設に依つて初めての課長として工藤慶一氏廣島縣より着任となつた

岩手郡補缺選舉

岩手郡選出縣議鈴木岩氏辭任の結果之が補缺選舉は四月十二日施行されたが中村佐一（政）氏當選した

當選	三一〇	中村	佐一
次點	二五三七	菊池	房松
	四四七	吉田	耕三
	二四〇	小館	長右衛門

豫算審議縣會

二年度豫算審議の縣會は十一月二十一日に招集し十二月二十日閉會した豫算審議は比較的平凡にて審議の結果は直接縣費負擔と何等の關係なき宮古港修築關係豫算を除き豫算と關係なき種鶏場敷地寄附案を否決し工業學校敷地は農校跡地並に現在敷地を選ばず他に適當なる敷地を選ぶべしとの希望を附した外一錢一厘の修正削除もなせず原案を可決したので二年度の實行豫算は

歳入經常部	三、六五、八八五
同 臨時部	一、六八、三三三
同 合計	五、三四、二一八

同 臨時部
同 合計

工業學校改築費 100,000
明年度支出額 50,000
一ノ關中學校費 129,000
種鶏場費 14,700
桑園改良獎勵費 10,000
岩手丸新造費 120,000
陸上無線電話設置費 15,000
水源涵養造林助成費 15,000
花巻署改築費 50,000
公醫設置費 13,000
町村電話架設費補助 80,000

臨時縣會招集

今秋縣下において行はる、特別大演習豫算其他を附議の爲め臨時縣會は六月二十九日招集し七月五日閉會したが開會式に當つて豫算説明の外丸茂知事は左の挨拶を爲した

開會の挨拶
本日をして臨時縣會を開會いたします、會期間縣治の爲切に諸君の御精勵を冀ひます

私は今年初頭本縣知事に任命せられ本縣縣治の重任を負ふ事になりました。夙夜この重任を全ふする事に就て苦慮を廻らして居ります。何卒縣民の代表たる諸君の深厚なる御援助あらんことを切に希ひます。而して本年初秋の候陸軍特別大演習が本縣に於て行はれ長くも、聖上陛下親しく之を御統監あらせらるゝ爲に行幸の儀あらせらるゝを以て茲に諸君と初めて相會して之に關する豫算その他を提出して御審議を乞ひ併せて縣民總意の存する所を知る機會を得たる事は私の最も欣幸とする所でありませう。先般地方長官會議に列席致しました際六月二十日地方長官一同宮中に召されて御陪食の光榮を辱う致しました。その際聖上陛下に於ておられは各縣下の状況に關し種々御下問あらせられ岩手縣知事に對しては特に今秋の特別大演習には出來得る限り縣民の迷惑を少なからしめよとの優渥なる御諒を賜はりました。國民を憐み給ふ聖慮の程誠に恐懼感激の至りに堪えない次第で御座います。岩手縣知事は状況を奏上し併せて縣民一同と共に誠意赤心之に當り以て聖旨に副ひ奉るべき旨を奉答致しました次第で御座います。此のいとも長き御聖旨の程は縣民の代表

たる諸君に於かれても十分に御體得なさるゝと同時に縣民一同に御傳へを願ひたいと思ひます。豫算案其他に就きましては何卒十分慎重に審議の上可き信ぜらるゝならば速に宜敷く御協賛下さることを希望致します。之を以て御挨拶をいたします。審議の結果特別大演習豫算三十五萬千七百二圓、外に縣立工業學校敷地として盛岡市内上田專賣局隣接地を買収すること、しこの費用五萬二千百十圓、都市計畫東北地方委員會を可決し同地方委員を縣會議員から選出した、尙ほ辭表を提出した大矢議長の後任として關口松太郎氏選出された。

上奏文と賀表

今秋大演習御統監のため本縣に行幸遊ばさるゝ聖上陛下に縣會の捧呈する上奏文は臨時縣會で左の如く決定した。

上奏文

岩手縣會議長臣關口松太郎誠恐誠惶謹みて言す。恭く惟みるに、天皇陛下、英明天皇祖宗の宏謨を紹き文を修め武を整へ皇化四海に浴く神武入こうに仰ふ爰に天澄み氣爽なる時に方り兵を東に關し給ひて龍駕を杜陵に駐めさせらる衆庶相擧げ

て者を扶け幼を養ひ單食盡漿以てひつを迎へ奉り千歳一遇の光榮に浴せるを感喜せざるなし況んや無邊洪大なる神德聖恩を拜し奉るに於ては孰れもさいれして奉公の誠を輸さざるものあらんや臣松太郎此盛事に際會し感激措く能はず茲に本縣會を代表し恭く感恩の誠こんを捧げ奉る誠恐誠惶謹みて言す。

今秋の御大典に縣會から捧呈する賀表は五日臨時縣會で決定された。

賀表

岩手縣會議長關口松太郎誠恐誠惶頓首頓首伏して惟るに、天皇陛下、天に繼ぎ極を建て元を體し正に居り茲に皇範に遵ひ大典を擧げさせらる萬民咸無窮の頌を唱へ四方悉天位の崇を仰ぐ洵に是れ、聖朝の慶節曠古の盛儀なり恭しく惟れは、陛下、天縱聖明祖宗の宏謨に則り、先帝の偉業を擴め仁風六合を兼ね徳化八こうを掩ふ皇運の盛なる前古未だ嘗て有らざる所なり臣等適々昌期に遇ひくわんべん已むなし茲に謹みて縣會の議を経縣民に代りて表を奉り賀を稱し以て聞す臣松太郎誠恐誠惶頓首頓首謹みて言す。

政務調査會設置

政友會所屬縣議相繼り政務調査會を設置、

- 規定を左の如く決定した。
- 第一條 縣政全般に亘る政務を調査する爲政務調査會を組織す
 - 第二條 政務調査會は左の四部に分ち議員は希望する部に屬して調査に従事するものとす
 - 但一人にて他の部に屬して調査する事を得
 - 第一部 教育、衛生に關する事項
 - 第二部 交通、治水に關する事項
 - 第三部 農務、商工、水産、畜産に關する事項
 - 第四部 歳入財産負債に關する事項
 - 第三條 調査會に會長副會長及各部に主任一名づつを置き會又は部に關する總ての事務を處理せしむ會長副會長は總會に於て主任は其部に於て互選す
 - 第四條 各部の調査は主任の召集により調査に従事し其成績を會長に報告するものとす
 - 第五條 調査總會は會長之を召集し各部の報告成案に就き審議決定するものとす
 - 第六條 凡そ縣會に於て所屬議員より提出する意見書類は先づ政務調査會の議に附し其審議を経るを要す
 - 第七條 議員は調査に附せんとする意見又

市 政

は調査の資料参考となる可き材料を提出する事を得

- 第八條 部會の成案は遅くも毎年六月二十日迄に報告し會長は七月二十日迄に總會の審議に附す可し
- 第九條 他府縣視察、縣内實地視察に關する費用は出張議員の自弁とす
- 第十條 本會に必要な費用は所屬議員の平等負擔とす
- 但其費用額豫算は總會に於て決定す
- 第十一條 會長に於て必要ありと認むる時は顧問を囑託する事を得
- 第十二條 本規定は本年より實施す
- 但し第八條の期日は部會總會を通して八月五日迄とす

盛岡市

盛岡市は岩手縣の中央、東徑百四十一度九分、北緯三十九度四十三分、海拔四百十六尺の位置にあつて、市街は大字十、小字百十三の區域で形成されて居る、市の起源は文献がなく、康平年間安倍頼時が厨川に據つた頃あつたらしいが詳らかでない、明らかに市街となつたのは文祿二年南部利直の

築城からである、もとは不來方または森ヶ岡と稱して居たが元祿四年盛岡と改め創市以來南部家の治所たるは言ふまでもない、昭和三年四月一日米内村を合併した結果面積は三・三九四方里となり人口戸數も左の如く加へられ更らに昭和三年一月都市計畫施行都市となり大盛岡市建設の第一歩を踏み出した

人口及戸數(昭和三年六月末日現在)

戸數	10,633
人口	56,055
内男	27,799
女	28,256

職業別戸數(昭和三年四月現在)

職業	專業	兼業	副業
農業	164	485	755
水産業	1	9	30
工業	224	1,153	1,380
商業	2,014	765	1,771
交通業	721	239	433
公務自由業	1,559	351	2,110

其他の有業者 二九
家事使用人 三三
無職業 三三

三役
市長 北田 親氏(大正三年三月六日)
助役 中村 謙藏(大正四年五月九日)
収入役 安原 慶吉(大正五年二月二日)

歴代市長
目時 敬之(自明治廿二年五月二十二日)
清岡 等(自明治廿七年三月二十七日)
關 定 孝(自明治卅四年十月二十八日)
北田 親氏(自明治卅九年五月十一日)
大矢馬太郎(自明治四十年十一月六日)
北田 親氏(自明治四十三年八月三日)
現在に至る

歴代助役
松岡 毅夫(自明治二十二年六月八日)
中河原 寛(自明治二十五年四月八日)
關 定 孝(自明治三十二年八月廿九日)
至明治三十四年十月廿八日

荒川 則一(自明治卅四年十一月三十日)
古津 藤吉(自明治三十七年四月十四日)
關 定 孝(自明治四十一年一月廿四日)
中村 謙藏(自大正九年十二月八日現在)

歴代議長
工藤 啓藏(自明治廿二年四月二十三日)
宮杜 孝一(自明治三十四年三月廿一日)
大矢馬太郎(自大正二年四月十七日)
赤澤 隆次郎(自大正十四年四月一日)

市會議員 (大正十四年四月十六日)
〔一級選出〕
山邊英太郎 金田一國士
石川 嘉七 吉田 他人
藤澤元次郎 佐藤 尚二
三田 俊次郎 岡田 喜助
堀合 由己 村井源之助
佐々木 徳太郎 龜島 重治
菊池儀兵衛 後藤 尚五郎
荒川 常吉

〔二級選出〕

川村 八郎 赤澤隆次郎
一條 友吉 藤島友次郎
木村仁太郎 菊池慶一郎
戸塚 勇助 又重完吾
村井久太郎 長岡 直八
宮 善次郎 大坪 義太郎
上野 正一郎 大坪 義太郎
一 戸 三 矢 赤澤隆次郎

市會議員
同議長 藤島友次郎
同副議長 赤澤隆次郎

參事會員
後藤 尚五郎 村井源之助
山邊英太郎 菊池慶一郎
岡田 喜助 大坪 義太郎

學務委員 (大正十四年四月二十七日)
龜島 重治 又重完吾
一條 直藏 山邊英太郎
佐々木 仙助 村井 昌八
小保内 弘之 三田地 勳次郎
根守 練太郎

土木委員 (大正十四年四月二十七日)
一 戸 三 矢 吉田 徳太郎
吉田 他人 菊池 慶一郎

村内吉兵衛 澤口 瀧治
石川 伊助

産業委員 (大正十四年四月二十七日)

水村仁太郎 荒川 常吉
川村 八郎 藤澤元次郎
宮 善次郎 石川 嘉七
大坪 義太郎 後藤 尚五郎
村井源之助 岡田 源太
細越 省一 小笠原 善十郎
宮田 他人 谷藤 市助

市吏員俸給表

上	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
下	120	115	110	105	100	95	90	85	80	75	70	65	60

市内小學校
下の橋高等小學校、仁王同小學校、城南尋常小學校、櫻城同、厨川尋常高等小學校、仙北尋常小學校、杜陵尋常小學校、米内小學校を加へて八校、更らに山岸、大慈寺小學校は建築中で第三學期より授業開始

學齡兒童
學齡兒童數 就學兒童數 百分比
男 4,620 4,551 98.7
女 4,620 4,551 98.7

方面監察員

第一區 吉田 直治
第二區 千原 圓空
第三區 船山 秀惠
第四區 吉岡 福治
第五區 山田 清之助
第六區 小林 吉太郎
第七區 一 戸 謙次
第八區 上林 千代治
縣より指名された監察員 元米内分區受持 稻田 泰堂

市學事關係團體

教育會 會員數 三四一名
青年團 同男一、二五名 女九二七名
少年團 九七八名

豫算

昭和二年年度實行豫算は三小學校新築費四十萬圓を起債し追加したる結果百萬三千八百二十六圓となつた

昭和三年歳入出豫算

歳入	73,579
歳出	73,579
經常部豫算	40,551
臨時部同	33,028
▲歳入	2,660
財産より生ずる收入	1,760
使用料及手数料	1,900
交 付 金	3,980
國庫下渡金	5,820
國庫補助金	5,530
縣補助金	17,000
雜 收 入	3,500

(昭和三年六月末日現在)

市政一年 (自二年七月至三年六月)

十一月三日明治節の佳節を卜し吉田文助外二十名の名譽職功勞者表彰式を舉行し金銀盃を贈呈した。
△市の土地賃賃價格調査員選舉は七月廿五日施行投票總數五二三票内無効二票當選者左の如し
池野藤兵衛、龜島重治、村井源之助、岡田喜助、金田一國士、山邊英太郎、菊池慶一郎、三田義正
△九月一日陪審法實施に基く陪審員候補者は十一月二十六日抽籤を以つて中村幸八外二十一名決定した
△市は義務教育普及とその施設を具備するため昭和二、三年の繼續事業として山岸、大慈寺、杜陵の三校を新築増設する計畫で十二月二十三日市會に提案したが此の經費五十七萬圓は市債を發行するものであるが市會は之れを委員會に付託し、翌三年一月下旬まで一ヶ月余に亘つて審議せる結果原案に決定
△縣立工業學校が農學校跡地に改築されるにあつて市は道路新設費として五萬圓を寄附せんとし十一月二十八日市會にはかつ

市市	▲歳出 (經常費)	140,000
神	▲歳出 (臨時費)	170,000
社	請取稅	1,000
議	公金支取費	1,000
所	雜支費	1,000
費	備費	3,000
費	▲歳出 (臨時費)	100
費	聖蹟保存費	100
費	都市計畫調査費	6,218
費	小學校營繕費	2,220
費	青年訓練所設備費	100
費	勸業費	6,130
費	公債費	8,800
費	基本財産編入金補充額	10,000
費	小學校建築費本年度支出	16,335
費	元商業學校費	500
費	追悼費	30,000
費	寄附金	3,000
費	三年度追加更正豫算 (第一次)	7,155
費	歳入	7,155
費	歳出	7,155
費	同	7,155
費	歳入	36,000
費	歳出	2,320
費	歳入	33,680
費	歳出	33,680
費	臨時部豫算高	33,680
費	臨時部追加更正豫算	33,680
費	△市基本財産並資金總額(有價證券)	33,680
費	内運用金	33,680

△市は義務教育普及とその施設を具備するため昭和二、三年の繼續事業として山岸、大慈寺、杜陵の三校を新築増設する計畫で十二月二十三日市會に提案したが此の經費五十七萬圓は市債を發行するものであるが市會は之れを委員會に付託し、翌三年一月下旬まで一ヶ月余に亘つて審議せる結果原案に決定
△縣立工業學校が農學校跡地に改築されるにあつて市は道路新設費として五萬圓を寄附せんとし十一月二十八日市會にはかつ

たが民政派議員は強硬に之れに反對を唱へ否決せんと計畫したが十二月十四日遂に原案を可決した
△昭和三年二月九日市立尋高小學校を昭和三年三月三十一日限り廢止し同時に杜陵小學校を設置するの件並に山岸、大慈寺の二小學校新設に關する諮問に對する答申案を可決す
△同十三日盛岡高等小學校設置の件可決す
△米内村の編入と都市計畫法實施に伴ひ市有給吏員規定を改正した
主事二人を四人に、技師一人を三人に、書記四五人を五〇人に、技手四人を七人に改む
△米内村合併に伴ひ從來米内村に於て經營せる農業補習學校をそのまゝ繼續經營する件並に消防組織變更の件を二十三日市會に提案可決
△盛岡市旅費支給規程改正
△昭和三年度豫算市會は二月二十三日開會三月三日閉會した提出せる歳入出豫算は
歳入 七四五、八五九圓
歳出 四〇九、五一一圓 (經常部) 三三六、三四八圓 (臨時部)
豫算編成方針(市長説明)
本年度の豫算編成は大体に於て從來の方針

に基いたもので勿論緊縮方針をとつた、小學校の設備或は都市計畫、米内合併に伴ふ各般の施設に要する費額を計上し經常部に於ては前年度當初豫算に比し四萬五千六百圓を増加し臨時部に於て十六萬九千九百六圓の歳出である此の歳出總計は二十萬九千六百七十三圓の増加であるが右の内明治橋の寄附金元商業校の寄宿舍、大慈寺小學校の建築費が含んでゐる、歳入に於ては特別稅戶數割に於て一戸當り平均四圓六十五錢を増してゐるのみで之れによつて調和按配をはかり概して前年度と同様の主義方針をとつて編成したのであります
新規事業
杜陵尋常小學校費 二四、六九圓
山岸 同 一、五一一圓
米内 同 七、〇五九圓
補習學校費 二〇三圓
永年勤續の市名譽職員並市有給吏員物故者追悼費 五〇〇圓
小學校建築費 一四〇、〇〇〇圓
歳入計畫
學校建築費に充當する十七萬圓は市債に求め市稅より四十三萬一千圓を見込みその他

國庫補助金	六三三	五八三
縣補助金	六、〇三三	五、五三三
市稅戶數割	八、九二〇	一七、一七〇
役所費	八三、三三〇	八一、五五〇
土木費	三三、六四九	三二、八四九
小學校費	二〇九、六〇六	二〇九、一〇六
社會教育費	一、五〇〇	一、七〇〇
傳染病院費	一九、八三三	一九、六三三
都市計畫調査費	八、三三八	六、九三八
土木費	三三、七四六	三三、七四六
歳入豫算高	七五、八五九	七三、五七九
出(經)	四九、五一一	四〇、〇三一
出(臨)	三三、三四八	三三、〇〇八
原案		修正

△四月一日米内村合併事務引継ぎあり
 △三月廿四日盛岡市吏員恩給條例制定の件
 市會に提出二十六日之れを可決し縣に認可
 を申請したるに六月十八日更正許可さる
 △大演習費計上に際し市當局は備荒基金の
 運用を計畫せるに内示會に於て反對あり會
 議なく之れを撤回し當初豫算四萬八千八百
 八十圓を更正し三萬八千圓を各種の基本財
 産並に資金より運用によつて計上し七月十
 二日市會を招集し議に付した結果原案を決
 定した

追加更正豫算

歳入	三六、〇〇	歳出	二、三〇〇 (經)	三、六〇〇 (臨)
基本財産及資金繰入金	三六、〇〇〇	出(經)	△印減	七、五〇〇
聖蹟保存費	七、五〇〇	基本財産繰入金補充額	△八、八〇〇	△三〇、〇〇〇
土木費	三六、九〇〇	寄付金	△三〇、〇〇〇	二、三〇〇
役所營繕費	二、三〇〇	大演習並行幸諸費	四、八〇〇	四、八〇〇
△都市計畫委員は六月三十日市會に於て選 舉の結果藤島友次郎、堀合由己、一戸三矢 の三氏に決定した				

財政

國庫

一般會計豫算

昭和三年度歳入歳出豫算は左の通りであつた

經常部	歳入	一、四九〇、三三〇	歳出	一、三三八、五九〇
臨時部	歳入	二八三、八四六	歳出	五五五、六四四
普通歳入	三三、九八六	公債金	九一、八三五	
前年度剩餘金繰入	一、三八、〇五五	臨時部	歳入	一、七四四、一八三
經常部	歳入	一、二〇〇、〇〇〇	歳出	一、一五五、〇〇〇
臨時部	歳入	一、一〇〇、〇〇〇	歳出	一、一〇〇、〇〇〇

殖民地豫算

昭和三年度殖民地豫算左の如し
 (單位千圓)

一、朝鮮總督府	三年度	二年度	比較増減
經常部	歳入	一、五七五	一、四二五
臨時部	歳入	一、五七五	一、四二五

臨時部	計	四、〇九〇	出	三、六一八	前年比較	九、〇〇〇
經常部	計	一、三三六	出	一、五〇、八七九	増	二、四四六
臨時部	計	六三、八〇三	出	六〇、〇三〇	増	二、七七三
二、臺灣總督府	計	三三六、二一八	出	二〇〇、九一〇	増	一、三五八
經常部	計	九七、六〇六	出	九三、五七三	増	四、〇三三
臨時部	計	一五、二〇五	出	一六、〇三六	減	八一三
三、關東	計	二二、八二二	出	二二、五九九	増	二、二二三
經常部	計	七九、四三三	出	七九、一六七	増	二、二六六
臨時部	計	三三、八二二	出	三三、三三三	増	四、四八九
四、樺太	計	一四、四〇二	出	一三、九〇九	増	四、四九三
經常部	計	八、二六九	出	八、二〇九	増	五、〇六〇
臨時部	計	三、三三三	出	三、七〇二	減	三、七〇二
四、樺太	計	三、三三三	出	三、三三三	増	四、七五九

各省別豫算

昭和三年度一般會計歳出各省別豫算は左の通りであつた

所管別	經常部	臨時部	計	前年比較
皇費	四、五〇〇	〇	四、五〇〇	〇
外務省	一、七二六	六、五五〇	八、二七六	増
内務省	四、六四四	二、七五一	七、三九五	増
大藏省	三三三、〇九七	四、八三三	三三七、九三〇	増
陸軍省	一七、二九九	四、八八五	二二、一八四	増
海軍省	一四、〇三三	二〇、六二七	三四、六六〇	増
司法省	三三、〇九七	三、六五九	三六、七五六	増
文部省	一三、〇九七	三、三二九	一六、四二六	増
農林省	五、六九六	七、〇九七	一二、七九三	増
工商省	二七、七六八	七、〇九七	三四、八六五	増
通商省	二七、七六八	七、〇九七	三四、八六五	増

地租委譲に依る財政計畫

政府は昭和五年度から地租委譲を實施する計畫の下に三年度より十ヶ年に亘る左記の如き財政計畫表を制作した

區分	昭和三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
經常部	一、四〇、三三七	一、五二四、三二七	一、四七七、四六五	一、四七五、四八八	一、四七四、八二九	一、四六六、七〇三	一、四九八、四〇六	一、五〇四、九四一	一、五〇九、六五七	一、五二四、八五一
臨時部	二八五、八四六	一九四、七二二	一六八、三三四	一三三、八二八	一三三、九五三	九七、〇一九	九七、〇一九	九八、五三四	九四、四四五	八五、四二九
普通歳入	五、九八六	六八、九二五	五八、八五五	六二、〇〇八	五八、〇二九	五〇、〇七一	五〇、〇七一	五三、二一〇	五三、二一五	四九、五五九
公債金	九、八二五	九一、二〇一	八五、三四四	七六、四六〇	七三、九三一	六四、九三三	四六、九四八	四三、三〇三	四三、三〇三	三九、八七〇
前年度剩餘金繰入	一、七〇四、一八三	一、七〇八、九八八	一、六五五、七九〇	一、六〇三、〇五七	一、六〇九、六五八	一、六〇九、六五八	一、五九五、四三三	一、六〇三、四六七	一、六〇四、一〇三	一、六〇〇、二八一
經常部	一、二八、五九一	一、二八、三三九	一、三三、五〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二五、六九〇	一、二七、三〇七	一、二七八、五九一	一、二八三、九八三	一、二八八、九八三	一、二九三、八八三

臨時部 五五、六四四 四九、七七八 四三、二九六 三五、九四四 三五、七五七 三五、五六一 三二、八六〇 三二、四九九 二九、八五七

計 一、七四、一八三 一、七〇、八五八 一、六五、七九〇 一、五九、九三九 一、六〇、七三七 一、六〇、八五八 一、五九、四二八 一、六〇、二九二 一、五八、五八三

差引 歲入過 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

備考 一、本表は大体の計算を示して参考に供するものとす 二、地租の地方委譲は昭和五年度より實施する計畫なり

岩手縣財政

昭和三年度歲入歳出豫算

歳入		歳出	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
臨時部	五五、六四四	臨時部	一、六六、八五七
經常部	一、六九、五三六	經常部	一、六〇、七三七
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、八五八
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五九、四二八
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、二九二
經常部	一、七〇、八五八	經常部	一、六〇、二九二
臨時部	〇	臨時部	一、五八、五八三
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五八、五八三

歳入		歳出	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
臨時部	五五、六四四	臨時部	一、六六、八五七
經常部	一、六九、五三六	經常部	一、六〇、七三七
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、八五八
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五九、四二八
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、二九二
經常部	一、七〇、八五八	經常部	一、六〇、二九二
臨時部	〇	臨時部	一、五八、五八三
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五八、五八三

歳入		歳出	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
臨時部	五五、六四四	臨時部	一、六六、八五七
經常部	一、六九、五三六	經常部	一、六〇、七三七
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、八五八
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五九、四二八
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、二九二
經常部	一、七〇、八五八	經常部	一、六〇、二九二
臨時部	〇	臨時部	一、五八、五八三
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五八、五八三

歳入		歳出	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
臨時部	五五、六四四	臨時部	一、六六、八五七
經常部	一、六九、五三六	經常部	一、六〇、七三七
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、八五八
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五九、四二八
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、二九二
經常部	一、七〇、八五八	經常部	一、六〇、二九二
臨時部	〇	臨時部	一、五八、五八三
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五八、五八三

歳入		歳出	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
臨時部	五五、六四四	臨時部	一、六六、八五七
經常部	一、六九、五三六	經常部	一、六〇、七三七
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、八五八
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五九、四二八
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、二九二
經常部	一、七〇、八五八	經常部	一、六〇、二九二
臨時部	〇	臨時部	一、五八、五八三
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五八、五八三

歳入		歳出	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
臨時部	五五、六四四	臨時部	一、六六、八五七
經常部	一、六九、五三六	經常部	一、六〇、七三七
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、八五八
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五九、四二八
臨時部	〇	臨時部	一、六〇、二九二
經常部	一、七〇、八五八	經常部	一、六〇、二九二
臨時部	〇	臨時部	一、五八、五八三
經常部	一、七四、一八三	經常部	一、五八、五八三

財政—岩手縣財政

